

目 次

1. 平成21年12月4日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第95号から議第125号）	10
9. 日程第5 提案理由の説明	10
10. 日程第6 陳情の報告（陳第5号から陳第8号）	16
11. 日程第7 先議（議第123号から議第125号）	16
12. 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第5号から議員提出第7号）	24
13. 日程第9 質疑・討論・採決	24
14. 日程第10 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会、 新庁舎建設特別委員会及び議会報編集特別委員会委員の選任	25
15. 日程第11 調査事項の委員会付託	25
16. 日程第12 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会、 新庁舎建設特別委員会及び議会報編集特別委員会正副委員長 互選結果報告	26
17. 散 会	26
18. 平成21年12月10日（木曜日）	29
19. 議事日程（第2号）	29
20. 開 議	32
21. 日程第1 一般質問	32
22. 横手議員 質問	32
23. 宮田議員 質問	37
24. 北本議員 質問	40
25. 前田議員 質問	47
26. 内田議員 質問	62
27. 福田議員 質問	65
28. 散 会	70

29. 平成21年12月11日（金曜日）	73
30. 議事日程（第3号）	73
31. 開 議	76
32. 日程第1 一般質問	76
33. 松本議員 質問	76
34. 吉田議員 質問	83
35. 近松議員 質問	91
36. 青木議員 質問	103
37. 福嶋議員 質問	111
38. 江田議員 質問	114
39. 日程第2 議案及び陳情の委員会付託	119
40. 散 会	121
41. 平成21年12月18日（金曜日）	125
42. 議事日程（第4号）	125
43. 開 議	128
44. 日程第1 委員長報告	128
45. 総務委員長報告	126
46. 産業経済委員長報告	131
47. 建設委員長報告	134
48. 文教厚生委員長報告	137
49. 日程第2 質疑・討論・採決	141
50. 日程第3 委員長報告	146
51. 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員長報告	146
52. 日程第4 質疑・討論・採決	146
53. 日程第5 委員長報告	147
54. 新庁舎建設特別委員長報告	147
55. 日程第6 質疑・討論・採決	147
56. 日程第7 追加議案上程（議第126号から議第128号）	148
57. 日程第8 提案理由の説明	149
58. 日程第9 質疑・討論・採決	149
59. 日程第10 追加議案上程（議第129号）	150
60. 日程第11 提案理由の説明	150

61. 日程第 1 2	質疑・討論・採決	151
62. 日程第 1 3	有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙	151
63. 日程第 1 4	玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙	152
64. 日程第 1 5	玉名市農業委員会委員の推薦について	153
65. 日程第 1 6	意見書案上程（意見書案第 3 号から意見書案第 4 号）	153
66. 日程第 1 7	質疑・討論・採決	153
67. 閉 会		154
68. 署 名 欄		155

第 1 号

1 2 月 4 日 (金)

平成21年第8回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
12	4	金	本会議	<p>開 会 宣 告 午前10時</p> <p>1 会議録署名議員の指名</p> <p>2 会期の決定</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 議案上程（議第95号から議第125号）</p> <p>5 提案理由の説明</p> <p>6 陳情の報告（陳第5号から陳第8号）</p> <p>散 会 宣 告 （全員協議会）</p>
12	5	土	休 会	
12	6	日	休 会	
12	7	月	休 会	
12	8	火	休 会	
12	9	水	休 会	
12	10	木	本会議	一般質問
12	11	金	本会議	<p>1 一般質問</p> <p>2 議案及び陳情の委員会付託</p>
12	12	土	休 会	
12	13	日	休 会	
12	14	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 産業経済委員会
12	15	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設委員会 ・ 文教厚生委員会
12	16	水	休 会	
12	17	木	休 会	
12	18	金	本会議	<p>委員長報告（質疑・討論・採決）</p> <p>閉 会 宣 告</p>

平成21年第8回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成21年12月4日（金曜日）午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第95号から議第125号）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 陳情の報告（陳第5号から陳第8号）

散 会 宣 告

（全員協議会）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第95号から議第125号）
 - 議第95号 平成21年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
 - 議第96号 平成21年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第97号 平成21年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議第98号 平成21年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第99号 平成21年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第100号 平成21年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第101号 平成21年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議第102号 平成21年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
 - 議第103号 平成21年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 議第104号 玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について
 - 議第105号 玉名市自転車等駐車場条例の制定について
 - 議第106号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第107号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第108号 玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第109号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第110号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

- 議第111号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第112号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第113号 指定管理者の指定について
- 議第114号 指定管理者の指定について
- 議第115号 指定管理者の指定について
- 議第116号 指定管理者の指定について
- 議第117号 指定管理者の指定について
- 議第118号 指定管理者の指定について
- 議第119号 指定管理者の指定について
- 議第120号 指定管理者の指定について
- 議第121号 指定管理者の指定について
- 議第122号 市道路線の廃止及び認定について
- 議第123号 副市長の選任について
- 議第124号 教育委員会委員の任命について
- 議第125号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 陳情の報告（陳第5号から陳第8号）
- 陳第5号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第6号 消費税増税に反対し、住民税をもとに戻し、社会保障の充実を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第7号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第8号 介護保険制度の見直しを求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第7 先議（議第123号から議第125号）
- 議第123号 副市長の選任について
- 議第124号 教育委員会委員の任命について
- 議第125号 教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第5号から議員提出第7号）
- 議員提出第5号 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会の設置について
- 議員提出第6号 新庁舎建設特別委員会の設置について
- 議員提出第7号 議会報編集特別委員会の設置について
- 日程第9 質疑・討論・採決

日程第10 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会、新庁舎建設特別委員会及び議会報編集特別委員会委員の選任

日程第11 調査事項の委員会付託
(休憩中委員会)

日程第12 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会、新庁舎建設特別委員会及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

出席議員（26名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君
19番	青木壽君	20番	大崎勇君
21番	田畑久吉君	22番	小屋野幸隆君
23番	竹下幸治君	24番	吉田喜徳君
25番	松田憲明君	26番	杉村勝吉君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	田中等君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	今上力野さん	書記	小畠栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	高嵯哲哉君	総務部長	元田充洋君
----	-------	------	-------

企画政策部長兼
玉名総合支所長兼
玉名地域自治区事務所長

牧野吉秀君

市民環境部長

黒田誠一君

福祉部長

井上了君

産業経済部長

出口博則君

建設部長

望月一晴君

会計管理者

徳井秀憲君

岱明総合支所長兼
岱明地域自治区事務所長

植原宏君

横島総合支所長兼
横島地域自治区事務所長

吉村孝行君

天水総合支所長兼
天水地域自治区事務所長

池田健助君

企業局長

木下憲生君

教育次長

前田敏朗君

○議長（竹下幸治君） おはようございます。

ただいまから平成21年第8回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹下幸治君） 会議録署名議員を指名いたします。

3番議員 内田靖信君、4番議員 江田計司君、以上の両君にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（竹下幸治君） 次に、会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、11月27日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月18日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの15日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（竹下幸治君） 市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

いよいよ師走となり、今年もあと1カ月を残すのみとなりました。平成21年第8回玉名市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

先月半ばに臨時市議会を開催して間もない中、今議会を召集いたしましたところ、議員各位におかれましては、全員そろって御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。私にとりましては、新市になり初めての定例議会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、臨時市議会のごあいさつでも申し上げましたところでございますが、さきの選挙で市民の皆様を初め、各方面より多くの力強い御支援と御協力を賜り、11月13日、第2代玉名市長としてスタートを切らせていただきました。ここで改めて7万玉名市民の舵取り役として、私の考えの一端を述べさせていただきたいと思っております。私はこ

れまで約20年間、本市行政を議員、そして市長、それぞれの立場で玉名市を見、そして「市民が主人公である自治」を第一に考え、実現したいという思いで歩いてまいりました。1市3町が合併し、今なお、私の心にある理念の柱のひとつが「市民のための行政」であります。簡素で効率的、わかりやすく、そして温かい心の通う行政という理念は昔も今も全く変わりありません。行政に携わる者として至極当然のことであり、あえて言うまでもないことかもしれません。今後、市民生活に直結する各種施策を迅速かつ着実に実施するため、市民の皆様の英知とそして玉名市職員全員の知恵を集約し、その先頭に立って、玉名を愛する市民の皆様の信託にこたえるため、公約した事柄の一つ一つに誠意と情熱を持って取り組んで行く所存でございます。

さて、昨年9月のリーマンショックに端を発した未曾有の世界的不況が続く中、先月には中東の一部企業における債務処理に端を発した「ドバイショック」と言われている金融不安により、依然として世界経済に好転の兆しは見ておりません。わが国においても、景気は一段と深刻さを増し、本年度の国の税収は大幅に落ち込み、来年度の回復は厳しい状況下にあると報じられております。そんな中、先月末、公務で上京しました折、国の平成22年度概算要求から無駄を洗い出す行政刷新会議の事業仕分けの作業会場を訪れ、わずかな時間でしたが傍聴してまいりました。連日マスコミで放送されておりますとおり会場は大勢の方たちが熱心に見守る中、緊張と緊迫した空気が漂い、終始熱くシビアな論戦が繰り広げられておりました。最終的にはこの作業の結果、449事業のうち74事業の廃止のほかに見直しなどが判定され、当初目指した額には届いていないものの、総額で約1兆8,000億円の財源が捻出されたとの報道がされております。ただ一方では、効率性やコスト面が重視されるあまり、そのあり方等について賛否両論、意見が分かれているところであるというふうに伝え聞いております。我々自治体におきましても、市民が目指す市政のあり方、市民が今一番必要としていることに対し、効率的で無駄を省いた行政運営を進めていく上において、一つ一つの事業を精査していくときがきていると考えております。政策を実現するためには、当然予算を必要とし、限りある予算を今後どのようにしてメリハリある事業につなげて、市民の皆様の実生活に少しでも反映するような行政運営にいかに取り組んで行くかが、大きな課題であり、またその実践に徹してまいりたいと考えております。

今、新型インフルエンザが国内でも猛威を振るっております。その対策費として、今回の補正予算案にも計上いたしているところですが、特に小さなお子さんやお年を召した方などに対しましては、予断を許さない状況下にあるようでございます。熊本県では先月25日、「大きな流行の発生、継続」を意味する県内全域が警報レベルに達したと発表がなされました。本市の小・中学校の児童・生徒におきましては、今年8月の発生から今月1日まで合計1,378名が罹患し、延べ87の学級閉鎖に至りま

した。12月1日現在、5校6学級が閉鎖状況にあり、今後、さらに増える可能性があるとの報告を受けているところでございます。罹患しないためには、各御家庭はもとより1人1人が日頃の健康管理、病気予防に対する認識と心がけに尽きるころだと思っております。

ところで本議会に提案いたしておりますものは、予算関係では平成21年度一般会計補正予算案ほか、特別会計補正案8件を提案いたしております。一般会計の補正につきましては、さきの臨時議会で御承認をいただきました低所得者に対する新型インフルエンザ予防接種費補助金の追加分、また、私の公約でございました市長給与の3割減額などを計上いたしております。条例案といたしましては、玉名市長の給与特例に関する条例案を含む6件、指定管理者の指定案9件、人事案件3件、その他議決案4件、あわせて31件を提案いたしております。

以上でございますが、議員各位におかれましては、よろしく御審議いただき、いずれも原案どおり承認賜りますようお願いを申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。お世話になります。

日程第4 議案上程（議第95号から議第125号）

○議長（竹下幸治君） これより議案を上程いたします。

議第95号平成21年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から議第125号教育委員会委員の任命についての議案31件を議題といたします。

お手元に配付しておりますので、議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（竹下幸治君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。議第95号から議第122号までの議案28件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。まず補正予算につきましてでございます。お手元にお配りしております資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

今回、提案をいたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、提案いたすものでございます。なお、今回は、一般会計及び特別会計の共通補正事項といたしまして、議第97号平成21年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を除く8会計におきまして、人事院勧告による職員給与調整等を行なっております。

それでは初めに、議第95号平成21年度玉名市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,140万7,000円を追加し、総額を289億2,413万9,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、12款分担金及び負担金は547万6,000円の追加で、保育所運営費負担金860万1,000円などによるものでございます。14款国庫支出金は2,578万円の減額で、子育て応援特別手当交付金7,219万円の減などによるものでございます。15款県支出金は6,848万円の追加で、障害者自立支援給付費負担金1,901万2,000円、地球温暖化対策事業推進事業補助金2,000万円、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金1,422万1,000円などによるものでございます。

資料の2ページでございます。21款市債は1,630万円の減額で、都市再生整備事業債1,700万円の減などによるものでございます。なお、今回の補正におきましては、10款地方交付税4,073万7,000円及び19款繰越金3,816万円の追加により財源調整を行なうものでございます。

次に、歳出につきまして主な内容を御説明申し上げます。2款総務費は1,628万7,000円の減額で、市長給料の30%減額などによるものでございます。3款民生費は8,397万9,000円の追加で、介護給付・訓練等給付事業7,604万9,000円、岱明ふれあい健康センターへの太陽光発電システム等設置費4,284万8,000円などによるものでございます。4款衛生費は6,659万1,000円の追加で、新型インフルエンザ予防接種費補助金2,325万3,000円などによるものでございます。6款農林水産業費は1,415万1,000円の減額で、水環境保全創造事業1,217万1,000円の減などによるものでございます。7款商工費は36万2,000円の追加で、中心市街地活性化事業基本設計委託料100万円などによるものでございます。8款土木費は2,552万3,000円の減額で、都市再生整備事業3,853万5,000円の減などによるものでございます。9款消防費は416万4,000円の追加で、全国瞬時警報システム整備工事302万円などによるものでございます。

資料の3ページでございます。10款教育費は956万円の追加で、岱明B&G海洋センター体育館修繕1,150万円などによるものでございます。11款災害復旧費は820万4,000円の追加で、林道施設災害復旧費によるものでございます。次に、第2表債務負担行為補正につきましては、新たに基幹業務システム更新業務の期間及び限度額を設定するものでございます。第3表地方債補正につきましては、林道整備事業ほか3件につきまして変更を行なうものでございます。

以上が一般会計補正予算の説明でございます。

次に、議第96号平成21年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,876万円を追加し、総額を89億360万3,000円とするものでございます。主な内容につきましては、保険給付費の追加などによるものでございます。

資料の4ページになります。次に、議第97号平成21年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ88万4,000円を追加し、総額を7億3,639万9,000円とするものでございます。主な内容につきましては、窓口端末機購入等によるものでございます。

資料の5ページになります。議第98号平成21年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ64万2,000円を減額し、総額を61億7,177万6,000円とするものでございます。

次に、議第99号平成21年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ38万7,000円を減額し、総額を9億2,024万5,000円とするものでございます。

資料の6ページになります。議第100号平成21年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ10万8,000円を減額し、総額を3,899万7,000円とするものでございます。

次に、議第101号平成21年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。資料の7ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ15万2,000円を減額し、総額を3,514万8,000円とするものでございます。

議第102号平成21年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。第2条収益的支出の補正につきましては、45万6,000円を減額し、総額を6億8,184万5,000円とするものでございます。第3条資本的収入の補正につきましては、130万2,000円を追加し、総額を2億1,647万4,000円とするものでございます。また、資本的支出の補正につきましては92万2,000円を追加し、総額を8億6,483万4,000円とするものでございます。

資料の8ページになります。最後に議第103号平成21年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。第2条収益的支出の補正につきましては、52万5,000円を減額し、総額を10億9,882万3,000円とするもので

ございます。また、第3条資本的支出の補正につきましては57万7,000円を減額し、総額を20億4,770万1,000円とするものでございます。

次に、条例関係議案等19件について御説明を申し上げます。

議案つづりの1ページをお開きください。議第104号玉名市長の給与の特例に関する条例の制定についてでございますが、これは市長の在任期間における給料及び期末手当を減額するため、条例を制定するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成22年1月1日から平成25年11月12日で、その効力を失うものでございます。

次に、2ページでございます。議第105号玉名市自転車等駐車場条例の制定についてでございますが、これは、地方自治法第244条の2第1項の規定により、玉名市自転車等駐車場の設置及び管理について条例を制定するものでございます。内容といたしましては、市街地における自転車等の駐車秩序を確立するため、設置された自転車等駐車場の名称、位置、管理などにつきまして、必要な事項を定めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

5ページになります。議第106号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、職務の責任と給与の関係を明確にするため条例の整備を図るものでございます。内容としまして、国家公務員の級別標準分類表を参考にしまして、地方公務員法第24条第1項に規定されています職務給の原則に基づき、級別職務分類表の規定をわかりやすく明確にするため、特に高度な知識経験を必要とする業務を行なう主任または技術主任の職務を廃止しまして、責任の度合いがある主査の職務を設けるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成22年1月1日から施行するものでございます。

次、7ページになります。議第107号玉名市地域污水处理施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、新立石団地污水处理場の設置に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容につきましては、これまで当該団地の污水处理施設の管理は家賃収入により、一括管理しておりましたが、家賃の見直しに伴いまして、他の一般市営団地との整合を図るため、来年度より玉名市農業集落排水処理施設条例の規定により算定した額を、新たに徴収するものでございます。附則としましては、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

次、8ページになります。議第108号玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは入居者の資格並びに新立石団地の家賃及び駐車場の管理方法の見直しに伴い、条例の整備を図るものです。内容としましては、現在、新立石団地につきましては、合併前の天水町から単独住宅として引き継ぎ、月額2万5,000円の定額家賃を徴収しているところですが、他の同等程度の一般市営住宅

との公平性を図るため、家賃体系を整備するものでございます。また、駐車場の管理方法につきましても、これまで無料となっていた料金を玉名市行政財産使用料条例に基づき有料とするものでございます。附則といたしましては、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、改正後の第5条第2項の規定は、平成22年4月分以降の家賃について適用し、同年3月分以前の家賃については、なお従前の例により行なうものでございます。

次、10ページになります。議第109号玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、給水区域の拡張に伴い条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、本年度、箱谷、三ツ川の一部の地区を給水区域とする変更認可の申請を行なうため、給水区域の規定を改めるものでございます。また、そのほか条例中の文言の整備を図るものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次、12ページになります。議第110号土地改良事業の計画の概要を定めることについてでございますが、これは、市が土地改良事業を実施するときは、土地改良法第96条の2第2項の規定により、その計画の概要について議会の議決を経る必要があるためでございます。計画の内容でございますが、六十丁地区の排水路の整備を行なうことにより水田の汎用化、維持管理の費用及び労力の節減並びに農業経営の安定向上を図るものでございます。

14ページです。議第111号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございますが、これは地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容といたしまして、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町が熊本市に編入することにより、熊本県市町村総合事務組合から平成22年3月22日限りで脱退させるものでございます。また、規約第8条に本組合の副組合長3名は、熊本県町村会副会長をもって充てると規定されておりますが、熊本県町村会の規約の改正に伴い、既に熊本県町村会副会長が3名から2名に変更されておりますので、本組合の副組合長の数も2名に変更するものでございます。附則としまして、この規約は平成22年3月23日から施行するものでございます。

次、15ページでございます。議第112号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございますが、これは地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容としまして、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町が熊本市に編入することにより、熊本県後期高齢者医療広域連合から平成22年3月23日限りで脱退させるものでございます。附則としまして、この規約は平成22年3月23日から施行するものでございます。

次、16ページから24ページまでになります。議第113号から121号までの

指定管理者の指定についてでございますが、これは各施設の条例の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。内容といたしまして、管理を行なわせる施設は、議第113号玉名市民会館、玉名市勤労青少年ホーム、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターで、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを指定の期間として、財団法人玉名市自治振興公社を、議第114号が玉名市福祉センターで、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を、議第115号が玉名市岱明コミュニティーセンターで平成22年4月1日から平成25年3月31日までを指定の期間として、株式会社三勢を、議第116号が玉名市岱明ふれあい健康センターで、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を、議第117号及び議第118号が玉名市立伊倉児童センター及び玉名市天水老人憩いの家で、ともに平成22年4月1日から平成25年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を、議第119号が玉名市大衆浴場で平成22年4月1日から平成27年3月31日までを指定の期間として、玉名温泉観光旅館協同組合を、議第120号が玉名市草枕温泉てんすい、玉名市草枕山荘、玉名市草枕展望農園、玉名市花の館、玉名市馬水農村公園及び玉名市津越イベント広場で、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを指定の期間として、株式会社池田建設を、議第121号が玉名市横島農産加工研修センター、玉名市横島農業体験施設及び玉名市ふるさとセンターY・BOXで、平成22年4月1日から平成26年3月31日までを指定の期間として、有限会社横島特産物振興協会をそれぞれ指定するものでございます。

次、25ページになります。議第122号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、これは道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を求めるものでございます。今回廃止する路線は、一本松伊倉線、中北伊倉駅線の2路線でございます。いずれも市道名称が重複していたことに伴い廃止するものでございます。また、認定する路線は、繁根木玉名線、玉名大坊線、高瀬大橋津留線、向迫間玉杵名線、一本松青野原線、築地ナギノ線、中北田端線、両迫間4号線、大坊トンネル西線の9路線でございます。

以上、今議会に提案いたしております議案の主な内容について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 議第123号副市長の選任についてでございますが、前副市長高本信治氏が平成21年11月12日をもちまして退職いたしました。つきましては、築森守氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議第124号及び議第125号の教育委員会委員の任命についてでございますが、前教育委員会委員菊川茂男氏及び内田實氏が本年11月29日をもちまして任期満了となりました。つきましては、森義臣氏及び池田誠一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹下幸治君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 陳情の報告（陳第5号から陳第8号）

○議長（竹下幸治君） 次に、陳情の報告をいたします。今回陳情4件が提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております議第123号副市長の選任についてから議第125号教育委員会委員の任命についてまでの人事案件3件については、議事に都合により、これを先議し、あわせて委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 異議なしと認めます。よって、日程追加として、議第123号から議第125号についてまでの人事案件3件については、これを先議し、あわせて委員会付託を省略することを決定いたしました。

日程第7 先議（議第123号から議第125号）

○議長（竹下幸治君） 議第123号副市長の選任について、議第124号教育委員会委員の任命について、議第125号教育委員会委員の任命について。

以上、人事案件3件については、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。私は、今議会に提案されております議第123号副市長の選任について議第124号教育委員会委員の任命について以上、議題2件については私は反対をいたします。なぜかと言いますと、さきの市長選挙におきまして高崙市長は約52%の得票率でありました。いわゆる、有権者の過半数を超える得票を得たわけでありました。しかしながら、逆に高崙市長に投票しなかった有権者も過半数に近い人がいるわけでありました。市長は、第2期の玉名市長として選任されたわけでありましたが、市長には市民が納得する市政運営が求められると私は思います。それこそ市民目線の政治ではないでしょうか。今議会提案の人事案件では人事案件、申しました2件は選挙長を、さきの市長選挙におきましての選挙長を副市長に、後援会会長を教育委員にというものでありまして、これは選挙態勢をそのまま市政運営に持ち込む乱暴極まりない提案だと言わざるを得ません。市民目線、全職員の英知を結集した市政運営を目指すと明言された高崙市長であります。ならば選挙とは無縁な人事を、それこそ市長の英知を投じて提案することが真の市民が主人公の市政につながるものではないでしょうか。

以上をもちまして、私は、この2つの人事案件につきましては、反対を表明いたしまして討論を終わります。

○議長（竹下幸治君） 8番 福島譲治君。

[8番 福島譲治君 登壇]

○8番（福島譲治君） おはようございます。蒼風会の福島譲治です。人事議案に対する反対討論をいたします。今回、副市長と任期満了に対します教育委員会委員2人の人事議案が提出されておりますが、このうち私は、特に教育委員会委員2人の選任について反対の討論をいたします。教育委員につきましては、合併したとはいえ、旧玉名市から2人、岱明、天水、横島から各1人ずつと地域的な配慮がなされて選任されておりました。ところが、今回の議案が承認されれば、天水地区からは委員がいなくなることとなります。合併で1市3町の垣根が取り払われたとはいえ、教育の場においても、それぞれの地域にはそれぞれの特長、地域性があり、地域に住んでいる人にしかわからないことが多々あります。天水には、天水地区には1つの中学校と3つの小学校がございます。4校とも大きな学校ではありませんが、それぞれ特長があり、スポーツも盛んですし、非行等もほとんど見られない地域であります。それにもまして学業の方が特に優秀だと聞いております。これは皆さん調べてもらえればわかることです。このことは、地

元出身の教育委員の、それぞれの教育委員の皆さんの努力があったに違いありません。決して今回提案された2人の方の資質を問うものではありません。それぞれ素晴らしい方だと思います。私は特に面識もございませんが。良好な形で進んでいるこのような方法をあえて切り崩して提案をされるということには疑問を感じ得ません。今回は天水地区でありましたけれども、次には岱明また横島に及ぶことになるかもしれません。各地域の実情がわからないような教育委員さんで組織されてしまうというようなことが考えられます。地域性を無視した教育委員会委員の選任提案に反対いたします。

○議長（竹下幸治君） 3番 内田靖信君。

[3番 内田靖信君 登壇]

○3番（内田靖信君） おはようございます。自友クラブの内田です。議第125号教育委員会委員の任命について私は、この議案に反対の立場で討論を行ないます。この議案で提案をされております玉名市伊倉北方2657番地1の池田誠一さんにつきましては、私も面識はございませんが、伺うところによりますと人格も高潔でまた教育に対する見識も優れた方と伺っております。ただ、提案理由にもありますように、前教育委員会委員は合併前の旧天水町から選任をされておりました。合併後の4年間、教育委員会委員5名の定数におきまして、旧玉名市から2名、旧岱明町から1名、旧横島町から1名、そして旧天水町から1名となっており、それぞれ合併前の地域バランスを考慮した教育委員会委員の提案2名が執り行なわれてきたところでございます。今回の議第125号による提案は従来地域のバランスを崩すことになり、旧天水町からの教育委員は不在となります。1市3町が合併しまして、まだ4年余りです。この人事案件はあまりにも配慮に欠けた提案と受け止めております。

以上で、私の反対討論といたします。

○議長（竹下幸治君） ほかに討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第123号副市長の選任についてから議第125号教育委員会委員の任命についての人事案件3件についての、採決については無記名投票によりたいとの要求と記名投票によられたいとの要求が同時にあっております。いずれの方法によるかは会議規則第71条第2項の規定により、無記名投票をもって採決することになっております。よって、まず無記名投票によるべしとの要求について、採決いたします。念のため申し上げます。無記名投票による可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入願います。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（竹下幸治君） ただいまの出席議員数は25人であります。投票用紙を配付さ

せませす。

[投票用紙配付]

○議長（竹下幸治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（竹下幸治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。無記名投票を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否を明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。点呼を命じます。

議会事務局次長 廣田清二君。

[事務局 廣田清二君 登壇]

○議会事務局次長（廣田清二君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

藏原隆浩議員、福田友明議員、内田靖信議員、江田計司議員、北本節代議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋讓治議員、永野忠弘議員、宮田知美議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、高村四郎議員、松本重美議員、多田隈保宏議員、高木重之議員、中尾嘉男議員、青木壽議員、大崎勇議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、吉田喜徳議員、松田憲明議員、杉村勝吉議員。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（竹下幸治君） 開票を行ないます。議会規則第31条第2項の規定により、立会人に藏原隆浩君、江田計司君、横手良弘君、森川和博君、大崎勇君、小屋野幸隆君を指名いたします。

よって、6人の立会いをお願いします。

[職員により開票点検]

○議長（竹下幸治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成11票、反対14票。

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、記名投票とすることに決定いたしました。

これより議第123号副市長の選任についてを採決いたします。この採決は記名投票をもって行ないます。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（竹下幸治君） ただいまの出席議員数は25人であります。投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（竹下幸治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（竹下幸治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

議会事務局次長 廣田清二君。

[事務局 廣田清二君 登壇]

○議会事務局次長（廣田清二君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

藏原隆浩議員、福田友明議員、内田靖信議員、江田計司議員、北本節代議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋讓治議員、永野忠弘議員、宮田知美議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、高村四郎議員、松本重美議員、多田隈保宏議員、高木重之議員、中尾嘉男議員、青木壽議員、大崎勇議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、吉田喜徳議員、松田憲明議員、杉村勝吉議員。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（竹下幸治君） 開票を行ないます。議会規則第31条第2項の規定により、立会人に藏原隆浩君、江田計司君、横手良弘君、森川和博君、大崎勇君、小屋野幸隆君を指名いたします。

よって、6人の立会いをお願いいたします。

[職員により開票点検]

○議長（竹下幸治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 25 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 11 票

福田友明、横手良弘、永野忠弘、宮田知美、森川和博、多田隈保宏、高木重之、
青木壽、田畑久吉、小屋野幸隆、杉村勝吉

反対 14 票

藏原隆浩、内田靖信、江田計司、北本節代、近松恵美子、福嶋譲治、前田正治、
作本幸男、高村四郎、松本重美、中尾嘉男、大崎勇、吉田喜徳、松田憲明

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、議第 123 号については、原案に同意しないことに決定いたしました。

これより議第 124 号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は記名投票をもって行ないます。議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（竹下幸治君） ただいまの出席議員数は 25 人であります。投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（竹下幸治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（竹下幸治君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長（竹下幸治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

議会事務局次長 廣田清二君。

[事務局 廣田清二君 登壇]

○議会事務局次長（廣田清二君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

藏原隆浩議員、福田友明議員、内田靖信議員、江田計司議員、北本節代議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋譲治議員、永野忠弘議員、宮田知美議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、高村四郎議員、松本重美議員、多田隈保宏議員、高木重之議員、中尾嘉男議員、青木壽議員、大崎勇議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、吉田喜徳議員、松田憲明議員、杉村勝吉議員。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹下幸治君） 開票を行ないます。議会規則第31条第2項の規定により、立会人に藏原隆浩君、江田計司君、横手良弘君、森川和博君、大崎勇君、小屋野幸隆君を指名いたします。

よって、6人の立会いを願います。

〔職員により開票点検〕

○議長（竹下幸治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成8票

福田友明、北本節代、横手良弘、永野忠弘、森川和博、多田隈保宏、高木重之、杉村勝吉

反対17票

藏原隆浩、内田靖信、江田計司、近松恵美子、福嶋譲治、宮田知美、前田正治、作本幸男、高村四郎、松本重美、中尾嘉男、青木壽、大崎勇、田畑久吉、小屋野幸隆、吉田喜徳、松田憲明

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、議第124号については、原案に同意しないことを決定いたしました。

これより議第125号教育委員会委員の任命について採決いたします。この採決は記名投票をもって行ないます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹下幸治君） ただいまの出席議員数は25人です。投票用紙の配付をさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（竹下幸治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹下幸治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を、否とする諸君は青票を点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

議会事務局次長 廣田清二君。

[事務局 廣田清二君 登壇]

○議会事務局次長（廣田清二君） 命によりまして、議員の点呼をいたします。

藏原隆浩議員、福田友明議員、内田靖信議員、江田計司議員、北本節代議員、横手良弘議員、近松恵美子議員、福嶋讓治議員、永野忠弘議員、宮田知美議員、前田正治議員、作本幸男議員、森川和博議員、高村四郎議員、松本重美議員、多田隈保宏議員、高木重之議員、中尾嘉男議員、青木壽議員、大崎勇議員、田畑久吉議員、小屋野幸隆議員、吉田喜徳議員、松田憲明議員、杉村勝吉議員。

○議長（竹下幸治君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（竹下幸治君） 開票を行ないます。議会規則第31条第2項の規定により、立会人に藏原隆浩君、江田計司君、横手良弘君、森川和博君、大崎勇君、小屋野幸隆君を指名いたします。

よって、6人の立会いを願います。

[職員により開票点検]

○議長（竹下幸治君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成13票

藏原隆浩、福田友明、北本節代、横手良弘、宮田知美、前田正治、作本幸男、森川和博、松本重美、多田隈保宏、高木重之、青木壽、杉村勝吉

反対12票

内田靖信、江田計司、近松恵美子、福嶋讓治、永野忠弘、高村四郎、中尾嘉男、大崎勇、田畑久吉、小屋野幸隆、吉田喜徳、松田憲明

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、議第125号については、原案に同意することに決定いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 3時42分 開議

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

日程の追加についてお諮りいたします。

議員提出第5号 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会の設置について

議員提出第6号 新庁舎建設特別委員会の設置について

議員提出第7号 議会報編集特別委員会の設置について

を日程表のとおり、日程に追加し、議題にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第8 議員提出議案上程（議員提出第5号から議員提出第7号）

○議長（竹下幸治君） これより、議員提出議案の審議に入ります。

議員提出第5号 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会の設置について

議員提出第6号 新庁舎建設特別委員会の設置について

議員提出第7号 議会報編集特別委員会の設置について

の議員提出議案3件を一括議題といたします。お手元に配布しております議案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第5号から議員提出第7号までの議員提出議案3件について、議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することを決定いたしました。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長（竹下幸治君） 議員提出第5号から議員提出第7号までについて、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議員提出第5号から議員提出第7号までの議員提出議案3件については、原案のとおり、これを設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり設置することに決定いたしました。

日程第10 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会、新庁舎建設特別委員会及び議会報編集特別委員会委員の選任

○議長（竹下幸治君） ただいま設置されました各特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会委員に、藏原隆浩君、福田友明君、横手良弘君、近松恵美子さん、福嶋謙治君、永野忠弘君、前田正治君、高村四郎君、松本重美君、大崎勇君、小屋野幸隆君、杉村勝吉君。

新庁舎建設特別委員会委員に、内田靖信君、江田計司君、北本節代さん、宮田知美君、作本幸男君、森川和博君、高木重之君、中尾嘉男君、青木壽君、田畑久吉君、吉田喜徳君、松田憲明君。

議会報編集特別委員会委員に、藏原隆浩君、福田友明君、江田計司君、北本節代さん、近松恵美子さん、宮田知美君、中尾嘉男君、田畑久吉君。

以上の諸君を指名いたします。

日程第11 調査事項の委員会付託

○議長（竹下幸治君） 次に調査事項を付託いたします。

お諮りいたします。新幹線鹿児島ルート早期完成・開業の促進及び新玉名駅周辺整備の推進を図るための調査事項並びに玉名バイパスの早期完成・開通を図るために調査事項を、新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会に。新庁舎建設に関する事項を、新庁舎建設特別委員会に。議会報の編集・発行等に必要な調査のための事項を議会報編集特別委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

付託を決しましたので、各特別委員会におかれましては、正副委員長互選及び審査のため、直ちに関係の委員会を開会の上、その結果を議長まで御報告願います。

次に、お諮りいたします。議会報編集特別委員会に付託いたしました議会報の編集・発行等に必要な調査のための事項につきましては、今期４年間、調査の終了するまで継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

正副委員長互選及び審査のため、休憩いたします。

午後３時４９分 休憩

午後４時３６分 開議

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１２ 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会、新庁舎建設特別委員会及び議会報編集特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（竹下幸治君） 各特別委員会における正副委員長互選の結果を御報告いたします。新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員長に永野忠弘君、副委員長に藏原隆浩君。新庁舎建設特別委員長に吉田喜徳君、副委員長に江田計司君。議会報編集特別委員長に宮田知美君、副委員長に近松恵美子さんがそれぞれ就任されましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明５日から９日までを休会とし、１０日は定刻より会議を開き、一般質問を行いません。一般質問を希望しておられる方は、質問の要旨を具体的に記載し、７日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午後４時３８分 散会

第 2 号

12月 10 日 (木)

平成21年第8回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成21年12月10日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 6番 横手 議員
 - 2 10番 宮田 議員
 - 3 5番 北本 議員
 - 4 11番 前田 議員
 - 5 3番 内田 議員
 - 6 2番 福田 議員
- 散会 宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 6番 横手 議員
 - 1 新市長のマニフェストについて
 - (1) 太陽光発電への支援とエコ活動のさらなる推進について
 - (2) 子ども医療費助成の新設について
- 2 10番 宮田 議員
 - 1 公立保育所における非正規職員の雇用形態について
 - (1) 平成22年度より派遣職員へ移行する方針は新市長においても継続するのか
 - 2 玉東町との合併について
 - (1) 新市長は玉東町との合併を推進するのか、しないのか
- 3 5番 北本 議員
 - 1 新市長としての新たな決意は
 - 2 市職員の臨時、非常勤職員の実態について
 - 3 障がいを持つ子どもたちの教育問題について
- 4 11番 前田 議員
 - 1 施政方針及び平成22年度予算について
 - (1) 予算編成方針や重点施策など
 - (2) 子どもの医療費無料化とその方法
 - (3) 保育所の民営化と保育士の採用

(4) 定住化対策として住宅リフォーム助成や持ち家住宅建設祝い金制度の創設

2 新庁舎建設について

(1) 新庁舎建設後の天水、横島、岱明庁舎の機能と活用はどうか

3 有明海再生について

(1) 漁業の現状についての市長の認識と対策

(2) 諫早干拓が有明海に与える影響と、諫早湾排水門の開門について市長はどう考えるか

5 3番 内田 議員

1 新庁舎建設計画の見直しについて

(1) 建設予定地の決定経緯についての見解は

(2) 現予定地の危機管理について

(3) 有識者による委員会設置について

(4) 今後の新庁舎建設の推進についての見解は

6 2番 福田 議員

1 新庁舎建設について

(1) 新庁舎の必要性はあるのか

(2) 財政状況について

(3) 新庁舎建設の方向性について

2 入札について

(1) 入札率について

(2) 入札制度の改革をどのように行なうのか

散 会 宣 告

出席議員（26名）

1番	藏原隆浩君	2番	福田友明君
3番	内田靖信君	4番	江田計司君
5番	北本節代さん	6番	横手良弘君
7番	近松恵美子さん	8番	福嶋譲治君
9番	永野忠弘君	10番	宮田知美君
11番	前田正治君	12番	作本幸男君
13番	森川和博君	14番	高村四郎君
15番	松本重美君	16番	多田隈保宏君
17番	高木重之君	18番	中尾嘉男君

19番	青木 壽君	20番	大崎 勇君
21番	田畑 久吉君	22番	小屋野 幸隆君
23番	竹下 幸治君	24番	吉田 喜徳君
25番	松田 憲明君	26番	杉村 勝吉君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	田中等君	事務局次長	廣田清二君
次長補佐	今上力野さん	書記	小島栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	総務部長	元田充洋君
企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君	市民環境部長	黒田誠一君
福祉部長	井上了君	産業経済部長	出口博則君
建設部長	望月一晴君	会計管理者	徳井秀憲君
岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	植原宏君	横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉村孝行君
天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池田健助君	企業局長	木下憲生君
教育次長	前田敏朗君		

○議長（竹下幸治君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（竹下幸治君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

6番 横手良弘君。

[6番 横手良弘君 登壇]

○6番（横手良弘君） おはようございます。市民クラブの横手でございます。きょうはこのように多くの皆様方が傍聴に来ていただきまして、本当にうれしくもあり、そしてまた緊張もしております。一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今定例会の一般質問のトップに質問できることを非常に光栄に思っております。まず最初に10月に行なわれました選挙におきまして、市民の皆様方の御支持により、またこの場でこのように発言の機会を与えてくださったことに感謝し、今後4年間、精いっぱい精進、努力し、市民の皆様方の御期待にこたえることをお誓い申し上げまして、通告に従いまして、早速質問に入りたいと思います。今回私は、2つの質問を掲げておりますが、それはいずれも今回の選挙におきまして、幾つか市長が打ち出されたマニフェストの中から「太陽光発電への支援の件」と「子ども医療費助成について」であります。

まず、最初に太陽光発電の支援とエコ活動のさらなる推進について質問をいたします。この件につきましては、まさに私も今回の選挙公約の大きな4本柱の1つに「地球に優しい環境政策」を掲げ、その中には「市民・事業者・行政が一体となり、資源エネルギー循環型社会の形成に努力します」とうたっております。現在、日本では少子高齢化が進んでおりますが、世界規模で見ますと人口増加により自然破壊が進んでおり、それによるCO₂の排出により地球温暖化が進むという悪循環に陥っています。それを何とか食い止めようと1997年12月1日から10日までの間、京都で開かれた地球温暖化防止会議COP3、つまり俗に言われます京都議定書によって世界の国々がお互いに協力をし、何とか温暖化を食い止めようとしておりますが、その時点では各国の目標値が設定され、日本はマイナス6%、アメリカはマイナス7%、オーストラリアはプラス8%と、そのときの各国の排出量によって数値を決めたのですが、最大排出国のアメリカが離脱を表明いたしました。そして今まさにコペンハーゲンで7日から2週

間の予定でC O P 1 5が行なわれておりますが、我が国の新総理である鳩山総理が先日マイナス25%というとんでもないような数値を発表いたしました。このことに関しては私たち国民の一人一人がもっと温暖化に関心を持って自分にできる身の回りの小さなことから取り組みを始め、少しずつ積み上げることにより、よく言われる言葉ですが、子どもや孫の世代へ現在のような住みよい地球環境を残してやる必要がありますでしょうか。そこで質問ですが、1つ、現在、国の方でもエコエネルギーに対するさまざまな取り組みがなされていると思いますが、その状況とまたそれに伴った県の取り組みがどうなっているのか。2つ目に本市の現在の太陽光発電の設置状況と今後の予定はどうなっているのか。3つ目に近隣の市町村の補助の実情はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に「子ども医療費助成の新設について」であります。先ほども言いましたように全国で少子高齢化が進み、我が玉名市においても現在、高齢化率が27.22%となっていて、その数値は今後も進むものと考えられます。その高齢化率を少しでも下げるためには、若者・子どもがふえるのがいいのですが、地元にはなかなか企業も少なく、働く場が難しいのが現状でありますし、また結婚している夫婦でも今子育てに費用がかかり過ぎて、何人も子どもを育てるとするのが難しい現状にあります。そんな中、今回の市長のマニフェストの中の子ども医療費助成の新設は、若い子育て中の夫婦にとっては朗報であり、またある意味では待ち望んでいたのではないかと思います。そこで質問ですが、1つ予定としてはいつごろからできるのか。2つ目にまたそれをもう少し上の学年まで引き上げるといったようなお考えはないのか。3つ目に現在被保険者の方も数名いらっしゃるからお聞きしておりますが、その人たちも対象になるのか。お伺いいたします。答弁の方よろしくお伺いいたします。

○議長（竹下幸治君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） おはようございます。横手議員の新市長のマニフェストについての太陽光発電への支援とエコ活動のさらなる躍進についての御質問にお答えをいたします。本市におきましては、住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきまして、市民による新エネルギーの利用を促進し、地球規模の環境問題であります地球温暖化対策に貢献するとともに、持続可能な都市づくりを推進するため、みずから居住する住宅に太陽光発電システムを導入する市民の皆様に対しまして、平成21年7月21日から予算の範囲内におきまして、補助金を交付している状況でございます。太陽光発電システム設置に伴う国・県及び市の補助金の内容についてでございますが、国におきましては平成6年から平成17年の約12年間にわたり補助を継続してきたところでございますが、近年CO2削減の重要性が再認識され、平成21年1月13日より補助制

度を復活し、対象システム1キロワット当たり7万円の助成を開始したところでございます。また熊本県におきましては、地域活性化経済危機対策臨時交付金を財源といたしまして、平成21年7月1日から1キロワット当たり3万5,000円、対象システムの上限は10キロワット未満を助成しているところでございます。玉名市におきましても、地域活性化経済危機対策臨時交付金を財源とし、1キロワット当たり5万円、対象システムの上限は最大出力4キロワット以下を助成しているところでございます。また、国・県との補助金の併用申請も可能としており、システム設置費用の2割程度を補助金で賄う計算となっております。

次に、近隣市町の補助の状況につきましては、菊池市が1キロワット当たり5万円、上限が3キロワットで15万円、山鹿市が1キロワット当たり5万円、上限が4キロワットで20万円、和水町が1キロワット当たり1万5,000円、上限が4キロワットで6万円、南関町が1キロワット当たり3万5,000円、上限が3キロワットで10万5,000円。次に、玉東町が1キロワット当たり3万5,000円の上限なしというような状況でございます。

次に、本市の補助金の申請の状況につきましては、7月の臨時議会で御承認いただきました当初分であります2,000万円につきましては、7月21日から申請者の受け付けを開始をいたしまして、7月は15件で290万8,000円、8月が85件で1,627万4,000円、9月が3件で45万5,000円で当初の受け付け分が終了し、補助金切れによる受け付け中止を防ぐため9月30日に専決処分により2,000万円を追加いたしまして、10月1日から受け付けを開始いたしまして、11月18日に補助可能件数に達したため、受け付けを終了したところでございます。本年度における補助件数は214件で、助成予定額は3,994万9,000円でありまして、申請における平均最大出力地は4.33キロワットでございます。また地球温暖化対策における国の施策といたしまして、太陽光発電を設置した家庭で、余った電力を通常24円でございますが、約2倍の価格48円で買い取る制度が11月1日から開始されております。これは太陽光発電設備の減価償却を通常は15年のところを10年に早めるとともに財源は受益者負担の観点で電気を使用するすべての家庭に負担を求め、電気料金に繁栄するというものでございます。太陽光発電システムの設置費用補助金につきましては、地球温暖化防止に有効な施策であると考えておりますので、22年度の補助金につきましても国の制度の状況を見極めながら検討してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 皆さん、おはようございます。太陽光発電の支援とエコ活動のさらなる推進について横手議員の質問にお答えいたしたいと思っております。このことにつきましては、私の御意見も含めながら来年度の予算編成における考え方も示したいというふうに思っております。この太陽光発電につきましては、10数年前に国が補助金として決定をなされ、普及を推進したことをごさいます。そしてまたこの技術は世界的にも日本が誇れる技術であるということで、当時は世界的に一番普及をしたというようなことをごさいました。しかしながら、ドイツが普及するための売電、いわば電力会社に買っていただく金額を高く設定したということで、大変普及をいたしまして、世界的に1位の座をドイツに奪われたという経緯がごさいました。日本も当初かなり大きな予算を組みながら、そしてまた補助金もたくさん出しながらという形で、当初は2分の1だったというふうに思いますが、普及をしながら普及がだんだんできるような状況の時には補助金を少な目という形になりまして、数年前に補助金を打ち切られたというような経緯で、やはりこのドイツに1位の座を抜かれたということで、国も資源がないこの日本において太陽光発電というのは大変有効な手段であるということのもとに、また補助金を出すという形に今回なり、恐らく今年度においては国・県・市の補助金のもとに普及が相当図られるんじゃないかなというふうに思っております。来年度、国がどういふふうにするかということとはわかりませんが、本市においても世界に誇れる技術が普及できるように、そしてまた資源がない国において資源有効活用のためにもこの普及は大変有効じゃないかなあというふうに思っております。そういうことを考えたときに国が国策としての制度の進捗状況がどういふふうになるかということも十分に見極めながら今後とも活力ある低酸素社会の実現に向けまして、そして地球に優しいエネルギーである太陽光発電のシステムの普及に積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹下幸治君） 福祉部長 井上 了君。

〔福祉部長 井上 了君 登壇〕

○福祉部長（井上 了君） 横手議員の子ども医療費助成についてお答えいたします。乳幼児医療費助成につきましては、助成対象を現行の就学前まで実施しておりますものを、小学6年生まで拡大いたすものをごさいます。いつから実施するかとの御質問でございましたけれども、新年度平成22年度からを予定しておりますけれども、医療機関など各方面との調整も今後必要でございますので、時期はその少しずれ込むことも考えられます。

助成対象を上学年まで広げたらどうかということをごさいます。まず、小学校6年生まで実施を行なってから、その結果を医療費総額の伸びでございますとか、市の財政状況を考慮した上でその是非を検討してまいりたいというふうに思っております。

す。

それから被保険者という言葉をお使いになりましたけれども、保険の未加入者というふうにとらえますと、国民皆保険の中でその未加入者というのは極めて特殊な場合に限られるものでございます。そういうことで国民健康保険税の滞納者に対してというふうに例えばとらえますとですね、世帯主が国税を1年以上未納であることを理由として、被保険者資格証明書を交付されているものでありましても、中学生以下の被保険者に対しましては、国民健康保険短期被保険者証が交付できるということから、乳幼児医療費助成の支給対象になるということでございます。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 6番 横手良弘君。

[6番 横手良弘君 登壇]

○6番（横手良弘君） ありがとうございます。太陽光の件に関しましては、県が21年から地域活性化経済危機対策臨時交付金を行なったことによって、それを財源にですね、設置したということでございます。なお、設置費用の2割程度が補助金で補われるということとか、11月の1日から24円の売電であったのが48円になったとか、いろんなそういう要件も重なってですね、今後ますますこれは設置が進むのではないかなあと考えております。先ほど市長の答弁の中にもありましたように、日本の太陽光発電の技術は非常に進んでおり、たしか聞くところによりますと宇宙ステーションが今、宇宙にありますけれども、あそこの電源にシャープの太陽光発電がたしか使われていたかと思えます。ですから、このこれはお日様はですね、ただで、きょうは雨が降っておりますけれども、天気の時はですね、ただでいただけるものから電気が発生するということはですね、非常にこれは貴重なことじゃないかなあと考えております。今後いろんな面でですね、太陽光発電も助成の方をぜひお願いしておきたいと思えます。

それと子ども医療費の件ですけれども、子ども医療費の件は部長の答弁の中に税の滞納というのが一部出てきたかと思えますけれども、やはりあの税のいろんな意味での市民税、いろんな固定資産税、水道料金、いろんなその公共料金等々の支払いがありますけれども、その辺も十分ですね、見極めた中でやはり税の滞納のない方を基準にしてですね、ぜひ行なってもらいたいと思えます。それと子ども医療費がただになったからといってですね、よく言われます病院のはしごをするようなことはないようにですね、その点は十分注意をされてですね、この件に関しましても慎重に進めていただきたいと思えます。

以上、要望いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹下幸治君） 以上で、横手良弘君の質問は、終わりました。

10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番(宮田知美君) おはようございます。玉名市にさわやかな風を送り、玉名市を元気にする会「蒼風会」の宮田です。よろしく申し上げます。お世話になります。

それでは質問をいたしたいと思います。公立保育所における非正規職員の雇用体系について質問いたします。我が国では、合計特殊出生率が史上最低となり、人口減少の局面に入られることは皆さんも御存じのとおりだと思います。国では、少子化対策大綱の施策、次世代育成支援基本法の創設、子ども子育て応援プランの推進や、また世間を非常にこの前の選挙のときに目玉になりました、民主党政権の目玉政策の1つであります子ども手当の創設など、さまざまな政策で少子化に歯どめをかけようと対応を進めております。そのような中でございますが、急速な少子化は労働力の人口の減少、高齢者比率の上昇や市場規模の縮小、また皆さん方の年金や医療など社会保障に対する現役世代の負担の増大などを通じ、経済成長へのマイナス効果や地域社会の活力の低下、子どもの健全な成長への悪影響など、将来我が国の社会経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されているところでございます。しかし、出生率低下原因の7割を占める結婚をしない未婚化や晩婚化に対する策がいまだ見つからず、以前として少子化はとまっておられません。我が国の将来が、将来に対する課題が多く投げかけられているままではないかと思えます。そのような中、近年、子育てをしながら働きたいと願う女性が多数を占める時代になってまいりました。また長引く不況の中、働かなければ生活が成り立たないという状況も生まれてまいりました。保育所の役割はますます大きくなってまいっております。また同時に保育ニーズの複雑さも増しております。終戦後の昭和時代の3世代同居の大家族が行なう子育て、いわゆるサザエさん家族と今の核家族が一般化してきた平成の子育てとは、非常に違います。あえて言うならば車と飛行機ほど違います。全く違う子育てのやり方だと私は思っております。地域の間人関係が稀薄になり、核家族化が進む中で育児不安を持つ保護者からの御相談の電話も保育所には多数かかっており、ますます専門性が必要になってまいっております。ここで少し気になるデータを2～3紹介いたしますと、親になる前に小さな子どもに食事を与えたり食べさせたり、おむつがえの経験が全くなく、子どもを産んだ人は55%、子どもさんが産まれても近所で世間話をする相手が半年間以上いないが32%、夜泣きなどで虐待しそうになり、育児ノイローゼになった人は55%、このように孤立化やアパートの密室化、また若い夫婦の中では御主人いわゆる夫は深夜にしか帰宅をしない、いわゆる夫不在のこのような家庭が非常に多くなっております。このようなことを考えますと、保育の難しさを痛感しております。しかし、全国津々浦々の保育所におきましては、あらゆるニーズの中、地域住民の方々が安心して子どもさんを産み、育てることができるように、ま

たこれ以上少子化が進まないように保護者の方々の就労と子どもさん方の発達を保障しながら、地域の子育て、支援なども担いながら、より皆様から必要とされる保育所をつくろうと日々努力を皆さんされているところでございます。しかしそのような努力を見ようとせず、理解しようとせず、政府は平成16年から公立保育所運営費を一般財源化をいたしました。さらには規制緩和、市町村合併や指定管理者制度の導入などの動きは公立保育所の民営化や統廃合また保育士の非正規化、いわゆる非常勤化など保育材料等の削減といった影響を与えることになってしまいました。そこで質問します。玉名市においては、平成22年度からも直接雇用の臨時職員から他の会社と雇用契約を結んでいく派遣社員へ移行するとの方針でしたが、このことは新市長になられてもその方針は変わりないか、まず質問いたします。

次に、玉東町との合併について質問いたします。今、現在新幹線の開通を間近に控え、新玉名駅や新庁舎計画など大きく玉名市は変わろうとしています。しかし以前、玉東町を欠いての合併は画竜点睛を欠く合併だと言われた方もおられるのを思い出します。新市長は、合併協議会の会長までされた方ですので、必要性は十二分にわかっておられると思いますので、あえてここで多くは申しませんが、私は玉東町との合併は非常に自然な形の組み合わせだと思っております。玉名中央病院、火葬場、東部環境センターなど事務組合を組織している玉東町とは新市においての合併は必要だと思いますが、新市長においてはこのことを推進するのか、また玉東町を外しての非効率のまま進んでいくのか質問いたします。

○議長（竹下幸治君） 市長 高嵩哲哉君。

〔市長 高嵩哲哉君 登壇〕

○市長（高嵩哲哉君） 宮田議員の質問の平成22年度より派遣社員へ移行する方針は継続するのかという御質問にお答えをいたします。公立保育所による非正規職員の雇用形態を平成22年度から派遣社員へ移行する方針が打ち出されておりました。しかしながら内容を再度精査いたしました結果、中長期的計画での公立保育所民営化を今後も推進してまいりたいので、将来的な正規職員、非正規職員数等の推移を十分見極めながら非正規職員の雇用形態を判断していきたいと考えております。そのため平成22年度以降も現行の臨時職員での雇用を実施してまいります。

次に、玉東との合併についての御質問でございますが、議員の皆様御承知のとおり平成16年当時の玉名郡市1市8町による合併協議会を経て、その後紆余曲折があり、現在の玉名市を構成いたしました。1市3町による合併協議会を行ない、現在玉名市が誕生をいたしました。その後平成18年12月には前市長が玉東町長に合併協議の開始の申し入れを行なわれましたが、玉東町長からは時期尚早であり、今回は辞退する旨の回答がっております。このような状況の中で、私といたしましては、合併の目的とされ

ております地方分権の推進、少子高齢化の進展への対応、行財政基盤の強化等の必要性は十分認識をいたしていますものの、合併はお互いの理解が必要であり、慎重な協議が必要であると考えております。さらに新合併特例法が平成22年、来年3月31日をもって効力が失われることから玉東町との合併協議につきましては、時期的にも1つの区切りが来たものだと考えております。今後も引き続き、動向を注視してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 10番 宮田知美君。

[10番 宮田知美君 登壇]

○10番（宮田知美君） 今新市長の方から、高崙市長の方から公立保育所における非正規職員の雇用体系については、今までどおり直接雇用での臨時職員で行なうということでしたので、まずは安心をいたしました。といいますのも、やっぱり直接雇用じゃないと非常にその保育所にも地域にもまずは愛着などもわきにくいだろうし、またいろんな専門性を持つにしても皆で協議したり正職員の方々と打ち合わせしたりするのも非常に困難になってきますので、この臨時職員直接雇用の臨時職員でいかれるということはいいことだろうと思っております。また今の玉名市のですね、臨時職員の保育士の皆さんはですね、これはもうここにおられる皆さんにわかってほしいんですが、年間200万円以下の給料で働いておられます。そしてまたあらゆる保育ニーズにこたえるためにですね、休日を返上してですね、研修をされております。玉名市の子どもたちをそうやって一生懸命育てられております。これはどういうことなのかと言いますと、保育士さんや看護師さん、また介護士の方々の精神というのはですね、やはり子どもたちが好きだから、お年寄りが好きだから、病気の人を治さなきゃいけない、そういう使命に燃えておられるんです。だから貧しくても献身的に尽くす心の持ち主の方々の集まりであり、またそういう方に支えられて今の保育園というか、そういうような福祉的な立場のところはもっておるんです。支えられておるんです。そのことをですね、皆さんわかってられるとですね、これから先もいわゆる給料の低いところで働いておられる方々にもですね、少しは目を向けられて、そういう方々でこの玉名市も議員の我々も上に乗っているんだということをわかってほしいなあと思っております。

次に、玉東町との合併ですが、合併のその効力の期限がもうそこに来ておりますので、非常に残念な結果になるかと思いますが、しかしやっぱり玉東町のですね、合併につきましては先ほども言いましたように中央病院や火葬場やいろんなものを一緒に共有しておりますので、これから先も一緒にやって、そしてまた効率のあるこの1市、玉名市でありたいなあと思っておりますので、新市長の御努力をお願いし、私の一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（竹下幸治君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） おはようございます。市民クラブの北本節代です。高寄新市長が誕生しました。合併した4年間とはまた違った市民と共同の玉名市をつくっていかれることを多くの市民が市民の関心が高いところです。私もこの4年間たくさん学びずっと住み続けたいまちづくりを目指して、邁進してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

通告の順に一般質問を始めます。私は先月末、東京で行なわれました地方自治体議員全国研修会に行ってまいりました。特に議会改革の分科会に参加し、三重県議会の議長より議会基本条例をつくられた事例報告を聞き、さまざまな議会改革の実例をお聞きすることができました。長野県議会は議会とは何なのかを議論し、議会基本条例がつけられ、また改革とは後戻りしないことと明言されました。定例議会は年間2回、2月と6月で会期日数は240日に及ぶと言われ、会期を長くすることによって専決処分がなくなったとのことでした。「議会だより」などは議会のひとりよがりになっていないかとのことで、プロの編集アドバイザーに入っているとのこと。一般質問は対面式に、質問時間は60分から30分に、プロジェクター、オーバーヘッド持ち込み可、また本議会はもとより全員協議会、常任委員会、会派代表者会、役員会もすべてオープン。議会傍聴規則も廃止、迷惑をかけないならカメラ、録音、すべて許可。議会をオープンにすることによって改革につながると言われました。私たちも多くのことを学び、議論を深める市議会でありたいと思います。

高寄市長も「チェンジ玉名」を掲げて当選されました。新市長への新たな決意についてお伺いいたします。旧玉名市では「一区一輝」の発案で大成功をおさめられ、4年間での行政視察は1,065人と全国的にも注目を浴びる成功をおさめられました。前市長も「21の星事業」としてさらに進められて、引き続き1,000人を超す行政視察がっております。また国政においては政権が交代し、大まかな仕分けも終わり、新政権らしく見直しやカットを含め、大胆な方法をとられました。住民不在で行なわれてきた補助金の仕組みもすべてオープンにされ、直接お願いができること、そして報道陣にもオープンであったことは大変驚きました。国においては、財政なき国への再建がさらに進められると思います。高寄市長は旧市の市長を2期6年間の経験を生かし、さらなる期待がありますが、率直にお伺いいたします。新しい玉名市にどんな改革を進められていくのでしょうか。2つ目に市民との対話、市民との目線をと訴えての当選でしたが、具体的にどのようなことなのか。また3つ目に新庁舎は粛々と進められておりましたが、この市長選の論点にもなりました。庁舎は玉名市にとって将来の合併も見据えた

ものと考えていますが、市長の考えはいかがでしょうか。以上、3点についてお伺いいたします。

続いての質問に移ります。市職員及び臨時、非正規職員の実態についてです。生産性本部メンタルヘルス研究所のアンケート調査結果によりますと、半数近くの自治体がこの3年間に心の病が増加した、約半数の47.7%と回答を出しました。年齢別に見ると心の病は30代が最も多く、34.4%。続いて40代、心の病による1カ月以上の休業者がいる自治体は53.4%、規模が大きいほどその割合は高くなっています。今後も心の病は増加すると考えている自治体は42.1%、その中でも最近の3年間で最も増加の傾向であったという自治体が62.5%に達しております。9割以上の自治体が94.6%で、1人当たりの仕事量がかなりふえ、7割の自治体において個人で仕事をする機会がふえてきている。さらに5割の自治体が職場でのコミュニケーションの機会が減り、職場の助け合いが少なくなっている。しかしその一方で自治体で住民の行政を見る目が厳しくなっていると感じているとあります。この原因ともいえる状況が働く環境で増大している仕事量の裏に雇用の形態の問題があるのではないかと思います。玉名市における臨時、非正規職員の実態は、自治体関連労働者でも身分と雇用関係は正規職員から非正規職員へ大きく変わろうとしております。そんな中で臨時職員の数はふえ続けていくばかりです。臨時職員は2カ月、3カ月、6カ月と雇用と賃金の格差が細かく分かれています。安上がりでいつでも首を切れる労働力です。しかし市民サービスの最前線、直接市民と接する業務に従事しています。問題は非正規職員の不明確な法的な位置づけにあると思います。非正規職員は地方公務員法第3条3項3「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」とされており、特定知識、経験を有するものが地方公務員の特定の専門分野に属する事務につくものです。しかし、地方公務員法第22条（条件附採用及び臨時的任用）の2項によっています。非正規職員が圧倒的多数を占める実態になっております。地方公務員がその業務を担う地方公務員法の原則において、正規職員の穴埋めとして非正規職員の安易な雇用であることは過言ではないと思われませんが、具体的に質問をさせていただきます。市役所に働く正規職員と臨時、非正規職員の人数そしてその比率、正規職員に置きかえた場合、何人の正規職員が必要であるか、また臨時職員の男女比、正規職員の平均給与で換算する経費の差、非正規職員が公務に従事していることによる業務や市民サービスへの影響はないのか、勤続年数、年齢別に対して、また常勤職員の1カ月以上の長期休暇の人はいないのかどうかお伺いいたします。数字は大まかで構いません。今後の考え方についてお伺いいたします。非正規職員の仕事は、補助職務であると一くりにしている雇用管理となっているようですが、自治体の調査では自治体職員のおおよそ3割が非正規職員であり、非正規職員が5割を超えている自治体もあります。この非

正規職員の職種は多種多様で一般事務から先ほども言われました保育士、教員、講師、保健士、栄養士、調理員、介護士、看護師などありますから、以前は補助的な業務であったにもかかわらず、今では先ほども言いましたけど、直接市民からの電話の対応や窓口業務、書類の送付などにかかわっておられます。正規職員が減らされる中で、今や非正規職員が基幹的業務を担っているところもあるようです。非正規職員の賃金は到底自立できる金額でもありません。さらに課によっては正規職員より非正規職員の割合がはるかに超えていることもあります。先ほど述べましたが職員のやる気、責任感、そして仲間として盛り上げようとする力が減少していくのではないのでしょうか。しかし、これらがさらに進んでいくことは明確です。それは合併協議の中でも職員の削減は明記され、退職者の3分の1の補充となっております。現実、この4年間で合併時697名から611名、約100名に近い方たちが削減され、さらにこの4年間では100名の目標が出されております。考えると市民の安心安全を支えていく官公庁がこれでいいのでしょうか。答弁をいただき、再質問を申し上げます。

○議長（竹下幸治君） 市長 高嵯哲哉君。

〔市長 高嵯哲哉君 登壇〕

○市長（高嵯哲哉君） 北本議員の新市長としての新たな決意はという御質問にお答えを申し上げます。私は今回の選挙で「市民のための政治」、「市民の目線での政治」を行なうことを訴え続けてまいりました。それは市民が主人公の市政を実現するという思いを「チェンジ玉名」という言葉としてあらわしたものでございます。そして本市の差し迫った課題として財政の建て直しと、また税金のむだを省き、財政の安定化を図りながら「市民のための政治」を行なうことを訴えてまいりました。今回、市長選挙のマニフェストに幾つかの公約を掲げております、そのうちの本市最重要課題の1つでございませぬ新庁舎の建設につきましても、民間の方々を含めた有識者による検討会を設置し、その中で建設場所や建設金の金額等について慎重に議論してまいりたいと考えております。議会におかれましても、今議会で新庁舎建設特別委員会が新たに設置され、議員皆様方の幅広い議論がなされると思います。また平成23年春の九州新幹線全線開通に伴う観光振興、企業誘致、道路整備を行ない、商店街や温泉街等の商業活動の活性化など、地域経済の発展による人口の増加や定年後や働き盛りの家族の定住など定住化の推進の一助にしたいとも考えております。一方、玉名市の基幹産業である農水産業におきましては、生産から販売、流通まで総合的にかかわる第6次産業の構築や小学校6年生までの医療費の無料化引き上げやひとり親家庭への小中学校入学祝金支給、父子家庭父子手当の創設など医療や福祉などの充実を図り、市民が安心安全に生活できる環境を整えてまいりたいと考えております。マニフェストに掲げております事柄につきましても、一つ一つできることから取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の御理

解、御協力を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。北本議員の市職員の臨時、非常勤職員の実態についてお答えを申し上げます。正規職員と非正規職員についてでございますが、平成21年12月1日現在で、正規職員は男性374人、女性237人、計611人、非正規職員は男性18人、女性229人、計247人で、職員全体における非正規職員の割合は約3割でございます。また非正規職員の男女の比率ですが9割以上が女性という状況でございます。年代別の割合は20歳代から40歳代までが約6割、50歳代から70歳代までが約4割でございます。勤務年数につきましては、一般職の非常勤職員にあっては契約上1年以内の期間でございますが、実質的に平成8年から10年以上同じ業務を続けておられる方もいらっしゃいます。また正規職員との経費の差は、非正規職員の報酬、賃金の額も職種によりそれぞれですので、一概には申し上げられませんが、年収ベースで行きますと約400万円程度の差はあろうかと思っております。非正規職員と正規職員の業務の違いは基本的には業務内容の違いでありまして、業務量に差があるわけではございません。非正規職員を正規職員に置きかえても人数に違いはございません。ただ議員御指摘のとおり非正規職員の増加に伴う住民サービスへの影響が懸念されますが、ほとんどの職種においては業務量に差はなく、また専門的な業務に携わっている方も多いため、住民サービスへの影響はほとんどないのではと思われませんが、今後も住民サービスへの低下につながることはないように十分配慮してまいりてまいります。また1カ月以上の長期休暇の人はいないかという御質問でございますが、平成21年におきまして、病気などにより連続して約1カ月以上の長期休暇を取得している職員は本年12月1日までに15名でございます。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 答弁いただきました。市長、市民の目線、市民との対話ということで市民を中心においた玉名市をつくっていききたいというふうなことでしたので、くれぐれも市民を中心にある玉名市制定ということを中心に置いてほしいなあと思っております。再質問になりますが、数値はいただきました。女性だからですね、数値的には非正規職員の数値と正規職員の数値が女性はほとんど同じですね。男性は18名ということで、300何人から対すると少ないんですけど。ということは、私は女性がやっぱりどちらかというなら一番ですね、不安な状況、例えば何か言ったら首を切られる、

次のですね、契約ができないとか、そういったことになっているんじゃないかなあというふうに思いますけど、通勤手当も実質的にはないということですね。もうすぐ私たちも賞与が出ますけど、季節手当もない、通勤手当もない、それどころか何かを言えば職を失うかもしれないという状況で働かざるを得ない人たちがもっとふえるということに対しては、どんなふうにお考えかなあというのと、市民サービスも非正規職員だからサービスが悪いというふうに一概にはないと思いますけど、私が聞いたかったのは非正規職員がふえることによって、常勤職員のやる気がですね、どうなんだろうって。常勤職員と非正規職員の狭間の中でさっきもとに戻りますけど、心の病だったりですね、そういったことがふえていくというふうな傾向があるんじゃないかというふうなことでした。非正規職員に対しては、不安な労働を長くしていることに対してはいかがなものかというふうなことを思っておりますので。それから自治体のさっき言いましたアンケートの結果では62%がですね、玉名市の職員さんは15名というふうにおっしゃいました。もちろん心の病とは関係なく長期休暇をされている方も多いかと思っておりますけど、自治体のアンケートでは3年間ですね、増加傾向があったというのが62.5%あるということですね。その心の病ではないかもしれないけど、やっぱり内面的な疾患にしろ何にしろ、ストレスがやっぱり大きな原因というふうになりますので、そのことに関してはですね、早速取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、常勤職員のやる気のなさにつながるんじゃないかというのと不安定なことというふうなところの部分での再質問ですね。それから先ほどの宮田議員の質問にもありましたけど、400万円ぐらいの差があるということで、保育士さんも臨時で200万円ぐらいのですね、給与で働いているというふうに言われましたけど、どうか専門職あたりはですね、正規職員で雇っていただきたいなあというふうに思ってます。専門職としての採用はですね、専門的分野で保育士、栄養士、調理士、指導員など今後これから臨時採用をですね、これからも補っていかれるのかどうかっていうふうなところの再質問をして、次の質問に移りますので、この再質問をよろしくお願いします。

最後の質問ですね。障がいを持つ子どもさんの特別支援教育についてということで、お願いをしております。先月「私たちの手で作ろう新しい制度熊本集会」に私も参加してまいりました。これは障がい者の皆さんとか関係者の皆さんでアーケード街をパレードに参加いたしました。これは4年前2005年10月31日に皆さんも覚えていらっしゃると思いますが、障がい者自立支援法が国会で強行採決されました。障がいがあるがゆえに必要な支援、生きるために必要な支援に対して一律1割の自己負担を強いるという応益負担の考え方、障がい者が自己責任論という考え方がある法律でした。これまで一生懸命築き上げられてこられた障がい者の権利保障や福祉の充実の道は、障がい者自立支援法によって大きく閉ざされてしまいました。私、玉名市の障がい者福祉団体

も2万人以上の署名を持って前市長に陳情し、熊本県でもいち早く1割負担の2分の1の削減が玉名市ではされており。新しい政権になった今、国を動かし、厚生労働大臣から障がい者自立支援法の廃止表明が出されて、もう一步というふうになりました。私もみずから障がいを持ち、小・中・高と松橋の養護学校を卒業いたしました。しかし実際に卒業したら地域の中に自分の居場所はなく、遊ぶ相手もなく、話す相手もありません。障がいを持っているということで、もちろん同窓会もなく、級友もない。その障がいを持っているという理由で熊本県のすべての学校から児童が集まり、養護学校が義務化になりました。地域からの分離が始まり、卒業して帰っても行くところがなく、再び療育・授産施設に入るのが障がい者、その中で生活するのが強いられる、それがみんなでした。私は常にノーマライゼーションの考え方、それをさらに進ませたユニバーサルな考え方を念頭に置きながら議員活動をしておりますけど、特別支援教育とは障がいがある児童・生徒には自立、社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難な改善をし、また克服するため、適正な指導や支援を行なうものです。またこれらの特殊教育の対象の障がいだけでなく、知恵おくれのない発達障がいの子どもさんたちも含めて特別な支援を必要とする児童・生徒が、在籍するすべての学校において実施されるものとあります。さらに障がいがあるなしにかかわらず、個々の違いを認識しつつさまざまな人たちが生き生きと活躍できる共生の形成の基本、基礎となるものであり、将来の社会にとって重要な意味を持っているとあります。このことは19年4月1日に文科省より通知があっていると思いますけど、特別支援学級のあり方について、すべての児童・生徒に自立や社会参加に向けた主体的な取り組みの支援とありますが、現在特別支援教室での児童・生徒は特別な支援を受ける児童・生徒として扱われる状況ではないのか、あくまでも普通学級から発して学習面や社会面において、特別な支援を受けている現状になっているのかどうか、お答えください。

通級学級について、お伺いします。先日、保護者の方が私の子どもは通級学級に通わせるようになって、元気に学校に行くことができるようになりました。本当に助かっております。でも保護者の方は知らない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。実際にほかの学校から通ってこられることはありませんとお聞きし、早速調べてみました。通級学級は言葉の教室や声の教室などが皆さん御存じのところですが、学習障害LD、ランニングディスアビリティですね、ADHD注意欠陥多動性障害、児童生徒が通っている教室が新たに熊本県の方でつくられておりますけど、注意欠陥多動性障害というと、何となく誤解を招くということで、関係者では不評でありますけど、これは正式名称になってますので使わせていただきます。この障がいは実際あわせ持っている方が多く、このために混乱を招きますが、本来は治療の方法や教育の方法は全く異なっており

ます。私、同じ教室で学び、特に国語・算数など深く理解しなければならないところに、強化しなくちゃならないところを通級学級に通って補っていただく、そのことは大変いい意義のあることだと思っております。現在、熊本県が行なっているということで、通級学級に関してはですね。平成19年度は54カ所、熊本県です、20年度は61カ所、21年度は63カ所、もちろんこの通級学級のLD、ADHDの学習障がいを持ってらっしゃる方はふえております。人数的にも玉名教育事務所管内でもしかもわずか3カ所しかないということで、人数は19年度から21年度までに150名近くふえております。早速、築山小学校にあるということで、現場を見てまいりました。先生にお尋ねすると、現在は築山小学校の児童・生徒以外は学校からの受け入れはできないというかですね、築山小学校の生徒で、毎日のスケジュールが満杯とのことでした。担当の先生からも見せていただきましたけど、週に1時間か2時間、普通の学級でちょっと算数がわからない子どもさんや国語がわからない子どもさんが通ってこられるのが、もうスケジュールが満杯で、よその学校からお受けするということがもうできない状況にあるということがわかりました。じゃあほかの学校から通って来られる場合どうするのかというふうにお尋ねしましたけど、通級とはなってますけど、要するに玉名町小から築山に行くにしても時間がかかります。手段的にその10分間の休み時間に移動するというのは不可能ですので、時間的ロスやですね、それをだれがするのかという問題もありますので、通級学級とはなってますけど、他校からはまあ無理、実質的にはもう考えられないというふうにおっしゃいました。個々の現状は大変重要なことですが、配置されている小学校のみが受け入れが満杯ということですので、ほかの学校の現状をお伺いいたします。通級が必要な児童・生徒さんの把握はできているのか、またその対応。特にLD、ADHDの数はふえているのか、またその現状。19年度6月議会でも私は一般質問をしております。18年度は13校に18学級、19年度は14校に21学級、それは小学校ですけど、20年、21年度がですね、またふえているのかどうか、お答えください。これから特別支援教育のすべての子どもさんを視野に入れた教育が必要と考えていますが、いかがでしょうか。

特別支援教室の中で通知は自立や社会参加に向けた主体的な支援とありますが、現状、普通学級で直接どれくらい参加されているのか、ずっと特別支援のクラスにいらっしゃるのか、普通学級の中の1年1組のだれとかさんという形で特別支援教育を受けておられるのか、このことについて、また朝登校時からですね、下校時までの時間が特別支援教室でした、ずっと。教育の現場は共生ということより、区別というような気がしますので、その実態について、お答えください。また特別支援教育の携わる先生方の研修ですけど、どのように進められているのか、現状をお答えください。

ちょっと質問項目が多いですけど、よろしく願いいたします。

○議長（竹下幸治君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 北本議員の再質問にお答えいたします。非正規職員の待遇に対する考え方ということでございますが、議員もおっしゃられますように確かに非正規職員は女性や働き盛りの方が多くおられます。それらの方々が働きやすいように業務内容や勤務体系等の雇用状況に十分配慮しながら対応してまいらなければというふうに考えております。また正規職員のさらなるやる気の醸成ということにつきましては、職員の研修の充実でありますとか、あるいは今施行しております人事評価システムの確立など、こういうふうなものを参考にしながら十分配慮していきたいというふうに考えております。

次に、長期休暇者へのケアの問題ですが、長期休暇者の中には議員の御質問にもありましたように精神面で病んでいる職員もおります。本市の場合、ここ数年は特に増加傾向にあるとは言えません。しかしそれに対するケアは大変重要であると私は痛感いたしております。衛生委員会の強化、充実、産業医からの助言の指導の徹底などを進めますとともに風通しのよい職場環境をつくることも大事なことでないかというふうに考えております。また専門的な職種における非正規職員の雇用につきましては、民営化や業務委託あるいは組織機構の見直し等を視野に入れながら、随時必要に応じた雇用体制をとってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○教育次長（前田敏朗君） 北本議員の御質問にお答えします。最初に特別支援教室の子どもたちは、特別な支援を受ける子どもとして扱われる状況であるのかどうか、ということについてですが、特別支援学級に在籍している子どもたちは特別支援教育における特別な支援を要する子どもたちに入っております。現在は各小中学校におきましては、特別支援学級の子どもたちに対しても1人1人の能力を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善、克服するために特別支援学級や通常学級において、適切な指導及び必要な支援を行っております。

次に、通級教室について他の学校の現状についてお答えいたします。玉名市においては、築山小学校のほか玉名町小に通級指導対応加配教員が配置され、通級による指導が行なわれております。通級による指導を受ける子どもたちは、議員が述べられたとおり通常の学級に在籍しながら、その子どもの障がいと実態によって、通級教室に通い学習する形態です。具体的には、玉名町小学校に言語障がいに対する通級指導教室が設置され、自校、他校を含め7名が学習しております。また、築山小学校においてはLD、

ADHD等の発達障がいに対する通級指導教室が設置され、現在13名が学習しております。

次に、通級が必要な子どもたちの把握はできているのか、またその対応についてお答えします。現在、玉名市の小中学校において通常の学級に在籍する子どもたちの中で、発達障がい等と思われる特別な支援が必要な子どもたちは各小中学校から報告されている数によりますと、小学校においては77人、中学校においては20人、小中学校合わせて97名でございます。しかし、通級による指導は熊本県教育委員会の教職員定数の加配措置により可能となる指導教室でありますので、熊本県の予算や要望される学校の規模や実態等に応じて、教職員が加配され、現状では設置に限りがあるのが実情でございます。そこで玉名市におきましては、特別支援学級以外で、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする、先ほどの言いました約100名の子どもたちに対しまして、学習や生活面において適切な指導及び必要な支援を行なうために特別支援教育支援員を配置し、学級担任等とともに指導、支援に当たっております。特別支援教育支援員を市費により平成19年度は10名、平成20年度は13名、平成21年度は16名を配置しております。特別支援教育支援員は学級担任及び教科担任とともに通常学級において支援が必要な子どもたちに対し、基本的な生活習慣の確立のための日常生活の支援や学習への支援、運動会、体育大会等の学校行事における支援、また周囲の子どもたちの障がいに対する理解の促進等に取り組んでおります。

次に、平成20年度、21年度の特別支援学級の設置状況についてお答えします。玉名市の小中学校における特別支援学級の設置状況は、平成20年度におきましては小学校18校に設置し、27学級に43名が在籍しております。担当教員は27名でございます。また中学校は4校に設置し、9学級に19名が在籍しており、担当教員は9名となっております。平成21年度におきましては、小学校19校に設置し、26学級に42名が在籍しており、担当教員は26名となっております。また中学校は4校に設置し、10学級に23名が在籍しており、担当教員は10名となっております。通常学級において、特別な支援が必要な子どもたちの数は先ほどお答えしましたように、小中学校合わせて約100名ととらえております。

次に、これからの特別支援教育ではすべての子どもたちを視野に入れた教育が必要と考えているが、いかがですかということですが、議員がおっしゃるように特別支援教育においてはすべての子どもたちが、障がいに対する理解を深めることからすべての子どもたちを対象にした教育が必要であると考えております。今後も障がいに対する正しい理解を深めるとともに、障がいを持つすべての子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、適切な指導及び必要な支援を行なう特別支援教育の推進を図る必要があると考えております。

次に、特別支援学級の通常学級での直接的な参加はどれくらいあるかという質問についてお答えします。現在、玉名市内の小中学校に設置されている特別支援学級に在籍する65名の子どもたちは、それぞれの子どもたちの実態により特別支援学級において、障がいに応じた学習を深めたり、また通常学級において、友だちと交流しながら学習を行ったりしております。具体的な学習状況においては、各学校の子どもたちの実態によりますが、主に特別支援学級においては生活単元や自立活動、日常生活の指導、国語・算数等を学習し、通常学級においては音楽・図工・体育等を学習しています。また掃除や給食、朝の会や帰りの会、遊び時間は通常学級等で活動し、1日の約半分は通常学級の子どもたちとともに学習したり生活しています。このようにノーマライゼーション及び共生という視点に立っても、特別支援学級の子どもたちは通常学級の子どもたちとともに共同で学校生活を送っております。

次に、知的発達のおくれがない発達障がいの子どものうちへの対応についてでございますが、知的発達のおくれがない発達障がいには、高機能自閉症やアスペルガー症候群等の発達障がいがございます。このような障がいを持つ子どもたちは、先ほど述べましたように通常学級において、特に支援が必要な子どもとして在籍している場合もございます。このような発達障がいを持つ子どもたちに対しましても、学校教職員が連携協力して、主に学級担任や教科担任及び特別支援教育支援員が中心になり、それぞれの生活場面や学習場面において、その子どもの実態と教育ニーズに合った適切な指導及び必要な支援を心がけて行なっています。

最後に、特別支援教育に携わる教職員の研修の現状についてお答えいたします。特別支援教育は各学校において、校長を中心にすべての教職員が一体となって学校と家庭及び地域関係機関が連携して推進しております。特に学校におきましては、特別支援教育校内委員会を設置し、特別な支援が必要な子どもたちの実態把握を行ない、個別の指導計画及び個別の教育支援計画等の一人一人の子どもたちのニーズに応じた指導、支援計画を作成し、適切な指導と必要な支援を行なっております。また、必要に応じて専門機関と連携をとり、巡回相談員を招聘し、支援が必要な子どもたちの事例研究や適切な指導支援について研修を深めております。また一方、校内研修の時間を活用して、特別支援教育の研修を行ったり、荒玉特別支援教育セミナー等の研修会に参加したりして、教職員みずからの資質と能力の向上を図る研修を積み重ねております。玉名市教育委員会におきましては、平成19年度に玉名市特別支援連携協議会を設置し、幼稚園、保育所、小学校、中学校及び家庭、福祉、学術等関係機関との連携のもと、玉名市における特別支援教育のネットワークを構築しながら、特別支援教育に対する理解と啓発を図り、特別支援教育を推進しております。また、玉名市の各中学校区ごとに特別支援教育コーディネーター会議と特別支援教育研修会を実施しております。またこれとは別に

玉名市教育委員会の主催での玉名市特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回、玉名市特別支援教育支援員研修会を年間2回実施し、特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育支援員の資質と能力の向上に取り組んでおります。玉名市教育委員会におきましては、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが自己の可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服し、将来自立して社会参加を行なうために必要な力を培うために、今後も特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 5番 北本節代さん。

[5番 北本節代さん 登壇]

○5番（北本節代さん） 御答弁いただきました。教育長不在にもかかわらず、本当に丁寧な答弁をいただきました。特別支援が要る子どもたちに対してですね、今19年、20年、21年の数をおっしゃいましたけど、支援の補助員の先生方ですね、今100名ぐらい要するに通級に通わなくちゃいけないんだけど、通ってらっしゃらない、通えない子どもたちがいるということで、その100名の方たちは通級のかわりに補助員の方で対応をしているというふうにおっしゃいましたが、とても16名の対応では足りないので、各学校にわたっていると思います。ですので、もちろんこの補助員の増員はもう極力お願いしたいというふうなことで、それと補助員の方たちがですね、聞くところによると本当に少ない賃金形態にやっぱりこれは市のさっきの職員のことにも、非常勤職員にもつながってくると思いますけど、玉名市から派遣されている人です。その学校単位にまた雇われると思いますけど、その手当自体も少ない手当で対応されているということですので、そのことに関してですね、考えていただきたいなあというふうに思います。まとめとしまして、市長にですね、東松山市政と学校教育の取り組みに大変素晴らしいものがありましたので、高寄市長にもぜひこんな市をつくっていただきたいと思い、要望いたします。東松山市の市長はノーマライゼーションのまちづくりを基本理念として、東松山市政の運営を行なっているということで、さまざまな施策を取り組まれてきております。平成8年度から保育園に保育士の加配を配置しまして、障がい児の受け入れを積極的に、また経管栄養をですね、障がいを持っている二分脊椎の導尿が必要な医療的ケアが必要な子も保育園に入れて、しかも看護師を配置しておられます。学校では平成8年から教育委員会が介助制度を開始して、地元の小中学校に障がい者の受け入れを行なってきたりしていますが、地元の小中学校に33名の介助員を配置しているということで、義務教育の年齢障がい者をですね、総合して合わせて76%の子どもたちが地域の小中学校に通えるようになったということで、重度のですね、障がいがある方たちも普通の学校に通っておられる現状があります。またこれを施策として平成16年には障がい者就労支援センター、要するに子どもたちは学校にいるとき守られていても、

社会に出て働く場がなければ、そこでまた親御さんの負担がふえるわけですけど、就労支援センターを設置して29名の定員のところに110名ですね、400%の障がい者の方が一般就労をされているということがわかりました。障がい者の暮らしの場はグループホームが18カ所で普通ですね、ここは松山市は9万の人口なんですけど、5カ所でいいから4倍の設置状況になっております。ノーマライゼーションの基本理念を教育の中に持っていつているということは、障がいがある子どもさんたちでない人たちも地元の学校に通い、共に学んでいくというふうなですね、ことが助け合っている新松山市をつくるということで、特殊支援学校も充実させていきたいというふうなことが取り組まれています。人口は約9万ぐらいのところですけど、私たちの7万のこの人口の中でも共に生きるというふうなところがぜひ私は実現してほしいなあっていうふうに思っておりますので、これは要望にかえさせて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（竹下幸治君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。通告に沿って一般質問を行ないます。

旧玉名・天水・横島・岱明が合併をして4年間が経過をしました。市民の声は合併については、賛否両論ありました。ところが住民投票をすることもなく、合併がなされました。バスに乗りおくれるなどと言わんばかりの状況で、合併におけるさまざまな調整、これは合併後に先送りされて、市民の中には合併しなければよかったという声が多数ありました。高寄市長はこの4年間、行政を離れて一市民としていわば外から市政を見てこられたわけでありますが、合併に調印した当事者として現在のこの新玉名市をどのように感じておられたのか。財政の硬直化の指標としての経常収支比率は、これは平成17年度に98.6%になり、18年度96.9%、19年度97.7%、そして20年度が96.4%と弾力性を回復できずに推移をしております。玉名市が福祉や教育、農業、漁業、商業などに市独自の特徴を出す経費に一般財源が充てられますが、これは市民の要求を市政に反映させる財政的な保障となり、自治体が自由に使える財源であります。ところがこの一般財源が借金支払いにどれだけ充てられているか、これを示す公債費負担比率は17年度14.9%、18年度が15.7、19年度が17.2、20年度は19.1と右方上がりになり、ここにも財政の硬直化の傾向が現れております。合併のメリットとして言われてきた財政基盤の強化はどこに見出すことができるのでありましょうか。合併してよかったと感じられない状況が市民の中には依然としてあります。そういう中で市政のかじ取りを今度は高寄市長が市民から付託を受けたわけであります。市長は、玉名に住んでよかったと言える都市づくりを目指しておられますが、こ

れは我々議員も目指す方向は全員同じであります。合併してよかったと言える玉名市をつかっていくことこそ、市民が求める市政運営ではないでしょうか。

質問第1、施政方針及び22年度予算について、来年度の予算編成が現在進行中と思いますが、①市長が予算を編成する上での方針や予算の目玉とする重点施策などお聞きします。前の議員の質問と重複するところがあるかもしれませんが御容赦いただきます。②子どもの医療費無料化とその方法について、現在玉名市は就学前までが医療費は無料であり、また償還払いになっております。市長は選挙で小学6年生まで無料化を公約しておられましたので、その方向で進んでいくものと思いますが、来年度から早速実施される、先ほどの答弁ではそのように受け取ったわけではありますが、実施されるのかどうか、そしてその給付の方法については、従来どおりの償還払いなのか、あるいは他の市町村でも採用されて、今日多数派になっている併用制度を取り入れられるのか、お聞きいたします。③保育所の民営化と保育士の採用について、公立保育所を平成20年度から第一段階として5カ年で5園、民営化する方針が出されまして、この間、2園が実施をされてきました。市長はこの方針をどう考えられるのか。市長自身の保育所民営化についての考えとあわせてお聞かせください。また公立保育所の保育士について、これは来年から臨時を継続するということがありましたので、割愛します。④定住化対策として、住宅リフォーム助成、持ち家住宅建設祝い金の創設について、全国の市町村で地場産業の振興、地域経済の活性化などの目的でさまざまな施策が展開されています。市長も活性化の1つとして、新幹線開通とともに交通利便性を向上させて定住化の促進を公約されています。長引く不況のもとで中小業者の多くが仕事が激減し、廃業、倒産をするなど厳しい経営を余儀なくされています。こうした中で地元業者の仕事をふやし、地域経済の活性化にもつながる施策として住宅リフォーム助成というものがあります。またみずから居住する住宅や、みずから使用する営業用の店舗などの修繕、増改築、新築などを行なうために必要な経費に対して祝い金を交付することによって、地元関連業界の進行、消費需要の拡大を図るとともに景気の浮揚につながることで、持ち家住宅建設祝い金というのがあります。玉名でもぜひ定住化促進という観点から、こういった制度を取り組んでもらいたいと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

ちょっと、確認を。先ほど保育士の採用の問題で、将来的にも派遣はなしにして、臨時で行くというふうに受け取っていいのでしょうか。それとも当面22年度だけは臨時で行くというふうに受け取っていいのでしょうか。そういうふうになんて質問変えます。よろしくお願ひします。

○議長（竹下幸治君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。予算編成方針や重要

施策などについてお答えをいたします。来年度の予算編成方針につきましては、編成スケジュールの関係上、前市長のもと、例年と同時期の10月5日に国・県の動向を見ながら編成方針が示され、予算編成作業を行なっているところでございます。その編成方針の内容といたしましては、平成23年春開業予定の九州新幹線関連事業の着実な取り組み、超高齢化社会の進展や少子化を踏まえた対策、農林水産業や商工業の振興、環境対策や教育の振興を盛り込むとともに経常的経費の削減を積極的に押し進めていく内容となっております。私が市長となり、市民の皆様が目線に立った市政の取り組みのため、まず来年度の予算編成に当たっては、これらの編成方針を機軸としながらも選挙で掲げた公約や国の新政権での新たな取り組みについて積極的に盛り込むよう内容を検討させているところでございます。来年度の重点施策につきましては、九州新幹線関連事業を初めとして、定住化構想の推進、小学生までの医療費無料化、個人住宅用太陽光発電システム設置補助などがありますが、そのほか各分野においても重要な施策が多数ございます。議会の皆様方にも御協力を仰ぎながら施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保育所の民営化と保育士の採用についてでございますが、まず保育所の民営化、そのものについてどのように考えているのかの御質問でございますが、議員御承知のとおり保育行政につきましては公立、私立とも入所の面接や入所決定また保育所の決定、徴収さらには保育所、保育指針に沿って運営されるため、大きな差異はありませんが、保育サービスにおいて柔軟な運営が可能な民間の管理運営へ移行することにより、保育サービスの向上が図られるものとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう全国的にも公立保育所の民営化が進んでいるところでございます。玉名市におきましても、現在遂行しております行財政改革大綱に民営化、アウトソーシング等の民間活力の積極的な活用が掲げられていることを受け、公立保育所の民営化につきましては、検討委員会を発足させ、慎重に議論を重ね、その結果民営化することによって保育環境、施設整備並びにサービスの向上も期待でき、玉名市の財政状況にも寄与できるものではないかという結論になりました。もちろん市民の皆さん、特に保護者の方々、保育関係の意見を聞きながら推進していくところでございます。平成20年度にちどり保育所、天水東保育所を民営化したところでございますが、今後残りの保育所につきましても地域性などを踏まえながら、民営化検討委員会の建議とされております建設時期や入所児童数の充足率、延長保育事業の実施有無等の優先条件を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 前田議員の子ども医療費についてお答えいたします。先ほど来年度から小学6年生までを対象にして実施するけれども、時期については関係機関との調整などもあり、若干ずれるかもしれないということはお答えしたとおりでございます。それで現行の就学前までの乳幼児医療費助成を6年生まで拡大した場合の助成額の見込みについて申し上げますと、就学前の乳幼児医療費の実績から推計したデータにより、積算いたしますと乳幼児医療費助成額が9,760万円から1億6,167万円となります。現在の就学前のみの助成額と比較いたしますと、1.66倍の見込みでございます。6,400万円ほど増額が必要かと考えております。医療費の対象となる人口はですね、就学前までは3,995人でございますが、これが小学6年生までとなりますと、8,063人と2.01倍という増加となります。

次に、現物給付、償還払い、併用払いのいずれかを採用するののかという御質問でございましたが、基本的には保護者が自分の子どもに対して医療費がどれくらいかかったのかわかる、そういう意味では償還払いの方が適当ではないかと考えますけれども、これにつきましては申請書類などの増加によりまして、人件費等事務処理にかかる経費の問題が発生しますことから、その他の方法についても検討していく必要もあろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 定住化対策として、住宅リフォーム助成や持ち家建設祝い金制度を創設してはいかがかとの御質問についてお答えいたします。本市の定住促進施策に関しましては、平成19年3月に策定いたしました玉名市定住化基本構想、いわゆるスマイル構想を柱に取り組みを進めております。これまでの主な取り組みといたしましては、玉名市での生活を選択されるために、まず住みやすいまちとしての魅力を高めるための全庁的な対応を基本としながら、玉名で暮らしがイメージできるガイドブックの作成を初め、ホームページを利用して職業や住宅の情報などを情報発信するとともに、東京や福岡など大都市圏での定住相談会へ参加し、定住希望者へアピール活動を実施してきたところでございます。また市内に存在する空き家の情報と住まいを求める定住希望者を結びつける「空き家バンク制度」につきましては、現在、要項の整備を進めているところであり、年明けから空き家の募集・登録を開始し、年度内には制度の本格運用が始まる予定でございます。さて、前田議員から御提案ございました住宅のリフォームや新築に対して助成する制度でございますが、例えば夫婦と子ども2人の家族が玉名市内に転入し、新たに住宅を建築する場合には1年間に約565万円の経済波及効果と約30万円の税収が得られるという試算もあり、定住人口の増加が地域を活性化さ

せる有効な手段であるとの視点から検討を進めてまいりたいと考えております。助成制度の具体化に当たっては、例えばリフォームや新築に際しては、地元業者を利用する、地域活動に理解ある転入者を対象とする、助成対象地域にメリハリをつけるなど地域活性化に確実に効果を及ぼすような工夫が必要ではないかと理解しているところでございます。県内にはこのような助成制度を実施している自治体がまだ少ないため、導入の効果も大きいものと期待できることから、早ければ来年度からの実施を目指して有意義な制度となるように研究を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 再質問をします。保育士の派遣につきましては、22年度も引き続き臨時を採用するという宮田議員への答弁でありましたので、私も同じようなことを質問してましたので、再質問としてですね、それは当面22年度だけなのか、あるいはもうやはり保育士の職種専門性を考慮して、市長の任期いっぱいというか、4年間ぐらいはそぎゃんふうにしようと思っていると考えておんなはっとか。そこら辺をちょっとお尋ねします。もう1つ子どもの医療費無料化につきましては、確かに年齢を引き上げることによって市の持ち出しもふえてくることになるでしょう。私はですね、今やっばし少子高齢化の中で、子育て支援という点で担当大臣まで配置して、国も力を入れているという中で、玉名市も今度就学前から6年生まで助成対象が広がるということですが、県内の進んだ自治体は既にもう中学3年までですね、あの助成をしていると、子育てに力を入れているというところもありますので、一步前進ではあります、さらに前進させるという意味合いから義務教育の間、中学3年まで一気にやっばしお尋ねしようというようなことは、ちょっととんでもないというような考えなのか、いやそれもまた4年間の中で検討していくというような考えなのか、ちょっとそこら辺を1つお尋ねします。それと医療費のいわゆる給付の方法ですけど、償還払いというのは、御承知のように病院の窓口で一たん支払って、後で請求をして、それを払い戻してもらうということで、私はこの玉名の場合では、約2カ月ぐらい手元に戻ってくるのにかかるのかなあと、いうふうに今まで理解しておりました。そういう仕組みでですね、実際は1回払わないといけないために生活が苦しい、持ち合わせがないという場合に病気しても、ちょっと我慢しようかなあと、受診をためらうと、そういうつまり受診抑制が働くわけです。これはやはり本来のこの乳幼児医療費助成制度の根本である目的にこれは反することではないかなあと、それで助成制度の目的を完全に生かすためにもですね、償還払いをこの際見直して、これまたよその自治体で多くがやっている併用という形にですね、来年度から移行するというふうになったら、高寄市長選んでよかったなという声があちこちか

ら出てくつとじゃないかなあというふうに思っております。市長のお考えをひとつお尋ねします。

それと住宅リフォームと持ち家住宅建設祝い金の創設をということで質問しました。それでですね、住宅リフォーム制度については、今非常にいい答弁をもらいまして、来年から検討してやっていくという方向、やるとまでは言いはらんだっばってん、そういう方向性だということで、ぜひ住宅リフォーム制度あるいは、これは例えばの名前ですので、何でもよかったですけど、そういったその地域活性化にもつながるし、定住化促進にもつながるという意味から、いろんな施策を取り組んでいる自治体のことを紹介して、こういった制度を取り入れてほしいということで、質問項目に上げておいたわけです。ぜひですね、住宅リフォームも早めにひとつ実現されますよう要望いたします。

再質問の2点をお尋ねして、後に続きます。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崎哲哉君。

[市長 高崎哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 前田議員の再質問についてお答えをいたします。先の非正規職員の件でございますけども、先ほど部長より答弁がございましたように、来年度からの雇用につきましては、臨時職員で対応していくということでございますので、その旨を御理解いただきたいと思っております。

それから子どもの医療費を中学3年生まで引き上げるべきじゃないかという御質問でございます。小学校6年生まで実施をするということで、その結果を見まして、そしてまた財政的なものもございまして、その後の実施の後に財政状況を考慮した上に、また是非を検討していきたいというふうに思っております。また支払いにつきましても、皆さんの要望にこたえるべきだというようなことでございますけども、あくまでもこれは税金を使つての処置でございます。皆さんのいいように、そしてまたお互いに負担がかからないようにというようなことも考えながら、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹下幸治君） 前田議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。次に、新庁舎建設についてであります。①新庁舎建設後の天水・横島・岱明庁舎の機能と活用はどうするのか。執行部のこれまでの説明では、新庁舎建設後は天水・横島・岱明の総合支所は総合がとれて支所になる、なぜなのか。合併効果を最大限生かすためには、職員の削減が避けられない、職員が減ると新庁舎に機能を集中させないと維持できない、玉名総合支所の老朽化もある、だから新庁舎の建設が必要、もちろん住民サービスの低下を招いてはならない。こういうことであります。現在の総合支所が支所になりますと、住民の利便性はどうか、今まではそれぞれの総合支所で用事が完結していたことが、新庁舎建設後には新庁舎に行かなければならないことが多くなり、住民からはこんなはずではなかったの声が聞こえてくる。私は新庁舎建設後、今の計画で行けば、住民が不便になるのではないかとこういう心配があります。天水・横島・岱明庁舎の機能と活用は、今後どう考えておられるのか、お聞きします。

3番目、次に有明海再生についてであります。去年はアナアオサが異常発生して、漁業関係者を初めとして、その対策には大変な苦勞がありました。そして今年もまた発生するのではないかと大きな心配がされております。漁民の人から足のないタコが多数獲れている、えさがなくなり自分の足を食っている、アナアオサとホトトギス貝が大量発生して、アサリ漁場がだめになっている、こういう話を聞きました。今年は何が起こるのか毎年毎年不安でたまらない、このように話しておられます。豊饒の海と言われた有明海の再生、これは漁業関係者のみならず、沿岸住民すべての望みであります。市長は大浜に住んでおられますので、なおさらそのことを実感されているのではないのでしょうか。そこで①漁業の現状について、市長の認識とその対策についてのお考えをお聞きします。1997年4月諫早湾干拓工事における潮受け堤防が閉め切られて12年が経過しました。諫早湾の埋め立て工事も完了しております。そういう中で有明海の状況はどうなったのか、毎年のように異変が発生し、漁業被害も増大して漁業関係者の中に自殺者も出るなど深刻な状況が広がっております。佐賀地裁は2007年6月27日、国に対しまして5年間の排水門開放を命ずる画期的な判決を下しました。有明海沿岸の3県漁連、熊本・福岡・佐賀漁連はこの判決を支持して排水門の開放を要求しています。私は数回干拓のあの現地に行きまして、閉め切った調整池の水と排水門の外の海水を目の当たりにして、これは大変だなあと感じたことがあります。もともと本明川などが諫早湾に流れ込んでいましたが、閉め切ったために湾の浄化に役立っていた干潟がなくなり、たまった水は汚れて当初の目的の農業用水に適合しない、そんな水が調整池の中に滞留して、海拔1メートルに調整池を保つために排水門の下からたまった汚泥とともに放流しているわけです。これが漁業被害の原因という漁民の訴えで佐賀地裁は排水門開放を国に命じたわけでありまして。有明海再生について②番、市長は諫早湾干拓が有明海

に与える影響と諫早湾排水門の開放につきまして、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせください。

○議長（竹下幸治君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 新庁舎建設後の天水・横島・岱明庁舎の機能と活用はどうかの御質問にお答えいたします。各総合支所の機能と活用についてでございますが、合併協議の中で新庁舎完成後の支所機能については、「新庁舎完成後、総合支所は支所に移行するものとし、支所の機能及び事務のうち、本庁に速やかに移管した方が行政サービスの効果が図られるものについては新庁舎への機能及び事務の移行を積極的に検討するものとする」とあります。また、平成18年度に策定した玉名市職員定員適正化計画に示す「退職者の3分の1を採用」する方針に従い職員数を試算しますと、この削減方針が終了する平成28年当初には年度当初には512人程度となることが試算され、これは現在の職員数と比較して約100人の減となります。これらのことから支所を現状のまま、状の機能のままで継続することは非常に困難であり、新庁舎完成後の支所は住民生活に密接した機能、業務が主なものとなると考えられますが、市民の間に不安があることは否めません。職員数の削減は、合併によるメリットを最大限に生かすために避けて通れないことではありますが、このことで市民が不便と感ずることがあってはならないことでもあります。このため今年5月に行政事務改善など検討プロジェクトチームを庁内に発足させ、スリムで質の高い行政運営を実現させ、限られた人員で最大限のサービスが提供できるような組織、機能の検討を始めております。プロジェクトチームでは新庁舎完成後の組織機能についても、検討することとしており、議員御指摘のように新庁舎建設後の支所機能については、可能な限りの機能は残し、簡易な手続は支所のできる、市民が不便と感ずないような組織となるよう検討を進めたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員の有明海再生についての質問にお答えをいたします。

1番目の漁業の現状についての市長の認識と対策ということでございますが、有明海は美しい景観と特有な生態系を有するとともに貴重な漁業資源の宝庫として人々の生活を支え、人々に安らぎを与えてきました。しかしながら、有数の漁業生産性を誇ってきた有明海が今、環境の変化と生物生態系の危機に直面をいたしております。本市の漁業への影響として、ノリ生産量で平成17年度をピークに年々減少し、平成20年度で2割の減産、アサリ生産量においても平成15年度をピークとして平成20年度は2割の減

産、うろこ漁につきましては共販制度をとられておりませんので、把握できませんが、厳しい状況にあるとお聞きをいたしております。特に本年度のアサリ採貝漁につきましては、アナアオサの大量発生で大打撃を受けておられていると認識をいたしております。近年、国・県において有明海や八代海の再生を図るため、特別措置法が施行され、これに基づき有明海の再生に関する県計画が作成されております。国や県、関係市町、漁業関係団体等がそれぞれの立場において、業務の分担のもと、有明海の海域環境の保全及び改善と水産資源の回復を図るために各種施策が必要と考えております。さらに有明海の再生を図るためには、山・川・平野・海までの流域全体にわたる総合的な環境保全活動が必要であり、有明海に注ぐ河川流域の県・市民一人一人の水域環境の保全に対する積極的な取り組みが求められております。例えば「山では、広葉樹の植林等を進めること」「川では流域の県・市民等による生活排水対策や下水道などの整備を進めること」「海岸域では、漁業者やボランティアによる清掃活動の促進を図ること」など、行政だけでなく有明海をもとの豊かな海に戻そうという県・市民の盛り上がりも必要であると考えております。このような総合的な取り組みを行なうことで有明海の再生を図り、水産振興につなげてまいりたいと考えておりますので、議員の御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2番目の諫早干拓が有明海に与える影響と諫早湾排水門の開門についてでございますが、諫早湾の干拓事業は工事着工から20年、潮受け堤防が閉じられてから12年が過ぎております。この間、この干拓事業の実施には農業の推進や防災の観点、自然や環境、漁業の再生などの立場から賛否両論の意見が交わされております。有明海の環境異変問題については、全国的に注目を浴び、国レベルの重点研究課題として取り組まれてきました。この問題につきましては、当初から諫早湾干拓事業との関連が疑われ、有明海再生のためには諫早湾干拓の中・長期開門調査等、徹底した原因究明調査が必要である、そのような要望の動きがありましたが、これまで実施をされておませんでした。それが平成20年7月10日の農水大臣談話によって、諫早湾潮受け堤防の水門開門調査のためのアセスメントを実施することが示されて以来、大きく状況が変化してまいりました。その後、昨年9月30日に「開門調査に係る環境影響評価の指針（要領）」が公表され、方法書骨子の説明会が行なわれております。本市におきましても「豊饒の海有明海」を再生し、将来にわたって維持していくため、有明海漁業環境の悪化に対する調査等の実施を要望してまいりたいと思っておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 新庁舎についてであります。部長から答弁がありましたように市民が不便を感じるということがやはりあってはならないと。どういった機能、役割、仕事をやっていくかというのは、検討委員会ですか、そういったことのその中で、今後検討していくということですが、私は今一番その検討していく中で市民が不便を感じないためには、やはり適時検討した中身をですね、各総合支所はこういうふうな機能になって、こういったサービスを実施するというようなことをですね、言って決定した時点で、市民に広く知らせていくと、そういったことがまず前提として大事じゃないかなあというふうに思います。今インターネットがありますので、適時インターネットで公開もされているかもしれませんが、そういった情報の公開を時期時期にきちんと行なっていくということがですね、やはり市民から正しい理解を得るために欠かせないことじゃないかなあというふうに感じております。新庁舎についてあの市長にちょっとお尋ねします。市長は選挙で新庁舎建設について見直し、再検討を言うておられます。私も見直しを言いました。私はそのためのポイントを3点挙げます。まず第1、天水・横島・岱明庁舎の機能について、例えば熊本市が打ち出している大区役所的な機能を持つことができないか。2つ目、中でも横島庁舎、これはまだ最近できたばかりで大変新しいこの横島庁舎を例えば南部総合庁舎として本庁に準ずる機能を持つようなそういったことはできないか。3つ目、職員定数について退職者の3分の1を採用するというその計画が、今後の市政運営に大きな影響を及ぼすのではないかと心配しています。なぜ3分の1なのか、その根拠はどこにあるのか、中長期の財政計画や住民サービス、役所機能、組織のあり方など、総合的に見て、この3分の1採用方針を見直すべきだと思います。以上、3点言いましたが、市長は見直しに当たり具体的にはどのようなことを考えておられるのか、お聞きします。

有明海再生についての再質問です。答弁がありましたように有明海の環境を改善、守っていくというために住民やあるいはそこそこの自治体でできる、木を植わしたりとかですね、排水をきれいにしたりとか、そういったことは市長がおっしゃったように取り組むことができます。しかしながら、排水門の開門につきましては、これは地元住民が幾ら自分であげようと思っても、あるいは自治体、関連自治体があげようと思っても、これをあけることはできません。これは国がすることです。今、市長は最近のアセスが出されて、その行方を見守るというようなニュアンスの答弁だったかなあというふうに思っておりますが、関係者に言わせるとこのアセスが完全に実施され、いざ開門というに当たるには10年ぐらいかかるだろうと、10年も漁民は待たれんとあすはどうやって生活していくかと、そういう今、せっぱ詰まった状況に置かれているというわけであります。2004年5月当時の亀井農水大臣は中長期の開門調査は行なわないとして、政府みずからが設置した「ノリ第三者委員会」の短期・中期・長期開門の提

言に反する決定をしました。そのかわりに行なおうとしていた諫干の海域への影響調査や有明海の再生の取り組みもほとんど成果を上げられず、漁業者の暮らしは自殺者まで生み出しております。今日政権が変わり、漁業者はかわった民主党政権に大きな期待をしております。佐賀地裁の決定に従い、排水門を開門することで有明海を再生することにより一抹の望みをかけているわけであります。漁民は長年海と付き合いしてきた経験上、開門して海水が調整池に混ざり合えば、有明海の状態が改善することを確信しております。さきの選挙で民主党の応援を受けた市長はつながりもより大きくなったことでしょうから、佐賀地裁の決定どおり国が開門するように、関係自治体のトップとして強く働きかけていただきたいと思います。市長の御意見をお聞かせください。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。新庁舎建設後の天水・横島・岱明の機能と活用ということでございますけども、各支所の機能と活用につきましては、先ほど答弁をいたしましたとおりでございます。合併協議の中で新庁舎完成後の支所機能については、新庁舎完成後、総合支所は支所に移行するものとし、支所の機能及び事務のうち、本庁に速やかに移管した方が行政サービスの効果が図られるものについては、新庁舎への機能及び事務の移行を積極的に検討するものとするというふうにあります。この協議事項を考慮し、住民サービスの低下につながるような効率的な活用策を見出したいと思っております。

なお、有明海の諫早湾の開門の是非につきましては、地方自治体の近県でも賛否両論があるというような状況でございます。先ほども言いましたようにあくまでも県のアセスメントの状況を見ながら、我々も見守りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 11番 前田正治君。

[11番 前田正治君 登壇]

○11番（前田正治君） 新庁舎の建設についてですけど、市長は選挙で見直しを言われたわけです。私も選挙で見直しを言いましたので、私なりの見直しのポイントを3つ挙げたんです。挙げました。合併協議で確認されていたということは、これはもう当事者ですので市長も当然御承知のことだと思います。そういうことを踏まえて、見直しをおっしゃるんだったら具体的にどういったことを見直しを考えておられるのかなあというふうに私は聞いたわけです。ぜひ具体的に考えておんなはることを幾つか出してもらうようにひとつお願いします。一般質問を終わりますので。

○議長（竹下幸治君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員の再質問についてお答えをいたします。新庁舎の建設につきましては、私も以前から見直しをするということで、言ってきております。その大きな1つとしては金額の問題があるかというふうに思っておりますし、その方法につきましては、先ほど申し上げましたように検討委員会等で決定をしていくというような形にしたいというふうに思っております。それから先ほどの職員定数の3分の1事項というのがございましたけども、これは合併協議会の中で以前やはり玉名市が将来、7万3,000の当時スタートのときには人口でございました。その人口の適正人員が全国的に見て、やはり500名程度だというようなことを目標に3分の1採用を決定したという経緯がございますので、そのことは遵守してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

3番 内田靖信君。

[3番 内田靖信君 登壇]

○3番（内田靖信君） 自友クラブの内田でございます。新庁舎建設計画の見直しにつきまして、一般質問を行ないます。まず高嵯市長は10月20日付の西日本新聞「玉名市長候補者に聞く」の記事によりますと、新庁舎建設計画の考え方につきまして計画されている新庁舎は豪華すぎる、建設予定地は低い場所にあり水害の心配もある、予定地を早急に決めすぎている、見直しに向けた委員会を設置し、市の財政状況と合わせて金額を落としたいと述べられております。また当選後の10月27日付けの毎日新聞によりますと、その勝因として、新庁舎計画に対する市民の判断があったとされ、新庁舎建設問題については、まず建設場所や費用など新庁舎の見直しに取り組まなければならないと述べられております。次に、10月27日付の西日本新聞におきましても、まず取り組むべき大きな課題として、新庁舎建設の見直しを上げられ、現在の移転予定地は水害の常襲地帯で危機管理に疑問が残る、現庁舎の位置も選択肢に含め、委員会を設置して見直す、金額は気持ちとして20億円は減らせるが、30億円の減を目指したい。さらに10月27日付の朝日新聞の報道によりますと勝因は新庁舎建設見直しの訴えに市民が共感したことと思うなどと述べられております。まずやることは新庁舎建設計画を見直し、建設費や建設地の選定などについて、有識者による委員会を設置し、合併特例債の最終年度に間に合うように進めたいとも発言をされております。そこで、お尋ねをいたします。ただいま紹介しました新聞報道の中にもありますように、島津市政で進められてきました新庁舎建設予定地の選定につきましては、早急に決めすぎていると批判をされておりますが、どのような点が早急に決めすぎたと考えておられるのか、この件

についてまず市長の見解を伺います。

次に、現在の新庁舎建設予定地は水害の常襲地帯で危機管理に疑問が残るとされておりますが、現在、市民会館や福祉センターなどが建設されて以来、このような施設が水害の被害に遭い、日常業務に支障があった事例がどの程度あったのかをお尋ねいたします。さらに建設費や建設予定地などについては、有識者による委員会を設置する旨の発言がっておりますが、この委員会の構成人員や人選の方法、委員会の設置時期、またこの委員会の会議は傍聴することによって、市民に公開されるものかについて市長の考えを伺います。

次に、さきに紹介しましたとおり、市長はまず取り組むべくものは新庁舎建設と見直しを上げられておりますが、市長が就任されて初めて招集をされました11月16日の臨時議会での市長あいさつにおきましても、また12月4日招集をされました今回の定例議会の市長あいさつにおきましても、この新庁舎建設問題には一言も触れられてはおりません。今回の市長選挙の一番の大きな争点でありまして、市民の皆さんにとっては最も関心の高いものは、この新庁舎建設問題だと考えております。まず、この玉名市議会を通じて、自らの考え方あるいは方針を玉名市民に発信すべきでありまして、何らこの件に言及をされなかったことは主人公である市民を軽視したものと受け止めておりますが、この件について市長の見解を伺います。また今後の新庁舎の建設場所や費用の見直しにつきましては、それほどもう時間は残されておりませんが、どのようなスケジュールあるいは工程表の下に進められるのか、市長の考え方を伺います。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） 内田議員の新庁舎建設計画の見直しについての質問にお答えをいたします。まず、建設予定地の決定経緯についてでございますが、決して早急に決定されたとは思っておりません。十分に手順を踏まれたとお聞きをいたしております。ただ検討される過程で少々の疑問を持っているわけでございます。市長選の際から申し上げておりましたように、例えば現庁舎位置での建設費用に仮庁舎費用を計上されてありますが、岱明や横島総合支所の空いたスペースを使って費用を安くしようという検討がなぜなされなかったのでしょうか。また現在、計画されている60億円という金額についても検討をさらに重ねる必要があると考えます。それから市民会館付近の危機管理についてでございますが、確かに公共施設の業務に支障を生ずるような冠水はありませんが、万一の事態で冠水する可能性があるならば、建設位置の選定の際にももっと深い検討がなされるべきではなかったのでしょうか。これらの疑問点がある以上、再検討する必要があると考えております。そこで有識者による委員会設置でございますが、設置の時期を具体的にいつとは申し上げられませんが、委員構成や人選方法なども含めて、現

在検討中であります。これはできるだけ早い時期に立ち上げ、遅くとも来年度中には結果を見出したいと思っております。そして今後の予定でございますが、合併特例債の期限である平成27年度までには建設に間に合うようにスケジュールを組み、検討委員会の結果を参考にしながら慎重に判断したいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 3番 内田靖信君。

〔3番 内田靖信君 登壇〕

○3番（内田靖信君） 再質問を行ないます。島津市政によります新庁舎予定地の決定につきましては、平成18年9月より市民フォーラムや地域協議会での審議、そしてまた私たち玉名市議会全員協議会での協議など約3年をかけて現在に至っております。経緯につきましては、先ほど市長も十分な手順を踏んだものと認められたところですが、現在の予定地の約60億という金額は、これはあくまでも概算事業費でありまして、入札等によりその事業費は相当減額が見込まれると私は考えております。また市民会館付近の危機管理につきましても、かつて市民会館など公共施設の業務に支障が生じるような冠水被害がなかったのではありますならば、現在の土木技術を駆使し、排水対策等を行なえば十分クリアできるものと考えております。市長の答弁にもありましたように現庁舎位置での建設費用につきましては、仮庁舎の費用が計上をされております。概算事業費は約75億円となっておりますが、岱明総合支所や横島総合支所を活用して、どれくらいの経費節減になるのか試算をされておりましたらば、答弁をいただきます。次に有識者による検討委員会につきましては、市長が当選されて約1カ月半にもなり、相当な期間が過ぎております。今年のうちには設置するものと私は考えておりましたが、設置時期や委員の構成あるいは人選の方法などにつきましては、現在検討中との答弁です。これだけの重要課題であり、また緊急を要する事柄でもございます。遅くとも3月定例会の開会までには設置する必要があると考えておりますが、この件について市長の見解を伺います。また委員の選任につきましては、玉名自治区、岱明自治区、横島自治区そして天水自治区、それぞれの地区の代表者を委員の構成の一部に選任する考えはないのかをお尋ねいたします。さらにこの委員会における議論は当然公開すべきものと考えておりますが、市長の見解をいただきます。また先ほど質問しましたが、お答えございませんでしたので、再びお尋ねをいたします。

最後になりますが、この新庁舎建設予定地の見直しにつきましては、12月定例会開会時点においても、なお自らの考えあるいは方針を発表されなかったことは誠に残念であり、遺憾と考えております。市長は市民が主人公である、市民のための行政、温かい心の通う行政を政治理念とされているものと伺っております。新庁舎建設予定地の見

直しなど、最重要課題につきましては玉名市議会の冒頭あいさつを通じて、多くの玉名市民に自らの考えをそして自らの言葉で発信されることが、市長の政治理念に合致するものと考えておりますが、市長の見解を伺い、またそれぞれに答弁をいただき、私の一般質問といたします。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 先ほどの仮庁舎の件でございますが、当時仮庁舎を建設いたしますと相当の費用がかかるということが1つの大きな問題になったというふうにお聞きをいたしております。そのことで私が仮庁舎をつくらないというようなことで計算すれば、もっと安くできるんじゃないかというふうに私は思ってこのことを1つ取り上げているところでございます。なお、検討委員会につきましては、委員会の数、人数、人選等につきましては、現在検討をしている状況であり、できる限り早い時期での検討会の発足を努めてまいりたいと思っております。なお、委員会の人選等につきましても、あらゆる面で検討してまいりたいと思っておりますし、検討委員会の公開につきましても非公開で行なうかというようなことは今まだ検討中ということでございますので、今後市民の関心が高いということを考慮した上で決定をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 定例会の冒頭で、なぜなかったかというようなことでございませうけれども、私も最初から考えておりますこの新庁舎の建設につきましては、検討委員会等を立ち上げながら十分に検討してまいりたいというふうに目億をいたしておりました。そういう関係から私はこれの立ち上げを大切にということで、そしてまた新庁舎については慎重にやらなければならないということの運びで、そういう経緯になったということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） 市民クラブの福田でございます。きょうの質問は議員皆が新庁舎建設でございますけれども、私も御多分に漏れず、新庁舎建設について、そしてまた2番目として入札についてをお聞きしたいと思います。

まず最初に、新庁舎建設についてでございます。1市3町が合併し、新玉名市が誕

生して、早4年が経ちました。その間に景気は大きく変化し、特に昨年秋のリーマンショック以降、景気の低迷で国の財政状況は大きく悪化し、デフレスパイラルに陥り、企業の倒産、そしてまた厳しい雇用状況など市民にとっても大変な時代となっております。玉名市におきましても税収が心配であります。そのような中で今回の選挙において、高寄市長は見事に当選されました。心よりお祝いを申し上げる次第でございます。玉名市長はチェンジ玉名をスローガンに、税金は生活に直結する福祉や教育に使い、市民のための政治を行ないたいと抱負を語られております。そしてまた今回の選挙の争点は新庁舎の建設計画でもありました。経済情勢の市民の生活、そしてまた市の財政状況を考えますと60億円の建設費は市民のためにならないとも語られております。私も全く同感であります。財政状況が大きく変化し、そしてまた格差社会が広がり市民の生活が困窮する中で、60億円という巨額な建設費は、合併時の合意事項とはいうものの市民の理解は到底得られないではないでしょうか。市長、市民が今望むことは、庁舎の建設より医療設備の整備そしてまた医療体制の充実でもあります。例えば、脳梗塞などで倒れた場合、玉名では医療行為ができないのであります。安心して病気にもなれないのが現状であります。また最近地球温暖化の影響か全国各地で異常気象が発生し、大変な災害が起きているわけでございます。このようなことで緊急避難場所を備えた地区の公民館の整備こそが、市民のために行政が行なうべき事業ではないでしょうか。仮に新庁舎が必要だとしても、本庁機能優先の新庁舎建設よりも総合支所などを有効に活用し、コンパクトでスリムな建設計画を行なえば、コストダウンが図られ、市税の軽減につながるのではないのでしょうか。本庁舎の集中型の庁舎建設ではなく、総合支所の機能強化を図り有効に活用することで、市民と市役所の親しみもわき、そしてまた利便性もある庁舎の機能と思われそうですが、いかがでしょうか。玉名市が広範囲になった今、本庁舎までくるのも大変なことであります。そこで新庁舎建設についてお尋ねするところであります。まず第一に、新庁舎の建設は本当に必要なんでしょうか。これは現庁舎の老朽化そしてまた駐車場の不足、バリアフリー等への対応不足などの承知の上での質問であります。

そしてまた第2番目に財政状況についてであります。政権が民主党に代わり、そしてまた国の税収が減収する中で、地方交付税は確保されたというものの、今回の国債発行額は53兆円というとてつもない巨大な数字でありました。また合併特例債が平成27年度と迫る中、やはり市の財政も心配であります。市税が増額にならないか、その点も含め明快なる答弁をお願いいたします。

続きまして、新庁舎の方向性についてであります。新庁舎の建設場所そしてまた建設規模、金額などどのようなお考えかを市長にお尋ねするところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（竹下幸治君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 福田議員の一般質問にお答えいたします。新庁舎の建設につきましては、合併にあたって策定されました新市建設計画で、新市における主要事業の一つとして位置づけられており、その必要性は議員御承知のとおり築50年を経過する老朽化やバリアフリーへの対応不足、また駐車場不足や会議室などの狭さ、狭隘さなどの要因に加え、合併後本庁機能の一部が分散していることによる利便性の低下などが上げられます。また、このことは現庁舎が次代に求められる庁舎として、その要件を満たしていないと言い換えられるものであります。そこで、これまで新庁舎の建設については、議会の御理解と御協力をいただくとともに市政フォーラムを開くなど市民の意見を聴取した上で、建設位置を市民会館付近と決定し、新庁舎に配置する職員数や駐車場の必要台数などから規模を算定し、平成19年度に基本設計を行なった結果、地上5階建て、延べ床面積が1万1,576㎡、概算事業費を59億8,000万円と見積もったところでございます。この財源には、財政的に有利な合併特例債を充てることと計画しており、その適用期限の平成27年度までに完成させる必要があることも御承知おきと思います。また合併協議の過程において本庁に機能と事務を集約する旨、合意されておりますので、業務を分散しない本庁方式で新庁舎の計画を進めてまいりました。ここまで申し上げましたことは、合併からこれまでの計画及び経緯でございまして、議員御指摘のように総事業費約60億円の必要性や支所のスペースを有効利用するなどしたコンパクトな庁舎建設という点につきましては、今後組織する有識者を含めた検討委員会などにより見直しを行なうことで判断されるものと考えます。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 福田議員の玉名市の財政力が新庁舎建設に耐え得るかどうかという御趣旨の御質問というふうに受け止めましたので、お答え申し上げたいと思います。

新庁舎建設につきましては、新市建設計画で総事業費を約70億円と見込み、平成27年度までの財政計画が立てられているところでございます。その後、平成19年度に作成した基本設計におきまして、約60億円の総事業費となったところです。この財源といたしましては、後年度において元利償還金の70%が普通交付税に算入されます合併特例債の活用を予定いたしております。そこで、新庁舎建設を控えました現在の玉名市の財政状況でございますが、景気低迷により議員もおっしゃいましたように税収が落ち込んでおりますものの、地方交付税の財源調整機能により地方財源は確保されて

いるところでございます。まず、借金であります地方債の残高でございますが、平成18年度をピークに減少傾向にあり、特に昨年度と本年度には5%以上の高利起債の繰上償還を行ない、将来負担への軽減を図ることといたしております。

次に、基金の残高でございますが、合併時には58億円ありました積み立て基金は、平成27年度末に30億円を確保することをめどに計画的に推移いたしております。平成21年度末で43億円と見込んでおるところでございます。他市に比較すれば高めとなっております経常収支比率につきましても、前年度より改善しており今後も経常的経費の削減を図り、より適正な財政体質に改善していくことといたしております。

以上、現在の玉名市の財政状況につきましては、決して余裕があるとは言えませんが、今後計画的な財政運営を行なっていくことにより新庁舎建設が現行の事業規模で実施されてもよいような財政見通しを立てているところでございます。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） 福田議員の新庁舎建設についての質問にお答えをいたします。新庁舎の建設につきましては、市長選挙の際のマニフェストに掲げておりますとおり、民間の方々を含めた有識者による検討委員会を設置し、その中で建設場所や建設金額等については慎重に議論してまいりたいと考えております。また議会におかれましては、このたび新庁舎建設特別委員会が新たに設置されており、議員の皆様方による幅広い議論がなされることと思っております。今後は新庁舎建設につきましては、本市の重要事業の一つとして今後設置予定の検討委員会での審議結果を踏まえ、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 2番 福田友明君。

〔2番 福田友明君 登壇〕

○2番（福田友明君） 新庁舎についてのお答えありがとうございます。この私は反対では決してありません。新庁舎の建設はやはり必要なんですね。必要なんですけれども、皆さん御承知のとおり先ほど部長が申しましたとおり老朽化が本当に進んでおりますね。そしてまた駐車場不足、バリア不足と十分知ってのことなんですけど、例えばこの議会を眺めてください。何がないんでしょうか。防火設備が不十分なんです。そしてまた誘導灯もない、非常灯もない。こういうことこそが消防法にもう既に違反しているんですね。電気技術者として言うわけではございませんけれども、このようなことは必要なんです、けどこの60億円という巨額な費用をですね、どうするかという問題を問うたわけです。確かにこの60億円という金額というのは今のこと

を考えたらですね、やはり先ほど前田議員からの質問がありましたけれども、果たして本庁集中型の機能優先の庁舎よりも、私は既存の総合庁舎を有効利用してですね、経費の削減に努める。それは難しいんじゃないでしょうかね。そういうことを含めてですね、やはり再検討する必要があるんじゃないでしょうか。今市民が求めることは現庁舎の建設というのは、これ老朽したことだから仕方がないとは思いますが、十分にですね、この新庁舎の建設特別委員会を通じてですね、幅広い考えで慎重にこの建設について考えをまとめていただきたいと思います。

それからですね、次に、入札についてでございます。玉名市が入札を行なった工事の中で、過去4年間の入札率はですね、旧玉名市の落札率よりも高くなっているんじゃないでしょうかということになります。この点どうしてそのようにその4年間でですね、その落札率が上がったのかなあと、私は単に疑問に思うわけでございます。あるいは入札制度が変わったのか、そしてまた指名業者が変わったのか、あるいは建設物価等が変化いたしまして入札率が上がったのか、そのことを聞きたいと思います。旧玉名市の落札率から、そしてまた平成20年度までの落札率とそしてまた平均は何パーセントであるかを質問いたします。

そしてまた入札制度の改革をどのように行なうかでございます。今、玉名市が行なって指名入札は紙ベースの入札でございます。多くの県や市が電子入札制度を取り入れている中で、玉名市として電子入札制度を取り入れる考えはないかをお尋ねするところがあります。また工事にあたりましては、市民の大事な血税を使わなくてはいけないわけでございますけれども、業者にとっては落札率が高い方がいいでしょうが、市民にとっては貴重な税金です。1円でもコストを抑え、そしてまたその分を他の事業へ有効利用したいものであります。入札について、どのようなお考えがあるのかをお尋ねするところがあります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹下幸治君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 福田議員の入札について、お答えをいたします。最初に工事の入札率についてのお尋ねにお答えいたします。平成11年度から平成20年度までの工事毎の落札額を予定価格で割った率の平均を毎年度に申し上げますと、合併前の旧玉名市の平均落札率は、平成11年度97.67%、平成12年度98.13%、平成13年度96.13%、平成14年度90.31%、平成15年度88.98%、平成16年度89.56%、平成17年度90.82%、合併後の18年度94.16%、平成19年度92.76%、平成20年度が91.97%となっております。入札制度の改革をどのように行なうかということにつきましては、公共工事は社会資本の整備を通じて豊かな

市民生活の実現及び安全・安心の確保に寄与するためにも、その品質が良質なものでなければなりません。また建設業を取り巻く環境は全国的な建設投資の減少に伴い、厳しい状況の中、地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することが望まれております。しかしながら、工事を行なう財源は貴重な税金で賄われておりますので、可能な限り低い価格で契約を結び、余った財源をそのほかの施策に有効に活用していくことが望ましいかと考えております。

議員お尋ねの入札制度の改革をどのように行なっていくかでございますが、これまで行なわれてきた入札方式に加え、インターネットを利用して入札を行なう電子入札の導入に向けた取り組みをはじめ、公平性・競争性・透明性がより高まるよう、また今後、入札率の低下につながるような方策を法令の範囲内において、さまざまな角度から研究・検討し、発注者としてできることから1つ1つ実行に移し、改善に努め、この玉名にあった入札方式を確立してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 2番 福田友明君。

[2番 福田友明君 登壇]

○2番（福田友明君） ただいま市長の方から入札制度の今後の考え方、電子入札制度の取り入れも検討したいということございました。そしてまた私はこの入札制度についてどうかこの情報がですね、漏れているのではないかと、その付近を心配するわけでございますので、この点についても慎重に検討していただきたいと思います。それから新庁舎建設につきましてはですね、この庁舎建設特別委員会の設置で、位置も含めて再検討していただきたい、このような税収が下がった中で市民のこれだったら大丈夫だという方向にですね、お願いしたい。特に総合庁舎につきましては、その機能を十分に発揮してですね、市民に身近な市役所でありたいことを望みまして、質問を終わります。

○議長（竹下幸治君） 以上で、福田友明君の質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明11日は定刻より会議を開き一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時07分 散会

第 3 号

1 2 月 1 1 日 (金)

平成21年第8回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成21年12月11日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 15番 松本議員
- 2 24番 吉田議員
- 3 7番 近松議員
- 4 19番 青木議員
- 5 8番 福島議員
- 6 4番 江田議員

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 15番 松本議員
 - 1 定住化構想と伊倉駅について
 - 2 未必の故意による宮ごう池の汚染について
 - 3 新庁舎建設問題・場所と金額の是非について
- 2 24番 吉田議員
 - 1 市長の政治姿勢について
 - 2 新庁舎建設問題について
 - 3 砂天神踏切拡幅について
 - 4 JR玉名駅南側整備について
- 3 7番 近松議員
 - 1 市政運営について
 - (1) 「市民が主人公である自治」の姿とは、具体的にどのように考えているのか
 - (2) 市職員の英知を集結して市政運営するための方策について
 - (3) 事務引き継ぎ時の市長の対応に対する市民の批判をどのように受けとめているか
 - 2 新庁舎建設について
 - (1) 30億円削減の具体策について
 - (2) 建設予定地について

- 3 小学6年生までの医療費無料化について
 - (1) 6歳までの医療費総額と1人当たり医療費の他市町との比較
 - (2) 12歳まで無料にした場合の市の負担額と事務量
 - (3) 子どもの医療費の伸びと予防対策について
 - (4) 子ども手当と医療費無料化についての考え

4 19番 青木 議員

- 1 今後の子育て支援策について
 - (1) 乳幼児医療費無料化の現物給付と対象年齢の引き上げについて
 - (2) 保育所保健活動充実のための看護職配置の推進について
- 2 子どもたちに光を当てた教育の確立について
 - (1) 教員の多忙化を解消し、教員を支援していくための取り組み
 - (2) 学校だけでは解決困難なケースの実態と解決策
- 3 エコツーリズムの推進について

5 8番 福嶋 議員

- 1 玉名市の経済政策について
- 2 玉名市の農業政策について

6 4番 江田 議員

- 1 高寄市長のチェンジ玉名について
- 2 有明海のアナアオサ対策はどうなっているか
- 3 各種団体の出張の際の高速道路使用について

日程第2 議案及び陳情の委員会付託

散会宣告

出席議員（26名）

1番 藏原隆浩君	2番 福田友明君
3番 内田靖信君	4番 江田計司君
5番 北本節代さん	6番 横手良弘君
7番 近松恵美子さん	8番 福嶋譲治君
9番 永野忠弘君	10番 宮田知美君
11番 前田正治君	12番 作本幸男君
13番 森川和博君	14番 高村四郎君
15番 松本重美君	16番 多田隈保宏君
17番 高木重之君	18番 中尾嘉男君
19番 青木 壽君	20番 大崎 勇君

21番 田畑久吉君
23番 竹下幸治君
25番 松田憲明君

22番 小屋野幸隆君
24番 吉田喜徳君
26番 杉村勝吉君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 田中等君 事務局次長 廣田清二君
次長補佐 今上力野さん 書記 小島栄作君
書記 松尾和俊君

説明のため出席した者

市長 高崙哲哉君 総務部長 元田充洋君
企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 市民環境部長 黒田誠一君
玉名地域自治区事務所長 牧野吉秀君
福祉部長 井上了君 産業経済部長 出口博則君
建設部長 望月一晴君 会計管理者 徳井秀憲君
岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長 植原宏君 横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長 吉村孝行君
天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長 池田健助君 企業局長 木下憲生君
教育次長 前田敏朗君

○議長（竹下幸治君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（竹下幸治君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） おはようございます。ささやかですが、伝統会派新生クラブの松本です。今期、最初の議会で議席が4つ減り、風景が少し変わって見えます。少数精鋭ということで身を引き締めて頑張っていますので、よろしく願いいたします。それでは、通告に従いまして、早速質問に入ります。

まず、定住化構想と伊倉駅について。近年地方においては生まれる子どもの数より亡くなる人が多い人口の自然減と進学、就職で他県へ転出していく人が転入よりも多い社会減のダブルパンチで人口急減時代に突入した感があります。この4、5年の間に天草地方では5,000人減、この玉名市でも2,300人も人口が急減してしまいました。このまま推移すると十数年後、玉名荒尾地方では25%減という新聞報道もありました。そこで何としても人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持していくための定住化構想が各地方において、最重要課題となってきました。旧玉名市時代に新幹線開業と玉名バイパスの全線開通の経済効果で5,000人の人口増加を目標とする構想がありましたが、事業のスタート前に厳しい現実と直面しているのが現状ではないかと認識しているところです。新市構想の中でも新幹線開業に伴い、福岡通勤者、通学者を定住化させようという4つの定住化ゾーンも公表されましたが、私は在来線の利用促進からも熊本通勤者の定住化も見逃せないものがあると思います。最近、熊本駅周辺の再開発は目を見張るものがあり、7、8年後には3,000人近い雇用、職域の場が広がるものとされています。新幹線が開業すれば、在来線の特急は廃止されます。伊倉駅乗車の普通電車は木葉駅か植木駅での特急追い越しの待ち時間もなくなり、5、6分の短縮の18分か19分で熊本駅前通勤が可能となります。早くて安心安全、パークアンドライドでエコロジーな電車通勤は時流となります。また運賃は玉名駅～熊本駅間で540円、伊倉駅からは450円というアドバンテージもあります。割安な定期券が購入できます。以前伊倉駅が近いはずの熊本通勤者の人に聞いたことがあります、なぜ玉名駅から乗るのですかと聞くと、乗り遅れたとき特急も利用できるから。それと伊倉駅は契約

駐車場が30数台、フリーの駐車場が5台では絶対的不足との理由でした。しかし新幹線開業後、在来線の事情が大きく変化すれば伊倉駅の存在価値は逆に高まります。駅裏に静光園につなぐ道路を1本通せば、ホーム沿いに200台以上の駐車スペースが生まれ、利便性は飛躍的に向上します。また伊倉駅周辺は高齢になって車の運転をあきらめた人にも大丈夫な定住化構想のモデル地区にもなり得ます。10年ほど前にも同様の提案をしたことがあります。その時は時期が早すぎて真剣に聞いてもらえなかったという記憶があります。定住化構想も玉名に住みませんかといっても、土地柄の魅力や利便性がなければ、地域間競争には勝てません。新幹線の開業ばかりが注目を浴びていますが、伊倉駅、大野下駅を貴重な社会資本、交通インフラとしてまた市政発展のため、効果的な活用、仕掛けが必要な時期が来たと思うのですが、当局の考えをお尋ねいたします。

2番目の質問。未必の故意による宮ごう池の汚染について。伊倉の台地周辺には江戸時代初期より名前の付いた湧水の平井戸が点在して、住民の生活や歴史を支えてきました。これらを総称して伊倉十三ごうと呼びます。しかしその大半は、開発や長い歴史の中で消滅したり、形を変えたりしてしまいました。唯一桜井ごうだけは水量もあり、良質な水質を維持していたので、今年の8月、まちづくり委員会を中心に周辺の整備とレトロな水小屋を建設して、みんなで完成を祝いました。そして来年度、水の愛護団体からの表彰の内示もいただき、清らかな水の湧くところをまちづくりのコンセプトにして、次なる目標に向かっていくところです。ところで、県道玉東線の崖下に宮ごうという池があります。かつて食糧増産を目的に宮ごうの下流につながる棚田の水がめにするため、明治か大正の頃、堤を築き池を造成、宮ごうの平井戸は池の中に沈んでしまいました。私たちの子どもの頃は、清らかな池で水が冷たいから絶対に泳いではいけなと言われて、子ども心にお宮の池に神秘的なものを感じていたものでした。しかし近年、池の上の台地の開発、道路や側溝の整備で池は土砂が堆積したり、油膜が漂う汚れた池になってしまいました。今年の8月4日の市政懇談会で地区の区長さんが改善を要望されましたが、質問と答弁のピントが合っていなかった気がしました。そこで私なりに調べてみたところ、県道は崖上のところが一番低いくぼ地となっており、県道の片側の側溝はその溜めますで切れて、崖下に垂れ流しとなっています。反対側の側溝は市道伊倉駅線からの排水も同時に流れ、道路下を横断、崖の中腹で合流して宮ごうの池に流れ落ちる構造になっているようです。竹やぶに覆われてわかりにくいのですが、環境の時代と言われる今日、しかも神聖なお宮の池がこのような調整池のような姿で放置されてよいものか、尾田の丸池に側溝の雑排水を垂れ流しているようなものです。実害の発生を積極的に希望ないし、意図するものではないが、自分の行為により結果として実害が発生しても構わないという行為者の心理状態、いわゆる未必の故意による宮ごうの池の汚

染は行政の責任において、早急に改善されるべきものと思います。垂れ流しをやめて、溜めますに導水管をつなぎ、池の下の排水路まで悪水を持っていけば池は湧水でよみがえり、棚田の用水もきれいな水を使えるようになります。それほどの大工事ではないと思いますので、県とも協議して早急な改善を要望いたします。

以上、2つの質問の答弁を聞いて最後の質問にいきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（竹下幸治君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） おはようございます。松本議員、御質問の定住化構想と伊倉駅について、お答えいたします。議員御指摘のように少子化によります人口の自然減とそれから玉名市に入って来られる人、要するに転入の減、それから玉名市から出て行かれる転出の増により、社会減によりまして全国的に人口の減少が進行しているところでございます。その人口の減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持していくための定住化施策が多く地方自治体が抱える最重要課題となっており、本市におきましても毎年500人ほどの人口減少が現実であり、定住化構想策定の必要性から平成19年3月に「玉名市定住化基本構想、(いわゆる玉名市スマイル構想)」を策定いたしました。この構想におきまして、4つの定住ゾーンを抽出選定していますが、この定住ゾーンの抽出にあたりましては、交通利便性重視型それから自然環境指向型の2つのターゲットを設定しております。1つ、地形、土地利用等の自然的な条件ということ。それから2点目に地価、土地の値段ですね、地価、都市基盤整備状況等の社会的条件を整備して、その抽出をしております。肥後伊倉駅はその定住ゾーンの1つ八嘉・梅林地区周辺に近接しておりまして、当該地区への定住化、すなわち人口増が進めば駅の存在意義、活用が注目されることになると予想されます。定住ゾーンの中ではほかにも睦合地区周辺も大野下駅が近接しておりまして、これら既存のJR駅という社会インフラを生かして、定住人口を増やす取り組みを考えてまいります。定住化施策は金銭的な支援だけではなく、その土地の生活利便性の魅力など、総合的な玉名市の魅力アップが最終的に玉名に住むという選択につながると考えております。議員御指摘のように環境の面からも公共交通機関の役割は見直されてきており、既に利用されているJR駅などのより効果的な活用を初め、福祉、医療、子育て、交通、雇用、産業、教育など多面的な施策を庁舎内全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 建設部長 望月一晴君。

[建設部長 望月一晴君 登壇]

○建設部長（望月一晴君） 松本議員の御質問の未必の故意による宮ごう池の汚染につ

いてお答えいたします。議員御質問のことにつきましては、確かに今年8月の市政懇談会でも御質問がっております。質問の内容といたしましては、家庭雑廃水や県道からの雨水、土砂等の流入により宮ごう池が土砂等で埋まり、ため池の機能を果たさなくなっているとのことでした。その後、現地を調査いたしまして、玉南中のグラウンドの土砂が流れ込んでいるようでしたので、教育総務課、地元の区長さん、土木課で立ち会いを行っております。中学校グラウンドの東側には大きな集水ますが2カ所ございまして、2カ所とも土砂が堆積しておりましたので、教育総務課が8月にこの集水ますの浚渫を実施しております。今後は教育総務課の方で定期的に集水ますの点検を行ない、適切に管理していくことになりました。また県道肥後伊倉停車場線の側溝の水は確かに個人の所有地を流れ、宮ごう池に流れ込んでおります。ただ県が地権者や地元が無断で個人が所有する土地に水を流すような工事を行なったとは考えられませんし、当時地権者や地元との間に何らかの協議があったのではないかと思います。市といたしましても、この池につきましては10年ほど前に大規模な浚渫工事を行っております。今後、地元関係者の方から宮ごう池に道路排水を流すのではなく、直接池の下にある水路に流してほしいということであれば、地元関係者と協議を行ない、県にも要望をしてみたいと考えておりますので、議員御理解のほどよろしく願います。

○議長（竹下幸治君） 15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） 丁寧な答弁ありがとうございました。定住化構想と伊倉駅については、住民にとって快適で利便性が高いということは大事なところかと思えます。日常生活では伊倉駅を利用して、ちょい旅に出かけるときはバイパスを一直線に下って、新幹線に乗るというスタイルが玉名定住化構想のセールスポイントになりはしないかとも思います。マイカーだけが頼りのまちづくりは核家族の急速な高齢化を見ると限界ではないかと思えます。新幹線周辺整備と関連しながら、研究されたく提案いたしておきます。

宮ごうの雑排水による汚染については、これは30年以上前の工事で当時の事情についてはよくわかりません。多分開発優先で環境保全という概念に欠けていた時代ということでしょう。しかし池がきれいになることについては、今やだれも異論はないところです。地権者の人もそのときは全面的に協力すると約束されました。無理とかできないというのではなく、どうしたら最善の策がとれるか前向きに考えていきましょう。また1年3カ月後の新幹線開業に伴い、観光協会と県の振興局から玉名地方の観光コースの調査と整備ということで、8月伊倉を訪ねて来られました。その中で中世の面影と各時代の史跡が集積した歴史探歩は興味深い、桜井ごうを初めとした十三ごう巡りとの組

み合わせも面白いとの評価を得ました。その点からも湧水豊富な宮ごうはきれいな池に復活してほしいと願うものであります。よろしく願いいたしまして、最後の質問にいきたいと思います。

最後の質問、新庁舎建設問題・場所と金額の是非について。この質問は今議会の目玉であり、外せない質問であります。昨日も複数の議員がそれぞれの立場と思いで質問されたところですが、私も私なりの思いを込めて質問いたします。それでは新庁舎建設問題・場所と金額の是非について。10月の市長選挙前のマニフェスト討論会において、高寄市長は、場所は現在地に建て直せば土地代が浮き、30数億円ぐらいででき上がるのではないかという意味の発言をされていました。玉名市議会では以前から4つの候補地を検討した結果、現在地での建て替えは手狭な敷地、仮庁舎の建設、右往左往する時間と手間と労力がかかり75億円という最も高い経費がかかるという試算がされたところです。市民会館北側の候補地はコストカットして60億円ぐらいとの報告であったと思います。昨日の答弁と重なる部分もありますが、当局から一連の経緯について、今一度説明をお願いいたします。

次に、市長にお尋ねします。市長の発言は道筋や途中の論理を無視した安けりゃいいじゃないかという短絡的な思考としか思えません。まず場所においては、現在地は来客者駐車場の不足など絶対的敷地の狭さ、周辺道路の狭隘さと混雑で将来の展望に欠けている。日本各地と比べても玉名の天地は広うございます。逆転の発想で地理的条件をうまく生かせるならば、10万都市以上の可能性を秘めた土地柄と思います。将来の第2次合併、道州制移行を視野に入れた玉名市100年の大計からするならば、新庁舎敷地は伸びしろの大きな場所でなければなりません。市民会館北側の候補地周辺には、市民会館を初め、多くの公共的建物が集積しています。メインの市役所が移転すれば、行政ゾーンが完成し、だれが見てもわかりやすいハンサムな顔立ちの都市像が形づくれるというものです。また大俵まつりの大うまかもん市は2年目にして早くも手狭な感じがしてきました。新庁舎前広場が完成すれば、会場は倍以上に広がり、祭りはグレードアップしてようやく経済効果が発揮できる祭りに成長することでしょう。そのとき俵レースは完全に脇役、余興となって、主客転倒すると思いますが、それはそれで構わないことだと思います。そのような祭りや金栗杯ハーフマラソンなど、イベントに自在に使える共有ゾーンの広さこそが、新庁舎用地の目玉でもあります。これは単独庁舎では不可能なことです。

次に、金額についてであります。最近のデフレーションに便乗したような安けりゃいいという発想はいかがなものかだと思います。不景気で収入が減った個々人が安い商品を購入することは理にかなったことだが、全員が同じこと、同じ方向を向いてしまえば、ますますデフレに拍車がかかり、企業収益は減少、賃金は下がり、また物価は下が

るといふ悪循環のデフレスパイラルに陥り、ついには企業倒産の続出、経済は悪化して国力は低下してしまうという負の連鎖が続いてしまいます。これを合成の誤謬と言います。歴史的に見ても日本人の国民性は、一斉に同じ方向を向いてしまう特性があります。今は出口の見えない不況が続く中、負け戦のような気分が蔓延しているところですね。国際ランキングもずるずると後退する中で、日本人の皆さん、もう一度元気を出して明るく前へというNHKのメッセージが坂の上の雲、坂本竜馬のスペシャルドラマ、大河ドラマの連発の中に込められている気がします。これは司馬遼太郎ファンの元気の源です。この時代背景を思うならば、新生玉名の心意気を示す庁舎であらねばならぬと思います。欧米諸国においては、公共的建物は機能美を備えた美しいものでなければならぬという概念があります。華美というものではありません。例えば、玉高の第一校舎はそのデザインとたたずまいで登録文化財となりました。建設時は日中戦争が始まった昭和12年、時代は重苦しい雰囲気だったことでしょう。資源のない日本は頼るべきは教育だという強い思いがあつた校舎のデザインに反映しているものと思います。百俵の米の精神であります。そういう諸々のことに思いをめぐらすならば、経済成長著しい中国からの大気汚染物質、酸性雨などの環境悪化により50年ぐらいで劣化してしまうコンクリートを80年、100年と長持ちさせるための工夫は必要なことではないでしょうか。例えば、光触媒塗料で汚れを寄せ付けないとか、外装版や屋根で直射日光や酸性雨から本体の劣化を防ぐ工法などは当然導入されるべきで、内装においてもユニバーサルデザイン、太陽光発電システムの導入、消費電力を半減したLED照明、OA機器の進歩にも対応できるようなフロア、配管や空調ダクトのメンテナンスが容易な構造にして、100年は使える庁舎を目指すのが、なぜ贅沢なのか理解できません。また、広さにしても各部署の狭さ、来客スペースのなさ、会議室の不足などを考慮すれば当然であります。これらは手順を踏みながら粛々と進めてきた事柄であります。市長のマニフェストや、言動は言いがかりの横やりでとても納得できるものではありません。万一市長の言うコンパクトな庁舎で済ませたならば、たちまち増改築という場面になりはしないか、不格好な庁舎の姿を後世の市民は安物買いの銭失いだったと批判し、後悔することでしょう。玉名の歴史の大きな曲がり角に立ち、後世の市民に対する責任感を思うならば、一時の選挙戦術の勝利よりも、義に生き名こそ惜しめの侍精神で考え直すことだと思います。君子は豹変す、俗に今までの考え、態度が急に変わることを言いますが、正しくは君子は過ちを速やかに改め、善に移ることがはっきりしているということです。一晩寝て、市長に心境の変化はないのか、お尋ねいたします。

○議長（竹下幸治君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 松本議員の新庁舎建設計画の経緯についてにお答えい

たします。新庁舎の建設位置につきましては、平成18年度に基本構想を策定する際に5カ所の建設候補地を掲げまして、それぞれの候補地のメリット、デメリットを比較することで検討いたしました。この検討に当たりましては、市政フォーラムや地域協議会の開催、そしてパブリックコメントの実施により市民からの意見を聞くことに重点を置き、もちろん議会でも全員協議会の場で説明を申し上げ、これらの意見を踏まえるとともに今後開通予定の都市計画道路や玉名バイパスなどが整備された本市の近い将来を見据え、現在においても未来にわたっても新たな行政の中心地として、適切であるかなどの視点から総合的に判断し、新庁舎の建設位置は市民会館付近と決定したものでございます。5カ所のうち、特に市民会館付近と現庁舎跡地の比較ということでございますが、基本構想では建設位置を決定するため建築費と設計費用を固定いたしました。その他費用が多いか少ないか、多寡ということで比較を行っております。具体的には市民会館付近は広い面積約3ヘクタールの用地取得にかかる費用や造成費が必要になるものの、取得する民有地が農地であることから総事業、用地費、建築費等を含んだ総事業が約6.3億円でおさまるとお示ししていました。反面、現庁舎跡地は面積不足を解消するため、周辺民有地の買収及び移転補償費用や仮庁舎費用、それから立体駐車場建設費用などが必要になり、結果として先ほど松本議員もおっしゃいましたけども、構想の段階では約7.5億円という額をお示ししていました。このことについては、市政フォーラムや基本構想でも説明しております。新庁舎は市民に親しまれ、来庁舎のだれもが利用しやすく、まちづくりの中心的な役割を担う核施設であるべきであり、そのためにはどうしてもある程度の面積が必要となりますので、このような試算、比較を行なった次第でございます。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） おはようございます。松本議員の新庁舎建設問題、場所と金額の是非についてお答えをいたします。新庁舎の建設につきましては、市長選挙の際のマニフェストに掲げておりますとおり現在の財政状況を勘案した上で、合併特例債を有利に利用できるとはいえ、市としての負担が大きいことを前提として考慮し、まずは適正規模等を検討するため、民間の方々を含めた有識者による検討委員会を設置したいと考えております。その中で建設場所や建設金額等については慎重に議論してまいりたいと考えております。また、議会におかれましては、この度新庁舎建設特別委員会が新たに設置をされており、議員の皆様方による幅広い議論がなされることと思っております。今後は新庁舎建設につきましては、建設予定の検討委員会での審議結果を踏まえ、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしく

お願いいたします。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 15番 松本重美君。

[15番 松本重美君 登壇]

○15番（松本重美君） きのと変わらないようなのれんに腕押しのような答弁は残念に思います。市長は新庁舎問題を一番の争点に挙げておきながら、結論は検討委員会に丸投げでは逃げているようにしか思えません。島津前市長はこういう場合、自分の言葉で瞬間湯沸かし器のようにむきになってこちらがへこむほど反論されていました。今となっては懐かしい思い出となってしまいました。しかし、議会においても新庁舎建設特別委員会が発足します。玉名市100年の大計のため、よりよき結論が導き出されることを願って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（竹下幸治君） 以上で、松本重美君の質問は、終わりました。

24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 自由民主党の吉田喜徳であります。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢について。まずは市長、御当選、第二代新玉名市長、御就任おめでとうございます。さて、高寄市長は新玉名市の直前の6年間、市長でありました。また、市議会の議席も一時期同じくした私といたしましては、その政治姿勢等について多少なりとも理解しているつもりですが、振り返って今回市長選は中央政界に勝るとも劣らないと言われたほど、民主党対自民党の政権争いの構図になったと評していいかと思えます。議員の皆さんいかがでございますでしょうか。自民対民主、両者ともそれぞれ政党より推薦を受けての市長選であったと記憶いたしております。高寄市長の勝利の要因にいろいろあると思いますが、中でも民主党の推薦はその際たる原動力の1つであったと私は認識しております。果たしてそうであったならば、いやそうでしょう。民主党の理念や綱領、立党精神など、お聞かせ願いたいと思います。そういうのを理解しての推薦を快く受けられたと私は受け止めております。また民主党との政策協定あるいは他の政党との政策協定や約束事があれば、お尋ねをいたします。政策協定はどのような内容であったかということでもあります。公表できれば御表明していただきたいと思えます。政治家はやはり信念信条を持ち、市長は市政を担当するに当たっての基本理念スタンスというものがあるはずであります。常に市民の目線、市民党と名乗られても政党より推薦を受けている以上、そこには制約というものが生じかねないのではないのでしょうか。市民の目線、市民が主人公、市民党を名乗られての政党からの推薦を御遠慮なさっての市長選であった方がわかりやすかったのじゃないかと今はそういう思いをいた

しております。その辺は別として、市長の言う市民の目線、市民党とはどういうことを言うのでしょうか。皆さんと共に考えたいと思います。昨日のどなたかの質問にもお答えなりましたが、市長が市民が主人公である、今回の選挙で市民のための政治、市民の目線での政治を行なうことを訴え続けてまいりましたとおっしゃいました。それは市民が主人公の市政を実現したいと思いをもち、チェンジ玉名の言葉と、これ重大なことだとそういうふうに申されております。逆に考えれば、前市長は主人公、市民が主人公でなかった政治をやっておられるのかとか、あるいは市民の目線でしておられなかったとか、あるいは市民が要するに主役とかそういう目線じゃなかったのかと、こういうふうに受け取られがちでありますけど、議員の皆さん、私が知っている前市長は慎重でそして市民のお声をよく聞いて、まあこの本会議の合間を見ては傍聴席にも気安く寄られて、対談なさったりお話をされたり、あるいは議員の皆さんでも政党が違う議員の皆さんに対してもいろいろと意見を聞いておられる姿は、今さらながら思い出しておりますが、私はそういう意味での「チェンジ玉名」というような言葉を吐かれたその理由についても、もしよかったらお答えをいただきたい、このように思うわけでございます。

新庁舎建設問題について。初めに今朝の熊日新聞でありますけれども、終わった後に記者さんが傍聴席の皆さんにどなたかに尋ねられたと思います。遅くとも3月定例議会前には設置が必要、検討委員会の話しですね。今の答弁にも検討委員会に全部委ねられたと。新庁舎は大きな論点なのに市長の明確な意思表示がないのは無責任というようなコメントをある方が残されていると。あきれた顔だったと、あきれ顔だったと。こういうような記者の記事が載っておったわけでありまして。その辺を心に置いていただいて、明確な御答弁をお願いしたいと思います。今回の質問にあえてこの新庁舎建設問題、私も取り上げたのはまず、市長選の確たる第一の争点であったこと、きのうの内田議員の読売新聞各社の記事を紹介しておられましたけれども、西日本新聞であります。選挙戦で高嵯氏は自らも関与した新庁舎を豪華すぎるとして、約30億円で建設する考えを表明した。この訴えが、ここですね、問題は。多くの有権者の心をつかんだと言えるだけに公約実現の責任は重大だと、このように記載されております。それだけに今の市民の一番の関心の高いものであること、またそれこそ市民の目線は国の合同庁舎、立願寺横町線沿線を想定して、特に地権者の皆さんの心構え、地質や地盤調査が盛んに実施され、大変迷惑かけ、田園に後遺症が生じていること。一部駐車場となる予定の敷地5,000平方メートルを既に用地取得していること、などなどの現状のためにどちらかということは決めておられないんじゃないかと思っておりますけれども、去る10月16日に開催された市長候補予定者、島津、高嵯両氏の公開討論会では左右がっぷり四つに組んでの新庁舎建設に対する市長でありました。したがって、島津候補はこれまで

の経過を踏まえて、市民経過を踏まえてと申すのは今、部長がここで松本議員の質問に答えられたそういう経過を踏まえて、市民会館付近、高寄候補は現庁舎の位置を選択肢に入れてということではありますが、どちらかというところ今の庁舎敷地に重きを置いた考え方だったと思うのですが、この本会議で市長、確認の意味を持って、その御見解をお聞かせ願いたい。まず場所の問題を御答弁願いたい。先日来の質問にどれもこれも検討委員会、検討委員会と、いわゆる場所と予算等も今も申されますが、30億円減を目標にと明言されているが、この辺ですね、何を根拠として、どんな内容の庁舎で選挙戦で表明され臨まれたのですか。これ単なる戦術、戦略、そういったもの、選挙のための発言であったとこういうふうに取り扱われがちであります。皆さん、いかがでありますでしょうか。合併協定書に基づいてというようなことに思いをいたすと、先ほどまた部長が話したとおりであります。玉名市役所新庁舎建設基本構想の初めの欄にかいつまんで申しますと、さらに現庁舎はエレベーターやスロープなどバリアフリーの対応遅くなども指摘されていますが、昭和30年10月に建設され、老朽化が進む現庁舎では改修等による対応には困難な面が多くあります。これらは合併協議においても問題視され、新庁舎の建設について交通の事情及び他の官公省との関係など市民の利便性並びに新市の財政状況等を考慮しながら、早期に新庁舎の候補地を選定し建設するものとするもので調印され、これ高寄市長が協議会の会長でありました。調印され、新市建設計画にも新庁舎建設事業は主要事業の1つに位置づけられているということで、基本構想にあります。また、これも部長から紹介がありましたけれどもですね、いろんな検討、いわゆる検討委員会ですよ、これが。検討されてですね、そういうような4つ5つの場所から市民会館付近というふうになったんで、特に我々から言わせれば、全員協議会で何度となく執行部が、あるいは市長が、あるいは関係者の方がおいでになって説明。これにはいろんな議論ありましたが、結論として18年8月2日、9月8日、11月24日と立て続けにあった定例議会でもですね、18年9月議会、18年12月議会と数名の議員の質問に対して納得のいく説明を行なわれ、我々議員から言わせても全会一致で全員協議会を通過したものと、このように受け止めます。もちろんそこには竹下議長もおられたということは明確な事実でありますけれども。そういうことを踏まえて今日に至ったということを心に置いていただきたいとこのように思うわけがあります。先ほど申しましたように30億円減を目標にと明言されているが、これ何を根拠に例えば仮庁舎をつくらないようにすると、そういうことも60億ということから30億になるのかとか、そういう何かのこの根拠というか、思い、調査、研究されて選挙戦に臨まれたと、このところが僕は大事じゃないかと思えます。これから検討委員会で検討委員会が出したもので、それで進んで行くとじゃないんじゃないでしょうか。そこら辺がですね、選挙があって、その公約として表現されているからここが問題じゃないだろうかと、

私は強く感じます。まずもって、お答え願ひまして、再度登壇したいと思います。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 吉田議員の御質問にお答えをいたします。私はさきの市長選挙におきまして、民主党や社民党の推薦を受け、市の行財政改革と市民に直結する施策を訴え、市民の付託を受けました。4年間の玉名市政を担わせていただくことになりました。議員御指摘のとおりどのくらい風があったかということについては、私には判断は非常にむずかしいと思っております。この度の選挙で国政で吹いている民主党の風の影響があったのではということでございますけれども、応援は大変感謝をいたしております。しかしながら私は市民党という形でそして市民の目線で、市民の立場を第一に考えて市民のためになる市政を進めてまいる所存でございます。私が常々思っておりますことは、当たり前のことですが、税金は市民から預かっているお金と今後も職員に対してその気持ちを伝えていきたいと考えております。税金の無駄を省く処置を講ずるなど財政の建て直しを図りながら、マニフェストで掲げた事業について、1つ1つ検証し、できることから取り組み、市民が安心安全に生活できる環境を整備して、玉名に住んでよかったといえる都市づくりを目指してまいりますので、議員の御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、新庁舎建設問題でございますが、建設費の削減の具体的なことについてのお尋ねでございます。私といたしましては、人口7万の玉名市の庁舎として建設費が60億という数字は豪華すぎではないかという認識を持っております。マニフェストにも掲げておりますとおり、新庁舎につきましては合併特例債の適用期限である平成27年度までに市民の負担が最小限に抑えられる新庁舎の建設を目指してまいります。今後、検討委員会を設置した上で建設予定地を決定したこれまでの経緯を検証し、現庁舎での建替えも選択肢の1つとして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 私の質問に対してお答え願わなかったんじゃないかという気がいたしますね。例えば政治姿勢について、まああの推薦を受けられている以上、やはり基本的な民主党や社民党のですね、基本理念とかそういうのを検討されたりあるいは理解されてですね、喜んで受けられたんじゃないかと、こういうふうに思うのが普通なんですけれども、この辺の私の質問に対するお答えが市長、なかったですね。よければもう一度お願ひいたします。知らなかったら、知らなかったで結構でございますので、その辺のことをまずお答え願ひたいと思います。

市民の目線、まあそぎゃんとも知らんとかって僕におっしゃるかもしれないけど、市長の言う市民の目線が主人公、主人公はわかる、市民の目線は市民と目が合うということじゃないかと思えますけど、それは前市長だって、先ほど申されたようにですね、ちゃんとそういうようなことを心がけてやっておられるんです。もちろん税金ではありますので、新庁舎問題でありますけど、60億か50億、そして機能を果たした立派なすばらしいのが安くて建つことが、それはみんな市民同様願っているじゃないかと思えます。70億を協議会の会長として設定された70億をいろんなことを踏まえて60億、その中の約5、6億が買収費、そして周辺整備費、それで20億、庁舎そのものは40億、指名競争入札、一般入札すれば、数億というような削減されれば、したがって50億とか50数億とか、そういうふうになるんじゃないでしょうか。市長は検討委員会ですね、検討されたり、私どもの議会で設置された建設特別委員会で結論が出て、結論というのは数字の結論であります。はっきりとは出ないと思うんですけど、いろんな学者や参考人等呼ぶ場合もあるでしょう。またそういう人たちが検討委員会に入ることもあるでしょう。仮に44、5億とか50億となった場合には、市長、30億、20億というような市長の主張とかみあわなくなるから検討委員会の結論に従ってですよ、そのときになってみなきゃわからんたいとおっしゃればそうかもしれませんけれども、そういうふうになるんでしょうか。そしたらこれは選挙戦の最たる論争というか、あるいは争点の1つでありましたから、これ重大な問題じゃないかと、私は市民に対する責任問題じゃないだろうかなと、こう思えますけどですね。そして討論会を思い出します。前市長が、土地代はどぎゃんすっとなって、土地代はどういうようになって30億、それには答えられることができませんでしたですね。私の耳の聞き違いだったかもしれません。聞き逃しだったかもしれませんけれども、その辺についてもお答えを願いたいと思います。再質問です。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） 吉田議員の再質問にお答えをいたします。今回の推薦は民主党と社民党から推薦をいただきました。その前の段階といたしましては、自民党、公明党にも推薦の依頼をいたしました。私は全党的な考え、いわば市民党という形は常日頃から持っているというような状況であります。そういう推薦を願った中で民主党と社民党が推薦をいただいたということでございますので、これはありがたく受け取って選挙戦に臨んだという経緯がございますので、その辺を御理解いただきたいというふうに思います。私はあくまでも市民党という立場は常日頃から考えております基本的な考えであります。

それから建設につきましては、議員も指摘ございましたように税金を投入するとい

うことでございますので、大事な税金を預かった私たちにとっては慎重にそして十分に検討を加えて、この庁舎建設に当たりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 再三は禁止されておりますから、これ以上申しませんけれども、私の思いを申し上げますと、御答弁にはなっていないかなあと30億を思いとして、選挙戦に臨まれたその根拠、やはり調査、研究されてこのくらいの数字で大丈夫だというような確たるものがあってそれを前面に出されての戦いであったんじゃないかなあと、そういう点から言うと少し寂しい御答弁でございました。これは答弁はいりませんが。私は12月1日の日に地権者の数名の方とですね、現地視察を長靴履いてまいりました。約2メートルの深さで4メートルの地質地盤調査が行なわれた、まだその後遺症が残っている、そこは水たまりというかくぼ地になっているというような現状でしたけども、その方がある非公式、公式は別として市長との対話で、ここに建てるばいと、どういう表現でおっしゃったかいちいちその人も覚えてない、私も覚えてないと思うんですけど。そういうようなことで、高崙市長に入れたばいというようなことまでおっしゃいました。そういうことは別としてですね、私はここじゃだめだとは確実には言ってないんですよ。本当にこれまでのことを踏まえてですね、慎重にあっちかこっちかを検討されて、30億でですね、すばらしいものが建てばそれでいいんじゃないかと思えますけれどもですね、果たしてそれができるのかなあと考えると、これから市長としての決断とですね、やっぱり実行力、30億という市民に対する公約、こういうものがですね、これからですね、見ていかなきゃならないと私は強く自分の気持ちにあるわけでございます。そういうことも表明しておきたいと思えます。

次に、これは土木課長あるいは都市計画課長、いわゆる部長ですね。お二人にお尋ねします。砂天神踏切、どこにあるかと申しますと、八幡さん、繁根木八幡さん通りから市街地へ向かう、そして右側に回って西郷さんの実弟が亡くなられたあの川沿い、そこにある踏切のことを砂天神踏切というそうでございます、通称。JR玉名駅以南、広くは南部地域の人々にとって、市役所へはもちろん玉名市街地並びに国道208号線につながる、あるいは高速菊水インターへ、また近き将来新幹線新玉名駅へと連結する重要道路であります。重要踏切であります。ですが、踏切は御存じのとおり狭隘で続く道路もしかりであります。ここがなかなかそれを解消できないのは、官有地あり、4、5軒の民家は官有地に建っている。河川あり、施設あり、施設はし尿処理場ですね。国、JR、玉名市と絡み三者間でなかなか進まなかったのでありますが、前市長が直接JRとの話し合いのテーブルを開き、あるいは国土交通省とも話し合いをされ、踏まえて土

木課を中心に鋭意努力中であります。問題点と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

J R南側駐車場整備についてでありますけれども、やはりJ Rとの関係の中で、ここは無料駐車場であります。そのためか、敷地内が混雑し、いろいろなトラブルが発生し、迷惑しているのは近辺の人たちであります。例えばJ Rの発車時刻を見据えて駆け込み駐車をするため、交通障害になっていることであり、また特に西側入り口は住宅街であります。その他、車と車の接触、数日の駐車しっぱなしで、その車のために迷惑されている。これらを解消するには、無料から有料化にすることもその1つかと考えますが、今J R関係と話し合いが進んでいるんじゃないかと思いますが、その内容やこれから先の取り組み等について、お尋ねをいたします。

○議長（竹下幸治君） 建設部長 望月一晴君。

[建設部長 望月一晴君 登壇]

○建設部長（望月一晴君） 砂天神踏切拡幅についての中の拡幅の進捗状況について、お答えいたします。議員、御質問の砂天神踏切があります路線は、市道小浜繁根木線でございます。この小浜繁根木線は国土交通省が管理する1級河川繁根木川の堤防敷き上部を市道として国から市が専用している路線であります。本路線の改良計画につきましては、既に基本計画測量設計業務委託を発注し、現況測量及びその他現況把握等を行ない、基本計画案を作成いたしましたところでございます。現在、その案をもとに堤防敷きを管理する河川管理者の国土交通省や軌道や踏切を管理するJ R九州との数度の協議及び調整を行ない、計画案をより具体的な計画に修正している状況でございます。また今月初旬に本路線の交通量調査を実施し、現在この調査結果の解析を行なっているところでございます。この交通解析が完了いたしますと、計画道路幅員等を確定することができるようになります。それに伴いまして計画線形や用地補償範囲などが見えてまいりますので、その資料を持ってできる限り早い時期に国土交通省やJ R九州と再度協議を行ないたいというふうに考えております。しかしながら、国土交通省やJ R九州との計画協議や実施協議は、数多くの段階や審査等を踏まなければならないため、最終的な許可をいただくまでには相当の期間が必要と思われまます。また、現在国の補助事業での新規事業採択は大変厳しい状況にあり、本路線の改良には多大な事業費が発生すると思われまますので、本事業に最も適した補助メニューを検討し、国の新規事業採択を受けなければならないというふうに考えております。本路線は市としても非常に重要な路線として考えており、できる限り早い時期での改良に向けて鋭意努力してまいりますので、議員の御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、J R玉名駅南側整備についての御質問についてお答えいたします。玉名駅南側広場は玉名市が平成3年に国鉄清算事業団から用地を購入し、平成6年から8年にか

けて整備を行なったものでございます。現在、無料で開放しておりますが、自動車駐車場83台分の確保に対しまして、実際には日常的に約200台の駐車車両があり、狭い市道から駐車場への出入りに伴う危険性や区画外、周辺農場への駐車などの問題が生じております。このため地元の行政区から西側市道の通行止めに関する要望や有料化と適切な管理についての提言をいただいております、警察からも適切な管理と防犯設備の充実を求められておりました。このような状況を踏まえ、再整備についての検討を行なってきたところでございます。今後の方針といたしましては、吉田議員から昨年の9月議会での御質問にお答えいたしましたとおり、利用者にもまた周辺住民の方にとっても安全に利用できる環境を整えることが肝要であるというふうと考えております。そのためにはより安全で利用しやすい駐車場とするための施設面での改修と適切な管理が必要であり、民間活力の導入や有料化の条件を含め、具体化へ向けた計画の検討を進めてまいりました。現在の状況といたしましては、玉名駅バリアフリー化事業を経済危機対策の一環として、前倒しして実施しており、これに伴い南側広場を工事のために使用することとなったため、再度関係各機関との調整を行なう必要が生じております。今後最終的な本市の方針を決定した上で、最後の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（竹下幸治君） 24番 吉田喜徳君。

[24番 吉田喜徳君 登壇]

○24番（吉田喜徳君） 今、建設部長から誠意ある答弁をいただきましたけれども、あれから1年もう経っているわけなんですね。だからJR傘下のさる民間会社とのいろいろな接点やあるいは交渉も行なわれているんじゃないかなあとと思いますけれども、早めに結論を出していただくよう、さらに要望しておきますが、終わりになりますけれども、市長、私ども議員もですね、やはり市民の目線、市民が主人公、できるだけ税金はむだ遣いしないように、これはですね、市長と同じ気持ちであります。そうですね、皆さん議員の皆さん。だから必ずしもですね、きょうは自民党の1人として推薦をしなかった自民党の1人として申し上げましたけれども、野党は野党で何でんかんでん反対という意味じゃないんですよ。是が非ですね、とにかく結論は市長選ばれたんですから高嵯市長、その辺も踏まえてですね、責任持って堂々とですね、公約に対して実現されていくことをですね、願っておきたいと思っております。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（竹下幸治君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） こんにちは。頑張れの声をもとに登場しました蒼風会の近松です。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。さきの選挙では、前島津市長に対する、市政に対する批判により高寄市長が登場いたしましたけども、私は市政に対する批判は市長だけでなく、議員も引き受けるべきというふうに思っております。その覚悟で議員をしておりますので、今回の新庁舎に対する問題、また市民目線という言葉は、私たち4年間に対する批判というふうに、挑戦というふうに受けとめております。

では早速質問に入ります。先日、当選して初めての臨時議会冒頭で市長のあいさつがありました。施政方針では、市長の意気込みと今後の玉名市のかじをどう切ろうとしているのかをうかがえるものと期待して拝聴しておりました。しかし、残念ながら非常に抽象的な文言ばかりで、具体性に欠ける発言でした。これでは今後どのように市政運営されていくのかを推しはかることができません。私は議員として、市長が島津市政から何をどのように転換していくのか、そしてそれは確実に玉名の発展につながるのかをしっかりと監視していかなければならないという思いを強くしています。そこできょうは、市長から市政に対する思い、何をどうするおつもりなのかを具体的に伺いたいと思います。ところで、先日教育懇談会に出席しました折、「豊かな心の育成」という言葉が資料に書いてありましたので、「豊かな心」ってどんなことなんでしょうかって、どういうふうに思っているんですかというふうに尋ねましたところ、実にさまざまな答えが返ってきました。豊かな心とは、規範意識だという方、感動する心だという方、耐える心だ、自立の心だ、人に役立とうとすることが豊かな心の持ち主だという方もいました。1つの言葉でこれだけイメージが違えば、職員が力を合わせて目標を達成できるはずがありません。

今回の議会で市長は議会の冒頭の発言で、「市民が主人公である自治を実現する」と言われました。市民が主人公である自治っていうのはどういう姿なんだろうかと、具体的にどういうことなんだろうかと、私は本当に真剣に考えました。先ほど吉田議員が言われたように市民を大事にするという意味であるならば、この4年間というのは1市3町の融和を考え、本当に市民を大事にして調整してきた日々でありました。しかしさらにどこが足りなかったのか、どういう姿が市民が主人公であるという姿なのか。これから4年間お付き合いしていくために、共通理解というものが欠かせませんので、具体的にここでお示してください。

次も、市長の冒頭のあいさつにあった言葉です。「市職員の英知を結集して市政運営をする」と言われました。このことについても具体的にどのように考えていかれるのかをお伺いいたします。実は私は市民から、市長が大事にされている市民から、「今度の市長さんはえらい威張っているね、テレビですごく怒っていて見苦しかった、暴力団みたいな言葉遣いの人ですね」と言われましたので、世間を騒がせた初登庁の日のテレビに出た場面のビデオで何回か見てみました。テレビカメラが回っている前で、「お前は」という言葉で怒られて、うつむいている幹部の方々の面々の顔をテレビ画面で見ましたら、本当に情けなく悲しくなりました。叱責された幹部の方々はもとより、この姿を御覧になった職員の御家族はどんな思いで見られたことだろうかと、島津市長とともに合併後の大変な時期を乗り切ってこられた面々は、本当に新市建設のために精いっぱいやってこられたわけですから、それは人の情として、元市長を慕う気持ちはとても強く、今回の選挙で負けたことは大きな悲しみであろうと思います。私も4年間、市長には言いたい放題言わせていただきましたので、今となっては大変寂しい限りです。それでも職員の方は私たちは公僕ですから、どの方であっても市長についていくのが私たちの務めです。玉名市のために働くのですからと言われていました。自分たちは玉名のために頑張るんだという気持ちを持っているんです。この職員の気持ちをわかってくださいと私は申し上げたいのです。気持ちを切りかえて、新市長に仕えようとしている職員をどなりつけたり、お前呼ばわりしないでくださいと、私は申し上げたいのです。このような強権体質で職員の英知を結集できるのかと、そういうふうなことを申し上げたいのです。毎日新聞にもこのように書いてありました。「初登庁してすぐ事務引き継ぎの仕方、幹部職員を叱責、返す刀で部長級を含む19人の人事異動を断行し、権力がどこにあるかを十分に示した。職員は緊張、市民からはしょっぱなからどなり過ぎではという声が出るほどだった」。市長は今まで外部から市政を見てこられて、御不満も多々あったかと思えます。また市民の中からそのような声を聞くことがあった、だから出馬したというふうに私は聞いております。しかし私は4年間ここで市政を見ておまして、合併というのはだれが市長になっても不満は出る、痛みはどうしても出ると感じております。職員の方々の不満、市民の戸惑い、不満も一時期は相当にありました。本当に合併というのは思いのほか大変なことなんだと思ひ知らされた4年間でした。そのような中でも最大限配慮し、大きな混乱もなくここまで非常に順調に経過してきた。その陰には島津市長初め職員の方々の頑張りがあったと思っております。高寄市長が6年前、旧玉名市の市長であられた時とは違った御苦勞や不満が、職員の方々にはありました。このようなことを心にとめていただいて、庁舎内に職員間による選挙による対立ムードができないように市政運営をお願いしたいと思っております。これら一連のことに関して、市長の答弁を求めます。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崚哲哉君。

[市長 高崚哲哉君 登壇]

○市長（高崚哲哉君） 近松議員の御質問にお答えをいたします。議員御質問の「市民が主人公である自治」の姿とはと、具体的にどのように考えているのかという御質問でございますが、議員御承知のとおり地方自治の理念に基づき、住民が行政機関の政策決定過程、企画立案・形成・目的を達成するための手段が住民参加であり、そのあり方こそが「市民が主人公である自治」の姿であると考えております。私自身もさきの選挙で訴えてまいりましたが、市民の目線での行政運営が最も大切であり、行政運営は市民が主人公であるべきとの信念を持っております。議員御質問の「市民が主人公である自治」の具体的な姿とは、市民の皆様方の多様な御意見に直接真摯に耳を傾けていくことと認識をいたしております。各種会合また各種委員会等への積極的に参加をし、また新しい行政施策につきましては、既存の枠にとらわれることなく、多くのNPOや任意団体の皆さんとの協議の場を設けてまいりたいと考えております。

次に、市職員の英知を結集して市政運営をするための方策についての質問でございますが、私は旧玉名市長の時代からよりよい市政運営を行なっていくためには、市民の目線での市政運営が不可欠と基本理念のもとに幹部職員のみでなく、全職員がそれぞれの現場に即した知恵など、意見を出し、生かしていくことが大切であると考えておりました。そのためには各種施策における既存のプロジェクトの充実はもとより、市職員一人一人が率直に自由で建設的な議論ができる職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

3番目の事務引き継ぎ時の市長の対応に対する市民の批判をどのように受けとめているかという質問であります。実は市民の皆様から電話やホームページでのおしかりも幾つかいただきました。新聞、テレビ等の報道で市民の皆様方に御心配をおかけいたしましたことを、まずは改めてこの場をお借りしておわび申し上げます。私自身は初登庁の直後の会議の冒頭、大変貴重な事業引き継ぎの手續としては少し不親切ではないかと感じ、その趣旨や思いを職員に伝えたところでございますが、市政に対する思いが強すぎる余り多少厳しい口調になってしまいました。今回御指摘を真摯に受けとめ、今後市民目線で市政運営に努め、市民の皆様が安心安全に生活できる環境を整備し、「玉名に住んでよかった」と言っていただける都市づくりを目指し、市政運営を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 市民が主人公ということにつきましては、丁寧に回答いた

だきました。ただ私としては、今のお話では今までも「市民が主人公の市政」であったというふうに十分それをしてきたというふうに思っております。ただ私が心配したのは、今回提出された人事案件を見ますと、市長の言われる市民とは市長を応援した人、側近のことを考えているのではないかと少々心配になりました。市民が主人公というのは市長の選挙の功労者が主人公になり、玉名で玉名を治めることになるのではないかとこのように、そういうことを私は心配しておりました。また、市民目線という言葉も非常に耳ざわりのよい言葉ですが、市民にも市長も言われましたように、いろんな考えの人がおります、立場の人がおります。この議場におられる人も市民です。議員は市民の代表です。職員もすべて含んで市民であるということを忘れないようにしていただきたいというふうに思います。また職員の英知を結集するためにいろいろ職員の知恵が出るような方向を考えているということでしたが、ぜひ市長は権力で治めるボス型の市長を目指すのではなくて、人々の信頼と尊敬を集めるリーダーとしてこの4年間力強く市政のかじを取っていただきたい。決して失われた4年間にしてはならないというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では次、新庁舎建設について伺います。昨日、市民会館付近建設することになった件について、市長から早急に決めてしまったというような発言がありましたので、改めて重複することもあるかもしれませんが、建設場所が決まるまでの経緯からちょっと申し上げたいと思います。先ほど、市民が主人公とは政策の決定の過程に市民がかかわることだということを市長が申されましたので、この新庁舎建設に関してどれだけ市民がかかわったかをもう一度市長に理解していただきたいというふうに思います。まず平成18年9月号の広報で市民からの意見を聴取しました。そしてまた9月、市民市政フォーラムで600名の市民の参加があり、建設についても議論していただきましたが、市民会館付近との意見が多数でありました。10月には地域協議会、これは旧玉名、岱明、横島、天水の各地で代表15名による協議でこの4地区とも市民会館付近での建設の希望がありました。そして議員に関しては、全員協議会で再三丁寧な説明がありまして、市民会館付近ということで、全会一致で了承したと思います。そしてまた19年2月にはパブリックコメントという形で1カ月間市民の御意見を聞く機会をつくってまいりました。このように幾重にも十分な説明と意見聴取を繰り返し、市民会館付近に建設することと概算60億くらいの建設費用と全会一致で議会でも決まったわけです。決してこの決定過程で市民が主人公ではなかった、市民をないがしろにして決めた新庁舎建設ではなかったというふうに、私は思っております。その後、議会での承認のもとに基本設計や一部用地取得のために合わせて1億5,000万円もの出費をしてきました。この出費に対する予算の審議では、高寄市長を支持した議員も皆これは承認したわけです。このように慎重に審議して推移してきた新庁舎建設に対し、高寄市長は10月14

日朝日新聞では30億円規模を考えている、10月18日熊日には現在地に30億程度削減して建てるというふうに使われております。ところが選挙後の10月27日の熊日には計画を白紙に戻すことも含めて最低20億円、できれば30億円削減したい、当選したら少しトーンが落ちてきております。また西日本新聞には高寄市長が合併協議会会長として70億円で建設すると決め、それに沿って準備してきたところ選挙戦では豪華すぎる、30億円で建設する考えを表明した。現庁舎位置も選択肢に入れるということで。実は建設場所については、市長は現在地も含めて見直すと言っておられるかと思うと、一方では先ほど吉田議員も言われたように、市民会館付近の地権者には、ここに建てるというふうに使われているそうです。一体どこに建てるおつもりなのか、市長の真意を伺いたいものです。そして昨日からこの30億円に関しては具体的な説明はなく、検討委員会で検討していきますの一点張りでしたけども、この選挙戦で30億を何回も使われていますので、それなりのやはりプランがあったのではないかと思います。そこで選挙のときに考えていたその30億というのは、どういうところから計算されたのか、その根拠をここで説明してください。市民目線、市民が主人公という言葉掲げて当選された高寄市長ならば、やはり市民の代表が集まっているこの場で説明をするのが市民に対する市長の誠意ではないかと思います。それからまた、昨日から聞いておきますと、市長は市民の代表である議員の質問に誠実にお答えいただかない場面が時々あります。きのう、共産党の前田議員の質問でありました、私も聞きたいと思っていたことですので、再度伺いますけども、この検討委員会、公開しないのか、傍聴はどうか、このことについてもお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（竹下幸治君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 議員御質問の建設費削減の具体策についての御質問にお答えをいたします。新庁舎建設につきましては、今議会におきまして多くの質問をいただいております。私の新庁舎建設における基本的な認識といたしましては、さきの市長選挙の際、マニフェストや公開討論会でも申し上げましたとおり、果たして今までの計画で示された事業費60億円という数字が人口7万の市にふさわしい規模なのか、ほかの同規模の自治体と比較し、高額過ぎはしないか、華美になり過ぎはしないか、そのようなことを考えての発言でございます。また合併特例債の制度はあるものの大切な税金の使い道として適切であるかということを疑問でございました。議員お尋ねでございます事業費削減の具体策につきましては、このような疑問を一つ一つ検証し、選挙でも申しましたとおり新庁舎に関する検討委員会を設置し、具体策の検討をした上、議員の皆様、市民の皆様にお示しをしていきたいと考えております。また合併特例法による特例債の適用期限が合併後10年となっております。玉名市におきましては平成27年度までにな

っておりますので、このことに関しましても合併特例債の活用が可能な平成27年度までに完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、建設予定地でございますが、建設予定地につきましても、今までの決定の経緯等を今一度改めて検証し、先ほどから申し上げておりますとおり、今の建設地を含めて検討してまいりたいと考えております。検討委員会のことにつきましては、ただいまから検討して設置するというようなことでございますので、以降のことにつきましては、これからの課題というふうに受けとめております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 昨日から新庁舎問題については何人も質問がありましたけれども、変わらぬ一歩も前進しない変わらぬ回答で、私もぼおっとなってしまいました。私は一部批判があったにしろ島津市長は玉名の宝であったというふうに思っております。その島津をこの60億を30億という数字で落とした責任は重いというふうに思っているわけなんですけども、その30億の根拠をどうしてここで出せないのか。ということは、ちょっと待ってください。選挙のときは30億で建てると言ったが、確かな根拠はなかったから有識者に相談しないと30億でできるかどうか分からないというふうに受けとめなければいけないんでしょうかということ再度質問いたします。それとこれほど大きな問題を玉名市にとって一番大きな問題であるこの新庁舎の問題を検討していく検討委員会を公開する、しない、このことさえも今回答ができない理由は何なんでしょうか。この2つについて、再質問いたします。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。新庁舎の建設につきましては、選挙の当初から議論をいたしておりましたとおり、私は事業費の60億という数字が全国的に見て玉名市と同等の市における建設を見るときに、やはり高過ぎるというような結論に達して、今回の選挙戦でこのことを皆さんに訴えたところでございます。そしてまたこの検討委員会の公開、非公開ということにつきましては、今から設置するというような状況でございますので、この内容、いろんなところを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 近松議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） お昼ごはんを食べて、少し眠くなった時間かもしれませんが、まだ終わっておりませんので、先ほどの続きをしたいと思います。

一番私は聞きたかったのは、市民は新庁舎に関して豪華過ぎる新庁舎という言葉、60億円を30億円で建てれるという言葉に引かれて高寄市長を選んだ方が多いと思います。そのためにも選挙でマニフェストとして30億を掲げるならば、当然その根拠をきちっと持った上で掲げただろうとだれしも思って期待したわけですが、この議会で何人も議員がこのことに触れても、検討委員会で検討するというその言葉しか返ってこない、極めて不誠実な回答だったと、市民目線、市民が主人公ということを掲げた市長にはあり得ない、市民の声を無視した、また市民の代表である議会を軽視した回答であるというふうに私は思っております。また先ほど、この検討委員会を公開しないかという、このような簡単なことに即答できそうなことに対しても回答が出ないということは、今後の市政運営に対して、非常に不安を抱いております。今までの計画では、概算60億ということでありましたが、実施計画など今後詰めていきますと50数億にはなるだろうというそういうふうな見通しで私たちはおりました。しかし30億になるだろうということは、今の私にも想像できません。公約どおり30億で建てることができなかった場合、議会が反対したからとか検討委員会のせいにはしないようにしていただきたいというふうに思います。私は非常に今回、新庁舎問題で心配しておりますのは、実は話は少し飛びますけれども、市民会館別館のような中途半端な建物になりはしないかということです。4年前建てられた市民会館別館は高寄市政のときに計画されたものです。私は何度も使ってみましたが、非常にお粗末な建物であることに驚きました。市民からもあれはプレハブですかとか、仮庁舎ですかという声が聞かれています。会議をしていますと、隣の団体の声がうるさくて聞こえないんです。済みません、静かにしてくださいと何回も言いに行きました。マイクを使いますと反響音が残っていくんです。自分の声がマイクの声がずっと残っていくので、話している人も自分の声が聞こえなくなる、聞いている人も聞きづらい、マイクは使えない、マイクなしでは隣の部屋の音がうるさい、どうしてこういう建物を建ててしまったのかと私は随分調べました。わかったことはこのような建物は常識的には坪当たり100万円だそうです。たくさんの方が利用するから頑丈につくるからだろうと思いますけれども、あの市民会館別館は坪当たり60万円程度だということでした。最初に予算ありきで、このお金でつくってくれと言わ

れたから、これだけしかできなかつたということです。遮音、防音どうにかできないかということは今、申し入れています。新庁舎においても60億は無理して30億になる過程で、粗雑な構想となり将来にわたって市民が不便を感じたり改修の必要があるようなそのような市庁舎にならないように、十分考えていただきたいというふうに思っております。本当に一番市民が知りたいこの30億の内訳について2日間全く回答がないということは、残念の極まりですが、次に移ります。

市長のマニフェストにあった小学6年生までの医療費無料化についてです。私は基本的には12歳までの医療費の無料化は余り反対はしませんけども、無料化と同時に病気をしない予防活動にも重点を置くべきではないかと考えています。といいますのは、学校給食を工夫したところアレルギーが出なくなったというそういう学校もあります。また玉名でもありますけども、学校で食育に力を入れたら保健室に来る子が激減したという学校があります。食事に力を入れたらインフルエンザで休む子はなくなったという保育園もあります。このようなことを考えるなら、何千万円もお金を無料化に使うばかりでなく、予防活動にもお金を使うべきじゃないかなあということを思っております。財政的に健全財政をうたっている高崙市政がこの無料化を進めることで、財政的にどのような影響があるかという点からお伺いいたします。まず6歳までの医療費総額と1人当たりの医療費、そしてまた他市町との比較、今後12歳まで無料にした場合の市の負担額と事務量はどのくらいふえていくのか。御存じだと思いますけども、この乳幼児医療に対する事務量は大変なものがあります。

次には子どもの医療費の伸びと予防対策について。それから民主党が子ども手当を創設しまして、早速来年度より子ども手当があります。このような民主党の政策の中で医療費無料化についてどのように考えておられるか。

以上、お伺いいたします。

○議長（竹下幸治君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 近松議員の御質問にお答えいたします。まず、6歳までの医療費総額と1人当たりの医療費及び他市町との比較でございます。玉名市の平成20年度実績で申し上げますと、受給者証の交付を受けた3,426人に対し、医療費総額は4億8,323万3,000円で、1人当たりの医療費は単純計算で、年額14万1,000円となっております。これを城北4市と比較いたしますと、それぞれに積算の違いがございますので、県補助の基準であります4歳未満の乳幼児で計算比較いたしましたところ、玉名市は受給者証を交付人員2,754人に対し、医療費総額2億5,891万2,000円で、1人当たりの医療費は年額9万4,013円となります。荒尾市15万5,495円、菊池市15万4,572円、山鹿市10万3,832円でございますの

で、1人当たりの医療費につきましては、玉名市の方は低くなっているという状況でございます。

次に、小学6年生まで無料化した場合の市の負担額についてでございますけれども、これも平成20年度のゼロ歳から小学6年生までの国保の総医療費実績をもとに就学前の乳幼児医療費の実績から推計したデータにより積算をいたしますと、乳幼児医療費助成額が1億6,167万円となります。これは現在の就学前のみの助成額と比較して、1.66倍の伸び率であり、6,400万円ほど増額となる見通しでございます。

次に、子ども医療費の伸びについてでございますけれども、合併後の平成18年から平成21年度までの乳幼児医療費総額を対前年比で伸び率を見てみますと、平成17年度の医療費総額が4億2,304万3,000円でございます。平成18年度が5億2,105万3,000円で23.2%の増、平成19年度は4億9,391万8,000円で5.2%の減、平成20年度医療費総額は4億8,323万3,000円で2.2%の減ということで、年度によって増加したり減少したりという現状でございます。この乳幼児医療費の総額を受給者証交付人員1人当たりの伸び率を見てみますと、平成17年度の1人当たり医療費が10万4,739円、平成18年度12万9,873円で23.9%の増、平成19年度12万8,057円で1.4%の減、平成20年度14万352円で9.6%の増というふうになっております。

無料化した場合の事務量についても御質問ございました。お答えいたしますが、現在就学前の乳幼児医療費助成事業におきまして、申請から助成に至るまでの事務量を考えてみますと、2名の担当職員が通常の就業時間内には、申請事務等の対応がございますので、乳幼児医療費の申請書の点検でありますとか、出力データの照合などは期日に制限がございますことから、就業時間外に業務を行なうしかない状況となっております。現在の乳幼児医療費助成に係る事務量で1人何時間残業をしているか調べてみますと、平均すると担当者1人で月約40時間の残業を行っており、1日8時間医療費支給の仕事だけをしたというふうに考えますと、毎月述べ10日間はそれにかかっているということになります。12歳まで無料化した場合、現在4,000件の申請が6,700件に増加する見込みでありますので、単に職員をこの1.6倍ですか、増加しただけではその事務量の軽減にはつながらないということが考えられますので、現在、人事面あるいは財政面からもですね、どういう方法が適切かというのは検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 近松議員の子ども手当と医療費無料化について、子ども手当が

出るのに乳幼児医療費の無料化の必要性はあるのかとの質問でございますが、民主党が次の国会に提出予定の子ども手当法案につきましては、中学卒業までの子どもに対し、月額1人当たり2万6,000円、初年度は半額の1万3,000円を支給するものであり、子どもの養育にかかわる経済的負担の軽減と次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を目的に創設されるものであります。これに対し、乳幼児医療費助成につきましては、乳幼児の疾病の早期治療を促進し、その健康の補助及び健全な育成と子育て支援を図るため、乳幼児の医療費の一部負担金に対して助成するものであります。今回、乳幼児医療費助成を小学6年生まで拡大すると予定をいたしておりますが、子ども手当が子どもの養育にかかわる経済的な支援という側面を重視しているのに対し、乳幼児医療費助成はあくまでも疾病の早期治療を促進することを目的としたものでありますので、子ども手当が支給されるのであれば、乳幼児医療費助成は不要という考えにはならないと考えております。

以上でございます。

[近松恵美子さん「予防対策は」と呼ぶ]

○議長（竹下幸治君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 失礼しました。その予防対策でございますけれども、子どもの疾病の予防対策につきましては、近年ライフスタイルの変化により中学・高校生の約4割が高脂血症や高血圧症など、何らかの基準値を超え、生活習慣病の予備軍となっており、年々若年傾向に進んでおります。また乳幼児につきましてもアトピー性皮膚炎やぜんそくなどが多くなっており、年齢が増すごとに増加傾向にあります。このようなことを踏まえ、妊婦・乳幼児の保健指導等の充実や今年の3月には玉名市食育推進計画が策定され、今年を「食育元年」と位置づけ、その第一歩として関係する各種団体並びに市民の皆様方と一緒に、「食育講演会」を開催するなど、食育に関する知識を共有しながら、これからの子どもたちや市民の皆様方にどのように工夫すれば食生活の重要性、大切さ、感謝の気持ちを理解していただけるのかを関係する皆様方と一緒に進めておりますので、今後とも御理解、御協力をお願いします。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 事務量はふえるということで、執行部より回答がありましたけども、私も役所にいたときにこの乳幼児医療に関する事務を見ておりましたけど、本当に大変です。今4,000枚、6歳までの無料の請求書の処理をするのに、夜の10時までかかるというふうに私は聞いておりますけども、市長は御存じでおられるでし

ょうか。この40時間残業する、そして女性が夜の10時まで作業しななければこなせない、その6歳までの無料化をさらに12歳まで引き上げるためには、医療費の補助だけでは済まない問題が発生しますので、十分無理なくこの事業が推進するように増員等配慮していただきたいというふうに思います。ちなみにこの給付事務を委託する場合、どのくらいの費用や問題が発生するかについて、再質問いたします。

また、先ほど予防対策についてお答えありましたけども、私は今の保健センターの状況見てまして、やはり新しい施策を取り入れる場合には、お金、人を配置しないと成果は上がらないだろうと思います。医療費の補助を進めていくのも悪くはないと思っておりますけども、私は最高の子育て支援は、病気をしない子どもづくりが最高の子育て支援であるということが、私の持論です。前回の議会でも申し上げましたけども、働く女性がふえている中で、子どもが病気をすると病院に連れていくのに自分が休まなければいけないということが一番大変なことで、またパートを休めば収入が減る、医療費どころの問題ではないというのが、今の女性の抱える問題です。先ほど申し上げましたようにできないことはない、生活をちょっと変えれば病気はどんどん減るのに、そういうところにお金もかけない、人をかけないで、医療費無料化にどんどん世の中が進んでいくことに私はいささかの疑念を抱いております。ということで予防対策にお金や人を配置する考えはないか、そしてこの膨大な事務量、現在であっても10時までかかっている事務をさらに12歳まで引き上げることで具体的にどうしていくのか、業務委託はどの程度検討しているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（竹下幸治君） 福祉部長 井上 了君。

〔福祉部長 井上 了君 登壇〕

○福祉部長（井上 了君） 近松議員の再質問にお答えします。まず委託した場合の委託料はどのくらいかということでございますけれども、750万円程度が見込まれるんじゃないかというふうに考えます。それから業務の増大に対して、1つの例として人員の増を挙げられましたけれども、今現在で夜10時まで残業しておる、ふえた倍率の分人間をふやしてもその残業の時間は変わらないわけでございますのでですね、1つの例として、これはまだ課で考えているようなことでございますけれども、組織の見直しといいますか、障がいの医療給付の事務というようなこともございますので、そういう医療費の給付専門の係を設けることによって残業がなくなるんじゃないかということが考えられます。それは今ある兼任している方々を集めればですね、一つの係として集めれば、それに専従できますので、そのほかの時間を次世代育成でありますとか、そういう子育て支援の方に回すことができるのではないかというふうなことが考えられますけれども、これは今後の組織人事とか財政とかの協議が残っておりますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） ただいまの再質問にお答えいたします。残業をやっているということは確かに私も承知をいたしております。この件につきましても今後検討していかなければならないということで、さらにまた小学校6年生までの医療を無料にすれば、その分だけ事務量も多くなるということも承知をいたしております。そういうものを勘案しながら、今後の人員配置を研究したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） 近松議員の再質問にお答えをいたします。保健センター等で妊婦、乳幼児の保健指導をやっておりますが、そこに対して病気をしない子育て支援が必要じゃないかという質問でありまして、人員、金額の増加を考える必要はないのかということですが、これもですね、先ほど福祉部長等が申しましたとおり、人員削減をやっているところでございますのでですね、これから検討をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 7番 近松恵美子さん。

〔7番 近松恵美子さん 登壇〕

○7番（近松恵美子さん） 事務職員に対しては十分配慮するということでしたので、ぜひよろしく願いいたします。子育て支援課は非常に遅くまで残っている課の1つであると思います。いつ私が夜遅く行っても残っているのが、子育て支援課ですので、職員の健康を害さないように事務配分、よろしく願いいたします。予防対策については、お金、人のことですから、これを市長にお答えいただきたかったのですが、今後また検討するということですので、期待したいと思います。私はここはほとんど男性のいる場ですから、余り関心ないかもしれませんが、本当に女性の立場から前回の教育長の回答でもありましたけども、玉名でもアレルギーの子どもが非常に多い、こういう中で玉名市の学校に来たら、玉名市で暮らすようになったらアトピーが治った、ぜんそくが治った、これこそ定住化促進につながることで私はそういうふうに思っております。自然がいっぱいで、若い人に来ていただくためにもこの学力の基礎となる子どもが本当に心身ともに健やかに育つためには、どうしたらいいかということこそ検討委員会を設けて、全力を挙げて取り組んでいただきたいなあというふうに私は思っております。チェンジ玉名を掲げた市長ですから、お金を給付することが福祉の向上とだけ考えずに日

本一丈夫な子どもが育つまちを目指してほしい、そういうふうと思います。

今回は、新庁舎と市民の声ということは、大きなキーワードだったと思いますが、私は市民目線とかそういう言葉は非常に大事でありながら危険性をはらんでいると思います。市民の声をそのまま施策化するだけではなく、市民の声の奥に潜む本当の本質的な問題を見つめて解決していく、それが行政にいる場の者にとって非常に大事なことでないかなあとと思います。市民が望んだからする、市民が言ったからする、それも大事ですけども、根本的な解決です。今、行政依存がふえておりますけども、福祉とは依存ではなく、本当に自立する人を育てていく、それが本当の福祉ではないかというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（竹下幸治君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 公明党の青木壽でございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

初めの問題については、かなり重複してありますけども、私なりに質問したいと思います。1番目、今後の子育て支援策について、2点ほど掲げておりますが、1点目、乳幼児医療費無料化の現物給付と対象年齢の引き上げについてお尋ねします。少子化傾向に歯どめがかからない原因の1つに子育てにかかる経済的な負担の大きさが指摘されております。子育て支援の一環としまして各自治体で乳幼児の医療費を助成する無料化の制度が広がりつつあります。また、並行して対象年齢の拡大も広がりつつあります。現在、国としての制度がないため、自治体で実施内容に大きな差があり、早期に国の施策として実施することが望まれております。現在、玉名市の支払い方法は医療機関窓口で1度払った後で支払った医療費を役所に申請する償還払い方式であります。以前はその手続も煩雑であるとの声が多かったものの、現在は諸団体などの御協力、御努力で簡素化されました。ここで今一步の前進としまして窓口支払いがない現物給付方式への転換を要望しますが、いかがでありましょうか。また、一方で対象年齢の拡大であります。この点については市長も就学前から小学校6年までとのお考えがあると思います。この乳幼児医療費無料化は、経過を見ますと玉名市は早い時期に3歳児未満の子どもの無料化を推進してまいりました。しかし現在、周辺の町では和水町、玉東町が平成21年から中学校3年生まで助成対象が拡大。また、山鹿市も来年度から小学校6年生まで引き上げを決めております。こゝらで玉名市も方向性、結論を示す時期にあると思います。具体的には中学3年生までの対象年齢拡大を要望したいと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。子どもたちへの投資はすぐにはあられませんが、

が、この無料化の目的は少子化傾向に歯どめをかける対策であり、乳幼児の健康保持増進対策でもあり、さらには感染症の可能性が高い乳幼児における早期健診、早期治療を進めることで重度化を防ぎ、医療抑制にもつながるものです。実際に治療費を支払い、交付申請していない方の調査も要望し、当局の御見解をお尋ねいたします。

2番目、保育所保健活動充実のための看護職配置の推進について、お尋ねをいたします。厚生労働省は、平成20年度に保育指針の改定を行ないました。その中で養護と教育の必要性を強調しております。これは保育における保健活動の重要性を示すもので、児童のさまざまな健康状態に対し、保健所が適切な対応ができる体制になっているかどうか、今後大きく問われると思います。また保育指針改定とともに厚生省は保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定いたしました。このプログラムの実施時期は2008年から5年間で地方自治体においても「地方自治体版アクションプログラム」を策定することを奨励しております。その内容の1つに子どもの健康及び安全の確保があり、看護職等の専門員の確保推進を含めた保育現場の保育活動の充実を目的としています。看護職の配置については1969年及び1977年の厚生省通達による乳児保育実施により配置されるようになりました。以来30数年が経過しましたが、現在保育所に配置されている看護職は平成19年時点で約4,700人で、全国の保育所の約2万2,000カ所に対して常勤看護職の在職率は約21%にとどまっております。さらに看護職の独立配置になると、わずかという状況であります。看護職配置が20%台と余り進んでないことに加え、その多くは保育士が看護職を兼任している状態であります。さらに独立配置が進んでないのは採用に当たっての人件費の問題と保育所側の意識の問題が影響しているとも言えます。看護職が配置されても保育士補助的役割やけがの手当などにとどまり、保健活動全般にかかわる業務になっていない状況もあります。本来であれば、看護職から衛生面や健康増進に関する提案を専門職と行ない、保育所全体で取り組むことが重要であります。保育所の看護職に対する意識が低いから専門性が発揮される独立配置を含めた看護職積極的な活動に至っていないようです。日本保育園保健協議会の会員嘱託医アンケートによると嘱託医の診療科目では小児・内科医が53%、嘱託医の定期来園回数は「多くて年5回」が47.9%、「定期健康診断の年2回のみ」が24%であるとの調査結果でした。来園回数の少なさに加え、巡回時間も外来診療の合間であることが多く、嘱託医は時間的制約があります。そこで可能な限り保育所への看護職の独立配置を推進していきたいと思いますが、いかがでありますでしょうか。保育所に看護職が独立配置されれば、日々保健的視点で観察し問題点をとらえ、嘱託医と連携しながら、実際の保育現場で対応することで保育所の保健活動はより実行性が高まると思います。また保育士は保育活動に専念することができ、保護者の安心も高まることが期待できます。まず看護職の独立配置についていかがお考えでしょうか、

お尋ねします。その上で保育所の保健活動の充実を図るため、以下のような段階的推進を御提案したいと思いますが、当局はどのような御見解をお持ちでしょうか、お尋ねします。第一段階として保健分野全般、突発的傷病等の対処等について看護師による研修などで育成し、保育所の保健活動をレベルアップを行なう。その上で最終的には看護師の独立配置をされることで児童の安全性がより高まり、児童、保育士、保護者に対し、充実した保育活動を推進する上で、今後ますます求められると思います。児童の衛生面、薬品の管理など直近の改善と総合的な保健活動が推進されるためにも看護職の独立配置は保育所の高い意識の醸成が必要であります。現実には段階的配置を推薦し、看護職採用に当たっての人員費に対する財政面の措置を含め、早急な取り組みを検討していただきたいと思います。まず、ここまでお聞きします。

○議長（竹下幸治君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） まず青木議員の乳幼児医療費に対する対象年齢の引き上げと現物支給についての考え方ということでございますので、お答えいたします。まずきのうの御質問にもお答えいたしましたけれども、来年度から6年生までを対象に行なうということをお願いしております。その結果といいますか、そういうことを見ながらですね、拡大については検討していきたいというふうに思っております。それから現物支給についてでございますけれども、きのうも御答弁申し上げましたとおり償還払いで行きたいということでございます。現物支給と償還払いの違いということになりますと、きのうから話がありますように、医療機関窓口での支払いがなくなるということで、窓口での煩雑さを解消できるというようなことがメリットとして挙げられます。一方では従来から申し上げておりますように現物給付を行なうことで、国民健康保険療養費等国庫負担金が減額されるということもございまして、そういうことも含め、今後の1つの検討課題ではあるかというふうに思っておりますので、御理解お願いいたします。

それから保育所保健活動充実のための看護職配置の推進ということでございます。青木議員から御提案がございました看護師による研修など保健分野のレベルアップするとか、看護職の独立配置ということでございますけれども、まず保健分野の保育所職員の研修につきましては、園児の健康の保持増進を図るために衛生管理マニュアルを作成し、健康観察、保護者との連携、園医や医療機関との連携、突発的傷病の対処方法等の園内研修を定期的に行っているところでございます。また数年ごとに一般的な小児病の理解を深めるために小児科医や大学の先生方を講師として招き、講演会を実施いたしております。このように園児の順調な発達を促すため、日々の保健活動に支障がないように研修には努めておるところでございます。

次に、看護職の独立配置につきましては、今年度改定されました保育所保育指針におきましても「看護師等の専門的職員の確保の推進」が掲げられておりますけれども、運営費の加算対象とはなっておらず、看護師を配置しにくい状況でございます。しかしながら玉名市におきましては看護師を配置している園というのは、私立で3園がございまして、乳児の入所が多い園が実施されております。今後、柔軟な運営が可能である私立保育園での看護師配置について推進していきたいというふうに考えておりますので、どうか御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（竹下幸治君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） まず現物給付というお話の中で聞きました。わかりました。ただあの現物給付することで事務量が変わってくるんじゃないでしょうかね。また少しでも軽減になるんじゃないかと思えますけども。あと年齢の引き上げです。きのうの答弁聞くと来年の早い時期ということで、新年度ということになかったんですけども、山鹿の方でも来年から準備しまして、1月から準備して山鹿市の方は来年度4月から実施するという話も私伺っておりますので、一日も早い実施ができますようによろしく申し上げます。それとあと看護師の配置については、やはり昨今の新インフルエンザではやはり低年齢化をしているというお話もきょう新聞で見ましたので、こういう看護師の配置についても今後十分検討をお願いしたいと思います。

先に進みます。2番目に子どもたちに光を当てた教育の確立について。1番目に教員の多忙化を解消し、教員を支援していくための取り組みについてお尋ねします。教育現場である学校の主役は何といっても子どもたちであると思います。未来ある子どもたちに光を当てた教育を推進するためには現場の先生方の力が第一に必要であり、先生方が元気で子どもたちと向き合う時間をふやしていくことが大切だと思います。しかし学校現場では、学力低下への懸念、いじめや不登校、児童・生徒の指導上の問題などさまざまな課題を抱え、先生方はその解決のために多くの会議を開いたり、夜間に家庭訪問に行ったりと大変多忙状況にあると聞いております。そこで先生方のエネルギーが子どもたちに注がれ、子どもたちに光を当てた教育を推進する上で、教員の多忙化を解消し、教員を支援していくための取り組みについて当局は今後どのように取り組んでいられるのかお尋ねをいたします。2点目、学校だけでは解決困難なケースの実態と解決策であります。教師や学校に対し、保護者から過度な要求やクレーム、中には苦情であったり注文等がふえ、その対応に苦慮する公立の小中学校が近年ふえており、問題解決のための支援策が今求められております。ある地域では弁護士などの専門家チームを含む学校問題解決支援チームをつくり、小中学校においても市町村教育委員会をバックアップする形で問題解決に向けての支援のあり方を研究しております。そこで学校だけでは

解決困難なケースについて、その実態とその解決策についてお尋ねをいたします。

3番目にエコツーリズムの推進についてお尋ねします。本年9月、エコツーリズム推進法に基づいた「エコツーリズム推進全体構想」の適合基準に照らし、埼玉県飯能市が第1号の認定を受けることになりました。エコツーリズムとはその地域の自然環境などの資源を損なうことなく、観光を興し地域振興につなげる取り組みのことです。推進法では地域の市町村が主体となり、事業者や地元住民、土地の所有者、専門家らが推進協議会を設けること。その上で国が示す基本方針を踏まえ、「自然観光資源」保護措置、エコツアーの実施方法など決めた全体構想を作成することを定めております。国によって「構想」が認可されると国が広報を務めるほか、国有施設の利用緩和などの各種認可で配慮されることとなります。また、市町村長が指定した自然観光資源についても旅行者の迷惑行為を規制することも可能になります。これまでパッケージ・通過型の観光とは異なり、地域の環境の保全に配慮しながら時間をかけて自然と触れ合うエコツーリズム普及の取り組みは、新たな環境需要を喚起し、地域への大きなチャンスになります。このエコツーリズム構想に環境省は取り組みの代表例の指針をあらわしております。1番目には「豊かな自然の中での取り組み」では、原生的な自然を有する地域において、自然に直接触れ合うガイドツアーが自然に影響を与えないよう適切なルールのもとで推進されるようなモデル形成にする。2番目に「多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み」では、既に多くの観光客が訪れる観光地域や地域固有の素材を活用した誘客による地域振興を目指す地域において、一般的な観光旅行や林間学校などの体験内容を自然や生態の成り立ちや地域文化への理解を促し、深い感動を与えるものへと改善されるようなモデル形成とする。3番目に「里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み」では、里地里山における自然体験、里山や植林の管理、清掃活動など、環境保全活動自体を魅力あるプログラムに結びつけた新しい観光ジャンルを確立し、ツアーへの幅広い参加を促がすとともに、地域経済の活性化と資源の保全の両立が図られたモデル形成などです。平成23年春に全線開通の九州新幹線、沿線地域では、現在さまざまな施策が検討されております。玉名市でも城北の拠点として、点から面の戦略構想を目指すべきと思います。エコツーリズムなどを参考に新たな観光誘客戦略構想をお示しください。最後に九州新幹線全線開通を見据えた観光誘客戦略を市長よりお聞かせ願いたいと思います。

○議長（竹下幸治君） 教育次長 前田敏朗君。

[教育次長 前田敏朗君 登壇]

○教育次長（前田敏朗君） 青木議員の質問にお答えします。まず教員の多忙感を解消し、教員を支援していくための取り組みについてですが、議員御指摘のように平成18年度の文部科学省の教職員の勤務実態調査によりますと、全国的には小中学校の教員

は、授業の準備や成績処理、事務・報告書の作成、会議、部活動等での勤務日1日当たりの平均残業時間が1時間30分から2時間程度の残業をされている実態が報告されております。また休日にも授業の準備等を行なっている実態が報告されております。本市におきましても、同じような理由によりまして、平日遅くまで残ったり、休日にも仕事をされている場合がございます。しかし学校におきましては、教科等の指導だけでなく、生徒指導など本来の職務を十分に果たすためには、教員の事務負担や負担感を軽減していくことが重要だと思っております。このため玉名市教育委員会におきましては、昨年度から玉名市内の小中学校において二学期制を導入しております。これによりましてこれまでの学期末の事務整備の時間を軽減したり、授業時数の増加により、以前よりゆとりを持った教育指導がやりやすくなったという先生方の声を聞いております。また次のような人的措置も講じております。まず図書室補助員につきましては、平成19年度から配置し、今年度は18名の採用となっております。1校に1名の配置校が9校、2校に1名の配置校が18校となっております。学校訪問等で図書室の様子を拝見しておりますが、どの学校の図書室も整然と整理され、図書室に来て本を読みたくなるような設営がなされているなどと思っております。特別支援教育につきましては、支援員をこちらから平成19年度から採用し、現在16名を配置しております。1校に1名の配置校が12校、1校に2名の配置校が2校となっております。こちらでも学校訪問等で授業の様子を見せていただいておりますが、担当の先生とチームを組み合わせながら支援を必要とする子どもたちの指導と支援に当たっていただいております。該当の校長先生方からは大変ありがたく、今後さらに拡充してほしいという声を聞いております。そのほか教育相談員の配置、各中学校には適応指導教室指導員を配置し、不登校や教室に入れない子どもたちへの指導に当たっていただいております。次に、校長を中心として地域や保護者などへの対応を学校として組織的に行なうことで学校教育活動を充実させたり、個々の教師が個別に子どもたちに対応するだけでなく、教師同士の連携と協力を強化したりする上でも、極めて重要であると考えております。また各学校におきましては、定時退勤推進日を月に1回ないし数回設けておりますが、教育委員会としましてはできるだけ週に1回は定時退勤推進日を設定し、教職員の心身両面における健康保持に配慮するよう指導しているところでございます。今後も玉名市教育委員会としまして、会議・研修会の精選や校務情報化の推進、運動部活動の指針に沿った適正化、人材確保と教職員の適正配置等を図りながら、学校現場の負担軽減に向けた取り組みを進めていく所存でございます。

次に、学校だけでは解決困難なケースの実態と解決策について、お答えします。学校と保護者とのトラブルについてですが、学校は子どもの望ましい成長を図るため、保護者や地域の方々との信頼関係を深めながら教育活動を行なっておりますが、実際には

学校と保護者等の間に問題が起こることもございます。こうした問題に対しましては、学校がそれぞれの事案の状況に応じて誠実に対応していくべきであります。学校のみに解決が困難な場合は教育委員会との連携も必要であると考えております。議員御指摘の保護者からの過度な要求やクレームにより学校だけでは解決困難な事案というものについては、本年度学校からの報告は受けておりません。しかし、保護者や地域の方々の中には過度な要求やクレームに限らず、学校教育に対する要望等をお持ちの方もいらっしゃいます。学校としてそのような方々の声に冷静に耳を傾けたり、学校としての方針や状況等の説明をしっかりと行なうことなど、真摯な態度での粘り強い対応、話し合いを持つことが大事であると思っております。また日ごろから開かれた学校づくりを推進し、保護者や地域の方々のニーズを把握したり、お互いに情報交換をして十分な理解と協力を得られるような信頼関係づくりを構築することや教職員一人一人の指導力や資質の向上、安全確保等を図り、保護者の方が安心して自分の子どもを学校に通わせることができるような状況をつくるよう努めることが何より重要なことだと認識しております。玉名市教育委員会としましては、各学校の教育指導の充実を図るために今後も指導、助言等を継続して行なってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 産業経済部長 出口博則君。

〔産業経済部長 出口博則君 登壇〕

○産業経済部長（出口博則君） エコツーリズムの推進について、新たな観光戦略構想につきまして私からお答えを申し上げます。「エコツーリズム」とは環境に配慮し、その土地の人との出会い、暮らし、自然・歴史・文化を知ることができる新しいスタイルの観光形態であり、玉名市のことを知っていただくには大変有効な手段であると考えております。定住推進を重点施策とする本市といたしましても、定住につながる取り組みとして「玉名市を知ってもらう」・「玉名市を体験してもらう」ことが重要だと考えており、平成19年3月に策定いたしました定住化基本構想におきましても、「玉名版ツーリズムの企画・開催」、「ツーリズムの受入団体の育成」を交流人口促進のための施策例として掲げているところでございます。現時点で、ツーリズムに関する事業化は始まってはおりませんが、全国に先駆けて取り組んでいる県下各地域のノウハウを研究しながら、観光や農水産業などの特性を生かした玉名版ツーリズムを企画する必要があると考えております。新たな観光戦略構想についてでございますが、新幹線全線開業を控え、「人・自然・文化・広域ふれあい交流拠点」をテーマに新玉名駅の周辺整備が行なわれております。県北の玄関口であり、生活文化の中心としての場所、あるいは県北への情報発信場所の位置づけとして、新玉名駅に併設した交流施設であります「観光ほっとプラザ（たまララ）が年内に建物が完成予定であり、平成23年春の全線開通にあわせた

オープンを目指しております。この施設は新幹線の利用客や地域を訪れる観光客に対し、本市を初め県北地域の観光情報、物産の販売、郷土料理の紹介及び軽飲食を提供いたしますことといたしております。また本市を初め、山鹿市、菊池市、植木町で構成をする熊本県北観光協議会におきましては、それぞれの温泉や観光地をめぐるモニターツアー等を開催し、観光客の視点から県北の魅力、素材の評価により旅行商品をつくり上げる取り組みや新幹線沿線の福岡や広島での観光宣伝、物産展の開催に取り組んでいるところでございます。さらには菊池川流域の観光協会、温泉組合、物産館等が連携した「菊池川温泉郷づくり協議会」では、「温泉郷」のブランド化を目指して共通の商品や観光ルートの開発に取り組んでいるところでございます。具体的な取り組みといたしましては、それぞれの温泉をめぐる共通湯めぐりパス券の作成を準備しているところでございます。今後も関係市町や関係団体と連携を図り、エコツーリズムなども参考にしながら、荒尾・玉名地域や菊池川流域といった広域での取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 青木議員のエコツーリズム推進について、新幹線全線開通を見据えた観光活性化戦略についてお答えをいたします。九州新幹線全線開通を控え、全国からこれまで以上に九州への注目が高まり、「ひと」の動きを大きく変えると考えています。特に新幹線沿線の自治体では、集客のチャンスとして数々の事業が実施される予定の中、観光地としてイメージ・情報の浸透段階にある本市といたしましては、数多く発信される情報に埋没しないため、また新幹線効果を得られる大変重要な時期ととらえ、この時期に「玉名」というブランドを確立し、交流人口や定住化人口の拡大を図り、観光振興・発展に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には観光振興を図る上で、本市の観光の核となります玉名温泉の活性化は必要不可欠であります。温泉街のハード整備がなされ、今後は温泉の宿泊増にもつながるソフト面も含め、諸施策を検討してまいります。

次に、本市の基幹産業であります農水産業を生かし、生産・加工・販売を一括した第6次産業を育て、玉名ブランドを商品化し、全国へ発信してまいりたいと考えております。さらには新駅前広場南側の3.2ヘクタールの交流施設の一角に道の駅などの交流施設を整備し、観光客や地域の方々が気軽に立ち寄れる空間を設けたいと考えております。これらの施策を着実に推進するため、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 19番 青木 壽君。

[19番 青木 壽君 登壇]

○19番（青木 壽君） 学校だけでは解決できない困難なケースの実態と解決策を聞いて、特に大きな問題はないというお話でした。しかしながらこの問題については、いろいろな各方面で実際起こっております。もう既にあるところでは学校問題解決サポーターセンターというのを開設しているところがございます。そこのセンターの意見として、保護者から最初にクレームがあった段階で学校がしっかり話を聞いて、対応していればトラブルに発展しなかったケースが、かなり多いと。モンスターペアレントというレッテルを張った瞬間、問題解決は困難になると指摘、保護者と学校の相互理解を丁寧に深めると同時にあくまでも子どものことを第一に考えながら、問題解決をすることが大事ということで書いておりますね。ここに沿った形で玉名市は行なわれているということでありました。あとエコツーリズムの推進についてでありますけども、これは国の方でも大変今力を入れております。きょうの答弁は産業経済部長がされておりましたけども、これは国に当たってはもう環境大臣、また国土交通大臣、あと農林水産大臣、文部科学省、文科省のところそれぞれ行なっておりますけども、今後こういった横のつながりを玉名市としても大事にされて、本当に市長がおっしゃられるように誘客ができるよう、行くばかりじゃなくて、何しろこの玉名市にどれだけの方が見えて、また新しい発見をしていただけるかというのは大きな問題であります。また課題でありますので、どうか今後ともよろしく願いして、一般質問を終了します。

○議長（竹下幸治君） 以上で、青木 壽君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時28分 開議

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番 福嶋讓治君。

[8番 福嶋讓治君 登壇]

○8番（福嶋讓治君） こんにちは。さわやかな風、明るく楽しい元気な玉名を目指す蒼風会の福嶋讓治です。傍聴席の区長会の皆さん、またほかの傍聴席の皆さん、本当に御苦労さんでございます。チェンジ玉名を旗印に厳しい選挙を勝ち抜かれ、新市長になられた高寄市長、まずはおめでとうございます。通告に従って、一般質問を行ないません。

今回、玉名市の経済政策について、またその中でいいまして、並行して玉名市の農業政策についての2点について、市長に答弁を求めます。市長は議会初日、施政方

針演説をされました。この中で市民の視線での政治、職員の全知を集結した行政、むだをなくす政治などすばらしい言葉で演説をされました。ところがその中身はと言いますと、具体的な政策方針が1つもなかったように思います。私が期待したのは新市長が玉名をどういう方向に引っ張って行こうとするのか、玉名が飛躍するためにどうチェンジしようと考えておられるのか、そういうことが聞けると思っておりましたので、ちょっと残念でありました。立派なマニフェストを掲げての市長就任ですから、これから徐々に具体的な方針を市政全般に出してこれられるものと思いますが、私はこのうち特に経済政策について具体的な方針をお尋ねいたします。また農業政策も経済政策の中に含まれておりますけれども、農業が玉名市経済の重要な主産業であること、農業の振興が玉名市の活性化に大きな影響を与えること、そしてまた私が農業者であること、連立政府の農業関連予算の削減とまたそれにかわります所得保障制度への移行等の考えを踏まえ、農業政策については分けて答弁願います。

2つの質問に対して答弁をいただいてから、また登壇いたします。

○議長（竹下幸治君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 福嶋議員の玉名市の経済政策についてお答えをいたします。世界的な経済不況の中、我が国においても深刻な経済状況がございます。議員御質問の玉名市の経済施策につきましては、即効性を期待する施策は非常に難しい状況であると考えますが、本市は平成23年春の九州新幹線の全線開通という時代の変換点のときを迎えております。九州新幹線の全線開通に伴います新玉名駅周辺の整備、その新玉名駅を熊本県北の玄関口としての役割を最大限に生かし、山鹿、菊池、阿蘇方面への観光ルートの出発点、あるいは終着点としての効果、また何と言いましても本市観光の核であります1300余年の歴史を持つ玉名温泉の観光資源による波及効果、そして福岡都市圏への所要時間が約30分という通勤通学、特に地元九州看護福祉大学など通学範囲がさらに拡大することによる経済効果、一方将来的には定年後や働き盛り家族の定住など、定住化による経済の波及効果など、交通機関の充実により住みよく暮らしやすさによる人の流れが生み出す経済波及効果に期待をいたしております。いずれにいたしましても玉名市の経済政策につきましては、一過性の政策でなく、総合的あるいは将来を見据えたあらゆる政策に取り組んでいくことだとの認識を持っております。経済の活性化につきましては、各種関係団体などの御意見を賜りながら十分検討し、精いっぱい努力して取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、玉名市の農業政策についてでございます。この質問につきましては、先ほどの「経済政策」同様、さきの市長選挙におきましてマニフェストに掲げて訴えてまいりました。皆様も御承知のとおり我が国の農業を取り巻く状況が大きく変わろうといたし

ております。このような中、玉名市の基幹産業である農業施策の推進は極めて重要であると考えます。マニフェストでは特に第6次産業の推進、つまり御存じのことではありますが、第1次産業としての農業、これが『1』です。加工と製造業の第2次産業の『2』、小売業の第3次産業の『3』の合計いたしますとこの6次産業という言葉が今出てきております。この6次産業の推進ということを掲げてまいりました。「地産地消」「安全・安心」が求められる中、玉名市の農業振興は極めて重要施策であり、何よりも農業後継者の減少が危惧される中、若い後継者の育成が第一ではないかと考えます。幸いにも玉名市においてほかの地域と比べ、将来の玉名市の農業を背負っていく認定農業者の数が比較的に多い状況にあります。そこで玉名市においては更なる後継者育成に努め、農業経営の安定化を図っていくためにも第6次産業という生産から加工、流通販売までの一貫した産業の育成に力を入れてまいりたいと考えております。その具体的な施策として農水産物の加工価値を高めるための研究開発や豊富な農水産物を原料とした安心・安全で高付加価値の加工業の振興、農水産物のブランド化と販売ルートの確立による販売促進など、玉名地域産業としての確立を目指してまいりたいと考えておりますので、議員の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 8番 福嶋譲治君。

[8番 福嶋譲治君 登壇]

○8番（福嶋譲治君） 私が今回なぜ経済問題を取り上げたかと申しますと、地方分権、税源移譲が騒がれる中、言われる中で、どうしても地方の税源を自分たちで賄うだけの経済的な力をどういうふうにつけるか、それが今からの地方政治に一番大事だと思っているからです。当然、福祉、教育、その他重要なものがいっぱいありますけれども、これにお金を使うにはどうしても経済的裏付け、財政的な裏づけが必要となります。そういう意味で経済政策は別な意味で最重要課題だと思っております。今度の市長のチェンジ玉名、市民目線のことによって市長になられておまして、この政策に非常に期待をしておりました。ただ、まず経済政策についてでありますけれども、ただいまの答弁の中の新幹線周辺問題、その他学校の九看大の周りの問題、すべて前の4年の合併後の4年に粛々とやってこられた政策のそのままでございまして、それでは前の議員の質問にもありましたけれども、「市民が主人公の市政」というのは前の4年とどう違うのか、「チェンジ玉名」、そのチェンジはどう変わるのか。まだ始まったばかりですので、今からだんだん出してこられるとは思いますが、こういうふうには玉名を変えるんだ、こういうふうには玉名を持っていくんだという強い思いが伝わって来るかと思いましたが、きょうの経済政策の答弁におきましては、私は感じられませんでした。その辺について「市民が主人公の市政」、「チェンジ玉名」、今までの4年とどう違

うのかをもう少し具体的に答弁していただきたいと思います。

それと農業政策については、少し具体的に述べていただきました。また農業の重要性を認識しているというような答弁でありましたので、少し安心しておりますが、玉名の農業も非常にこう活発に行なわれておりますけれども、経済的には非常に厳しいものがあります。特に天水地区ミカン産業は今年も特別厳しい状況におかれておまして、来年はどうなるんだろうか、存続、農業を続けていけるんだろうか、非常にこう厳しい状況に置かれております。そういう中で市長のこの6次産業という市長の今回の選挙戦また農業政策の何て言いますか、売り物だと思えますけれども、非常に6次産業で新しい言葉で述べられました。もう少し具体的に6次産業ってどういうものをどういうふうにやっていくのか、その辺について具体的に考えがありましたら、さっきの前の4年との違い、経済政策の前の4年との違い、その辺と合わせて答弁を求めまして私の一般質問を終わります。

○議長（竹下幸治君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 福島議員の再質問にお答えをいたします。玉名市の経済政策でございますけれども、先ほど申し上げましたようにこの経済政策につきましては、一朝一夕で解決するようなものでございませぬし、また将来を見据えた状況の中でやっていかなければならない問題だというふうに認識をいたしております。経済はやはり今非常に厳しい状況の中にあるということも認識をいたしながら、これから先ほど申し上げましたように新幹線の開通をとらえて玉名市がそのことによって、経済波及効果ができるような施策に結びつけていければというふうに思っております。

それから農業政策につきましても、6次産業というのはこの玉名市が今全国的に見ましても7万の市の中で農業人口が約20%あるという事実でございます。全国的に非常に少ない状況の中にやはり農業政策は大事な1つであるということも認識しながら、1次産業の農業で生産した物が最終的には付加価値を高めて加工そして流通というような形に結びついていけば、大変経済効果もまたあるというような状況でございますので、なるべくそういうふうな1次産業だけでなく、それに加工を加えるそしてまた流通に乗せていくというような施策をしていくことによって、玉名ブランドが出てくるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、今後とも御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 以上で、福島譲治君の質問は終わりました。

4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） こんにちは。続きまして、蒼風会、4番の江田計司です。よろしくお願ひします。最後の最後でございます。そしてまた傍聴席の皆様、最後まで大変ありがとうございます。

チェンジ玉名、先ほどから何回も言われておりますけれども、なかなか歯切れのよい言葉、いかにもだれもが飛びつきやすい言葉ですね。アメリカのオバマ大統領から始まり、日本各地で嵐が吹き荒れました。鳩山首相が誕生、そして玉名までが残念ながらこのような結果になってしまいました。そのチェンジ玉名とは、先ほどから何回も言われておりますけれども、何をどのようにどんなふうにチェンジするのか、何回もお尋ねをいたします。

次に、今年の春から世間を騒がしておりました大変困らせた有明海のアナアオサの件です。異常発生し、何回もテレビで放映されたことは皆様まだ記憶に新しいと思ひます。もう既に今年も発生しているとのこと。今回は以前に増してかなり厳しい状況にあるようです。今後の対策はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

3番目に各種団体の出張の際の高速道路の使用についてのお伺ひいたします。と言ひますのは、先日ある団体の勉強会が1泊2日で熊本でありました。行きは朝5時半に集合し、そして高速道路を使用し、次の日は夕方の5時に終了、ラッシュの熊本市内を通過するために高速を使えないかと話したところ、規定ではだめだということでした。そうです。皆それぞれ予定時間があるために高速代を出し合つて帰つたそうです。恐らく随行されていた市の職員さんは、大変まじめな公務に忠実な方だったんじゃないかと思ひます。そこで規定はどうなっているかお伺ひをいたします。

以上です。

○議長（竹下幸治君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 江田議員の「チェンジ玉名」について御答弁を申し上げます。昨日の北本議員の質問に答弁申し上げましたことと重複をいたしますが、私は今回の選挙で本市の差し迫つた課題といたしまして、財政の建て直しとまた税金のむだを省くなど、財政の安定化を図りながら、「市民のための政治」、「市民の目線での政治」を行なうことを訴え続けてまいりました。それは市民が主人公の市政を実現したいという思ひを「チェンジ玉名」という言葉としてあらわしたものでございます。今回市長選挙のマニフェストに幾つか公約を掲げておりますうち、本市最重要事項、課題の1つでございます新庁舎の建設につきましても、民間の方々を含めた有識者による検討会を設置し、その中で建設場所や建設金額等について慎重に議論してまいりたいと考えております。議会におかれましても、今議会で新庁舎建設特別委員会が新たに設置をされ、議員の皆様方による幅広い議論がなされると思ひます。また平成23年春の新幹線全線開通に伴

う観光振興、企業誘致、道路整備を行ない、商店街や温泉街など商業活動の活性化など地域経済の発展による「人口の増加」や「定年後や働き盛り家族の定住」など定住化の推進の一助にしたいと考えております。一方、玉名市の基幹産業である農水産業におきましては、生産から販売流通まで総合的にかかわる第6次産業の構築や小学校6年生までの医療費の無料化引き上げ、ひとり親家庭への小中学校入学祝い金支給、父子手当の創設など医療や福祉などの充実を図り、市民が安心安全に生活できる環境を整えてまいりたいと考えております。マニフェストに掲げております事柄につきましては、一つ一つできることから取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 産業経済部長 出口博則君。

〔産業経済部長 出口博則君 登壇〕

○産業経済部長（出口博則君） 有明海のアナアオサ対策はどうなっているかにつきまして、お答えをいたします。昨年の秋に菊池川河口域でアナアオサの発生が初めて確認をされまして、その後、本年春先にかけて玉名市沖有明海の広い範囲において、大量に発生をいたしました。市といたしましては、数回にわたり漁協を初め、国、県と協議を重ね、その結果、国からの特別交付税や県補助金等を財源に各漁協が取り組む対策に補助を行なう「玉名市漁場再生保全事業」を策定いたしまして、本年7月の市議会臨時会で予算措置をさせていただいたところでございます。この事業により、ノリ漁期の始まる9月までに全漁協がアサリ漁場等に繁茂するアナアオサの除去をされ、またさまざまな気象条件も重なり、アナアオサが一掃されたところでございます。しかし、現在の状況は沖合の一部で成長を続けたアナアオサが再びアサリ漁場等で帯状に発生し、再び異様な光景になりつつあります。今後の対策といたしましては、干潟の耕うん等が挙げられますが、海底の土壌成分の攪拌により現在養殖されているノリの品質への影響を懸念され、現時点では浮遊するアナアオサのみを対象にノリ網を用いた回収方法を施行されているところでございます。また漁協によっては、対応自体を見合わせているところもございます。このような中、ノリ漁期が終わります翌年3月から6月にかけて、国基金事業であります「資源回復・漁場生産力強化事業」を活用いたしまして、全漁協が足並みをそろえ一斉にアナアオサ対策に取り組むという意味確認がなされたところでございます。現在の事業の要望額につきましては、岱明漁協3,500万円、滑石漁協5,000万円、大浜漁協5,000万円、横島漁協1,000万円で、合計1億4,500万円となっております。このアナアオサ問題は本市の水産振興にかかわる非常に重要な問題だということ認識しており、引き続き関係機関との連携を図り、効果的かつ有効な対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（竹下幸治君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 江田議員の御質問にお答えいたします。玉名市一般職員の旅費に関する条例及び同施行規則の中では、一般職の職員が出張する際の公用車及び自家用車で的高速道路利用についての規定はございません。しかしながら、高速道路の利用につきましては、予算を伴うために人事課・会計課・財政課・監査事務局で協議の上、平成20年度から八代市以南と鳥栖市以北の出張についてのみ高速道路の利用を認めております。この基準は出張時の公務がおおむね午後5時までには終了することを前提として、高速道路を使用しなくても午後8時までに帰庁できるかどうかを目安に決められており、各種団体の方々が玉名市の公務として出張される場合も同様の規定になっております。ただし状況によりましては、特段の理由がある場合、八代市以南と鳥栖市以北の出張でなくとも必要に応じて臨機応変に対応することも可能であると考えておりますので、所管課を通じて御相談いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（竹下幸治君） 4番 江田計司君。

[4番 江田計司君 登壇]

○4番（江田計司君） アナアオサの件については、今年の6月の定例会の一般質問の前語りにてお話をいたしましたように4月22日、県・市・各漁協から集まって対策会議がありました。それまで各漁協がそれぞれの対策をしたけれども、手に負えなくなったので市にどうかしてくれとのことでした。島津前市長は今年だけではなく、毎年繰り返し発生する可能性もあるので、県を通じて国に働きをかけ、ついには石破大臣に被害状況を訴え、蒲島県知事そして水産庁の課長までが現地を視察されたことはテレビで何回も放映されました。そのことがこのようないい結果になったと思います。しかしながら、お伺いしますとこの国基金事業は、要望であってまだ決定したことはありません。それもこの回だけに限ると言われているとのこと。どうか今後のことも有益な諸策を検討し、対策をお願いいたします。

次に、各種団体の出張に関しては、高速道路使用についての規定ですが、八代市以南と鳥栖市以北の出張についてのみ高速道路の利用を認めているとのことですが、高速道路を使用するしない、午後8時までに帰庁できるかできないかということではなく、私が申し上げたいのは、何で今ETCの時間帯割引があるのか、仮に熊本のグランメッセで何かがあったときに高速のインターはすぐ近くです。それでわざわざ熊本市内のラッシュをいらいらしながら時間をかけて帰庁するかどうかということ。経費削減というのと矛盾するかもしれませんが、CO2削減が叫ばれている今日、いろいろ検討されてはいかがなものか、昔から言われておりますことわざ「時は金なり」、英語

でも「タイムイズマネー」このことわざはアメリカでも通用するそうですね。大変貴重なことわざではないでしょうか。どうか高速道路使用については、臨機応変に対処していただきたいと思います。

さて、高寄市長のチェンジ玉名についてですけれども、御答弁ですが、きのうから何人かの議員さんが同じような質問をされておりますが、何をどのようにチェンジしたいのか、残念ながら何も見えてきません。本市の差し迫った課題とその財政の建て直しと言われておりますが、前日も福田議員の一般質問があったときも、合併協議会のとき申し合わせたとおり基金にしても問題なく順調に行っているとのことでした。以前の定例会においても何回も財政のことには質問がありました。しかし何の問題もありませんでした。高寄市長が市長選挙の最重要課題としている、新庁舎建設についても今回、半数以上の方が質問されております。何か具体的なはっきりした答えがとうとう残念ながら見えてきませんでした。私もこの新庁舎建設に関しましては4回ほど一般質問をさせていただきました。商工会議所、建築士会、あらゆる団体でも勉強会をいたしました。場所の選定においても議員さんたちがいろいろするぐらい決まりませんでした。それほど島津前市長は慎重過ぎるほど慎重でした。議員の全員協議会においても何回も説明があり、結果としてだれ1人反対することなく全会一致で決定いたしました。議長、そうだったですね。それを全く無視したようなことに私は怒りさえ感じております。「高寄さんは60億かかる新庁舎ば30億でつくってほしい、そして30億はほかの福祉関係などに回してほしい」と、そんなうわささえ人から人へと広がって、「もう土地は何とか不動産が買い占めて、もう凶面もできよってほしい」と、何も中身を知らない人たちが勝手なことばかり言って回った結果が、残念な結果になったわけですね。以前は物の値段は足し算だったんですね。今回新庁舎の件に関してもそうですね。例えば何と何と何を足して、幾らになりますって。新庁舎もそういう積み重ねですね。今は値段はですね、幾らなら売れるけん、それからずっと引き算です。ですね。売る人がその値段ば決むとです。結局最後は弱い人が一番泣くわけです。今はその引き算で弱い人が泣くんですね。でも、大変厳しい時代、もしかして高寄市長はこの60億ばずっと引いて30億にしなはとじゃなかですよね。それで30億が出たのかなあという私は私なりに考えました。昔の住宅は親子三代使えるような大変頑丈な建物でした。しかし、価格破壊がはやりだし、住宅も消耗品になりつつありました。最近になって100年住宅という言葉も聞こえるようになりました。これは国交省が推進しているようなんですけれども、なぜかと言えば、安い住宅は30年ぐらいしかもてんわけですね。そすと100年住宅だったら3倍もつるわけですね。ということは3分の1しか解体費はかからんわけですね。やっぱり最終的にはごみの問題です。やっぱり住宅の解体が一番ごみが出るわけですね。住宅さえ100年という時代ですね。そういう言葉がはやりだしよとです。市の大事な司

令塔である庁舎、有事の際のことなど考え、環境な面でも十分吟味した決して豪華な建物ではないと、有識者からなる基本設計を選んだ座長の九州看護福祉大の西島教授が言っておられました。一般質問で何人の議員さんからもくどく言われましたように、安かろう悪かろうと言われたくないように、将来に対しても自慢のできる新庁舎ができるようお願いをいたしまして、私の一般質問終わります。

○議長（竹下幸治君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第２ 議案及び陳情の委員会付託

○議長（竹下幸治君） 次に、議案及び陳情を付託いたします。

議第 9 5 号平成 2 1 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）から議第 1 2 2 号市道路線の廃止及び認定についてまでの議案 2 8 件、陳情 4 件については、お手元に配付しております議案及び陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案及び陳情付託表

総務委員会

- 議第 9 5 号 平成 2 1 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費〔3 項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第 2 表債務負担行為補正 追加・第 3 表地方債補正 変更）
- 議第 1 0 4 号 玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議第 1 0 6 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 1 1 号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第 1 1 3 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 0 号 指定管理者の指定について
- 陳第 5 号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情
- 陳第 6 号 消費税増税に反対し、住民税をもとに戻し、社会保障の充実を求める意見書の提出に関する陳情

産業経済委員会

- 議第 9 5 号 平成 2 1 年度玉名市一般会計補正予算（第 5 号）

(歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑪災害復旧費中2項農林水産施設災害復旧費)

議第110号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

議第119号 指定管理者の指定について

議第121号 指定管理者の指定について

建設委員会

議第95号 平成21年度玉名市一般会計補正予算(第5号)

(歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑧土木費)

議第99号 平成21年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議第100号 平成21年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第101号 平成21年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)

議第102号 平成21年度玉名市水道事業会計補正予算(第3号)

議第103号 平成21年度玉名市下水道事業会計補正予算(第3号)

議第105号 玉名市自転車等駐車場条例の制定について

議第107号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第108号 玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第109号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議第122号 市道路線の廃止及び認定について

文教厚生委員会

議第95号 平成21年度玉名市一般会計補正予算(第5号)

(歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費〔1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費を除く〕、⑩教育費)

議第96号 平成21年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議第97号 平成21年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第98号 平成21年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第112号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議第114号 指定管理者の指定について

議第115号 指定管理者の指定について

議第 116 号 指定管理者の指定について

議第 117 号 指定管理者の指定について

議第 118 号 指定管理者の指定について

陳第 7 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情

陳第 8 号 介護保険制度の見直しを求める意見書の提出に関する陳情

○議長（竹下幸治君） 付託を決しましたので、各委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

17日までは委員会審査のため休会とし、18日は定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時06分 散会

第 4 号

12月18日(金)

平成21年第8回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成21年12月18日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
- 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第4 質疑・討論・採決
- 日程第5 委員長報告
- 新庁舎建設特別委員長報告
- 日程第6 質疑・討論・採決
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 産業経済委員長報告
 - 3 建設委員長報告
 - 4 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
- 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第4 質疑・討論・採決
- 日程第5 委員長報告
- 新庁舎建設特別委員長報告
- 日程第6 質疑・討論・採決
- 日程第7 追加議案上程（議第126号から議第128号）
- 議第126号 公平委員会委員の選任について
- 議第127号 監査委員の選任について
- 議第128号 監査委員の選任について

- 日程第 8 提案理由の説明
 日程第 9 質疑・討論・採決
 日程第 10 追加議案上程（議第 129 号）
 議第 129 号 監査委員の選任について
 日程第 11 提案理由の説明
 日程第 12 質疑・討論・採決
 日程第 13 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙
 日程第 14 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙
 日程第 15 玉名市農業委員会委員の推薦について
 日程第 16 意見書案上程（意見書案第 3 号から意見書案第 4 号）
 意見書案第 3 号 介護保険制度の見直しを求める意見書の提出について
 意見書案第 4 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について
 日程第 17 質疑・討論・採決
 閉 会 宣 告

出席議員（26名）

- | | | | |
|------|--------------|------|-------------|
| 1 番 | 藏 原 隆 浩 君 | 2 番 | 福 田 友 明 君 |
| 3 番 | 内 田 靖 信 君 | 4 番 | 江 田 計 司 君 |
| 5 番 | 北 本 節 代 さん | 6 番 | 横 手 良 弘 君 |
| 7 番 | 近 松 恵 美 子 さん | 8 番 | 福 嶋 譲 治 君 |
| 9 番 | 永 野 忠 弘 君 | 10 番 | 宮 田 知 美 君 |
| 11 番 | 前 田 正 治 君 | 12 番 | 作 本 幸 男 君 |
| 13 番 | 森 川 和 博 君 | 14 番 | 高 村 四 郎 君 |
| 15 番 | 松 本 重 美 君 | 16 番 | 多 田 隈 保 宏 君 |
| 17 番 | 高 木 重 之 君 | 18 番 | 中 尾 嘉 男 君 |
| 19 番 | 青 木 壽 君 | 20 番 | 大 崎 勇 君 |
| 21 番 | 田 畑 久 吉 君 | 22 番 | 小 屋 野 幸 隆 君 |
| 23 番 | 竹 下 幸 治 君 | 24 番 | 吉 田 喜 徳 君 |
| 25 番 | 松 田 憲 明 君 | 26 番 | 杉 村 勝 吉 君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	田中等君	次長補佐	今上力野さん
書記	小島栄作君	書記	松尾和俊君

説明のため出席した者

市長	高 崙 哲 哉 君	総務部長	元 田 充 洋 君
企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧 野 吉 秀 君	市民環境部長	黒 田 誠 一 君
福祉部長	井 上 了 君	産業経済部長	出 口 博 則 君
建設部長	望 月 一 晴 君	会計管理者	徳 井 秀 憲 君
岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	植 原 宏 君	横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	吉 村 孝 行 君
天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	池 田 健 助 君	企業局長	木 下 憲 生 君
教育次長	前 田 敏 朗 君		

午前10時08分 開議

○議長（竹下幸治君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（竹下幸治君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 北本節代さん。

[総務委員長 北本節代さん 登壇]

○総務委員長（北本節代さん） おはようございます。総務委員会に付託されました案件は議案6件、陳情2件であります。審議の経過と結果について御報告申し上げます。

議第95号平成21年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分であります。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,140万7,000円を追加し、予算の総額を289億2,413万9,000円とするものです。

まず、歳入ですが、12款分担金及び負担金は574万6,000円の追加で、水域環境保全創造事業分担金312万5,000円の減、また保育所運営費負担金860万1,000円の増によるものです。14款国庫支出金は2,578万円の減額で、子育て応援特別手当交付金7,219万円の減などによるものです。15款県支出金は6,848万円の追加、障がい者自立支援給付負担金また地球温暖化対策推進事業補助金、新型インフルエンザ接種助成金臨時補助金などによるものです。21款市債は1,630万円の減額は、都市再生整備事業債の減など。なお、10款の地方交付税4,073万7,000円、19款繰越金3,816万円の追加は今回の補正の財源調整分として計上されております。

次に歳出ですが、1款会議費議会費549万2,000円の減は、人事院勧告に伴う職員の期末勤勉手当の減額や条例改正による議員の期末手当の減が主なものです。2款総務費1,628万7,000円の減額で、主なものは人事異動や人勸に伴う職員給与の調整並びに市長給与30%減によるものです。9款消防費416万4,000円の増、主なものは八嘉東区2カ所の消火栓整備並びに、全国瞬時警報システム導入にかかわる工事費などです。

次に、第2表債務負担行為補正については、市の電算基幹業務システムの更新が行なわれるもので、期間及び限度額を設定するものです。

3表地方債補正については、林道整備事業ほか3件の借入限度額の変更で、借り入れの方法、利率、返還の方法については従前のとおりです。以上、歳入歳出の説明の

後、質疑応答がありました。まず委員から、水域環境保全創設事業分担金（覆砂事業）の減額についての質疑があり、執行部から、覆砂事業については当初4地区の漁協で実施を予定してましたが、大浜地域がアナアオサ大量発生被害により、覆砂事業に取り組めない状況となり、減額をしております。残り3地区については実施する旨の答弁がありました。さらに委員から、またアナアオサが発生してますが、次年度の予算はどうかという質疑に対し、執行部から、国の一次補正の事業の中で22年度まで覆砂事業を行なうことが承認されており、4漁協とも次の年度の予算措置はしてある旨の答弁がありました。次に、防犯灯の電気料についての質疑があり、執行部から、現在防犯灯の電気料は2分の1程度補助をしていますが、今後、現状のままでいくのか、無料にするのかはこれからの課題である旨の答弁でした。これに関連して、横島中央公民館跡地の整備についての質疑がありました。執行部から、公民館跡地は財政課が管理しているが、跡地利用で体育館整備を考えているため、しばらくは現状のままにしておきたい。ただ、近隣に迷惑をかけているところがあれば、その部分については早急に対応していきたい。また、体育館整備については企画課の方で22年度実施計画作成に向けヒアリングを行ないました。現在、企画課内で査定を行っており、今後財政課と協議を進めながら企画審議会を経て、市長の最終的な判断を得るという形で進めていくという旨の答弁がありました。さらに委員から、付近のハウスに迷惑がかからないように早急何らかの措置をしてほしいという要望がありました。次に委員から、地球温暖化対策推進事業補助金について、設置箇所、発電により賄われる状況について質疑がありました。執行部から、岱明町ふれあい健康センターの屋上に30キロから35キロ程度の太陽光パネルを設置する予定である。また、発電量についてはセンターを賄える量あるのか、売電ができる量はあるのかについては、詳細につかんでないとの答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第95号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第104号玉名市長の給与の特例に関する条例の制定についてですが、これは、市長の在任期間における給料及び期末手当を減額するため条例を制定するもので、この条例は平成22年1月1日から施行し、平成25年11月12日でその効力を失うものと説明がありました。委員から、市長の給料30%の削減をした根拠は何かとの質疑に対し、執行部から特段基準はないが、市長の選挙時の公約が給料30%削減することだったので、今回の特例措置を設け、削減した旨の答弁がありました。それに対して委員から、削減するのであれば公約ではなく明確な根拠が必要なのではないかという意見がありました。関連して委員から、市長の給与を削減した場合、副市長や教育長との給料の兼ね合いはどうするのかとの質疑に対し、執行部から30%削減した場合は、市長より副市長の方が6万円ほど高くなり、整合性が取れないが現時点では副

市長も決まっておらず致しかたない旨の答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第104号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第106号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは職務の責任と給与関係を明確にするため、条例の整備を図るものです。内容については、地方公務員法第24条第1項に規定されている職務給の原則に基づき、級別職務分類表の規定を明確にするため、「特に高度な知識経験を必要とする業務を行なう主任または技術主任」の職務を廃止し、責任度合いがある「主査」の職務を設けるもので、この条例は平成22年1月1日から施行する旨の説明がありました。委員からこの職務は玉名市だけが特別に設けるものかという質疑に対し、執行部から玉名市だけが行なうものではなく、以前から国や県から指摘があっており、熊本市や八代市など4市がまだ行なっておらず、今議会、または3月議会で指摘があった市は改めることになっているとの答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第106号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第111号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてですが、これは地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。内容は、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町が熊本市に編入することにより、熊本県市町村総合事務組合から平成22年3月22日限り脱退するものです。あわせて、熊本県市町村会規約の改正に伴い、副組合長の数を「3名」から「2名」に変更する旨の説明がありました。委員からは特に意見もなく、審査を終了し、採決の結果、議第106号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、議第113号及び議第120号の指定管理者の指定についてですが、これは各施設の条例に基づき指定管理者の指定をするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定で議会の議決を経る必要があるためです。まず、議第113号は玉名市民会館、玉名市立勤労青少年ホーム、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターで、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間を、財団法人玉名市自治振興公社に指定する旨の説明がありました。委員から、理事長は前市長のまま平成22年3月31日まで交代しないのかという質疑に対し、執行部から、新市長になってからまだ理事会が開催されておらず、理事長は理事会の中で決定することになっており、現在、理事会の開催準備を行なっているという答弁がありました。さらに委員から、自治振興公社の理事の構成メンバーはとの質疑に対し、執行部から、理事は市長、副市長、関係部長、財政課長、企画課長で組織しているという答弁がありました。関連して委員から、各施設により指定管理が異なるのはどうしてなのか、また、期間延長の要望はないのかとの問いに、執行部から、指定管理者の指定期間は事務処理要綱の中で、管理運営する上で5年ぐらいの運営をしないと初期設備投資した分を取り戻せないとか、専門的に知識が

必要な事業で習熟に3年以上かかるなど、もろもろのことを考慮し、3年間を超え5年以内と3年以内と振り分けをしているが最終判断は担当課で行なっています。期間については導入時おおむね3年だったが、今回は経験や実績を考慮し、5年程度としている旨の説明がありました。審査を終了し、採決の結果、議第113号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

議第120号玉名市草枕てんすい、玉名市草枕山荘、玉名市草枕展望農園、玉名市花の館、玉名市馬水農村公園及び玉名市津越イベント広場で、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの期間、株式会社池田建設に指定する旨の説明がありました。委員からは、この案件は総務委員会で審議しなければならないのか、応募者数は、指定管理者からの納付金についての質疑に対し、執行部から、旧天水町のときに担当課は企画振興課、合併して総務振興課になり、結果、総務委員会で協議するようになった、また応募件数は池田建設1社のみで、市への納付金は年500万円となっている旨の説明がありました。再度委員から、500万円の納付金についての質疑があり、執行部から、納付金については募集要項の中で最低500万円と謳っており、その金額を提示されてこられた旨の説明がありました。さらに最低金額の変動はあるのかとの質疑に対し、執行部から、通常は変わらないが協議書の中で、天災などで指定管理者に責任がなく業務ができない場合は、市と指定管理者の間で検討し減額はできる旨の協定を結んでいるという答弁がありました。審査を終了し、採決の結果、議第120号については、原案のとおり全員異議なく可決するものと決しました。

次に、陳第5号暮らし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。委員からは、十分検討する必要があるのではとの意見が出され、採決の結果、陳第5号については、全員異議なく継続すべきものと決しました。

次に、陳第6号消費税増税に反対し、住民税をもとに戻し、社会保障の充実を求める意見書の提出に関する陳情についてですが、委員から、もう少し勉強してから結論を出した方がいいとの意見が出され、採決の結果、陳第6号については、全員異議なく継続すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（竹下幸治君） 産業経済委員長 江田計司君。

[産業経済委員長 江田計司君 登壇]

○産業経済委員長（江田計司君） おはようございます。産業経済委員会に付託されました案件は、議案4件であります。委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第95号平成21年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。歳出の部、6款農林水産業費は1,415万1,000円の減額でありま

す。歳出の主なものを申し上げますと、担い手規模拡大事業補助金は認定農業者が規模拡大を行なう場合、借り手に反当り1万円、貸し手に5,000円を市の単独による補助を行なうものであります。本年度当初予算が840万円に対し、執行額は680万9,000円で、その残額は159万1,000円であります。これを平成20年度の業績で考慮しますと、予算額に不足をきたす恐れがあるため、376万5,000円の補正額となったものであります。林業振興費の委託料は、県の緊急雇用創出事業を使いまして、市の一般道、防火林道の除草、樹木の伐採、土木作業などの維持管理業務をシルバー人材センターに委託するもので、雇用人数は5人、期間は来年1月4日から3月31日までとするものであります。また、水産振興費は、当初予算で計上しておりました4つの漁協が行なう覆砂事業におきまして、大浜漁協が辞退されたことにより工事費と事務費を減額するものであります。7款商工費は36万2,000円の増額であります。主なものは、商工観光課の事務室がある商工会館の雨漏り補修工事とクロス張り替え工事分の15万4,000円とテレビ共聴設備工事分の49万円の商工会議所への負担金であります。また商工業振興費の委託料100万円は、中心市街地活性化事業の基本設計委託であり、本年3月末に取得したマルシヨク跡地の基本設計の委託料です。このマルシヨク跡地については、活用策を地元の方と商工会議所とも調整を図りながら進めていくものです。8款土木費の7目都市再生整備事業費の減額3,853万5,000円のうち3,500万円は耕地課の関係分であります。これは新幹線新玉名駅周辺の玉名平野地区排水対策に対応した岩崎地区排水路改修工事に関するもので、入札残額を減額するものであります。11款災害復旧費は防火林道ののり面崩落被害復旧に係る工事と事務費であり、被害箇所は2カ所で延長79メートル、面積838.6平方メートルであります。委員から、土地改良費の単県農地防災調査負担金の内容を具体的にとの質疑に対し、執行部からは、熊本市と玉名市に受益面積を持っております天水の小白地区があります。ここに既に30年近く経過した排水機場がありまして、老朽化が著しいということで、県の事業で更新を行なうものであります。調査費として当初100万円とし、県50万円、市50万円さらに熊本市が57%、玉名市が43%の負担割合で経費を負担しております。当初、国・県の間で協議をされて、既設の排水機場を一部改修し、新しい排水機場を1基設ける計画であったわけですが、そうなると地区内に2基の排水機場を設けることになり、後々の維持費もかかるため再度協議の中で新しい排水機場を1基つくり、古い方を廃棄する方向となり、調査費が増えたものであります。本格的な事業は来年度からでこれに向けての調査として、この差額を今回計上したものでありますとの答弁でありました。また委員から、覆砂事業をなぜ1カ所やめられたのかとの質疑に対し、執行部から、大浜漁協につきましては、平成20年度から21年度にかけて繰越事業としてノリ共同乾燥施設を建設されています。それに対する投資や負担金

などがあります。また、アナアオサが大量に発生しまして、その回収事業にも多額の経費がかかることなど考慮されて、経営面も考えての辞退かと推測がされます、との答弁でありました。さらに委員からは、前にアナアオサの撤去を行ない完全になくなったものがまた繁茂している。そのときに覆砂事業を行なっていればアナアオサは繁茂していなかったのではないか。海の流れも防護柵などがあり従来と変わっている。覆砂していないことで繁茂し、撤去にまた経費がかかることになるので、覆砂事業は行なえるよう検討してほしいとの意見がっております。執行部からは、アナアオサは浮遊しながら沈んで、それが定着するものでその定着物がなければ繁茂しないと想像されています。覆砂をした地区については確かに繁茂していない状況であります。ただ、辞退の理由としては先ほども言いましたが、いろいろな投資面、経営のことを考えられてのことで、漁協とも協議を行ないましたが難しいとしての辞退であると認識をしているとの発言がっております。審査を終了し、採決の結果、議第95号中付託分については、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議第110号土地改良事業の計画の概要を定めることについてであります。これは市が土地改良事業を実施するときは、土地改良法第96条の2第2項規定により、その計画の概要について議会の議決を経る必要があるためであります。内容は六十丁地区の排水路の整備を行なうことにより、水田の汎用化、維持管理の費用及び労力の節減並びに農業経営の安定向上を図るためであります。執行部からの説明の後、委員から特に質疑はなく、採決の結果、議第110号については、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議第119号指定管理者の指定についてであります。これは玉名市大衆浴場条例第7条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためであります。管理を行なわせる施設は玉名市大衆浴場で、指定管理者となる団体は玉名温泉観光旅館協同組合。指定の期間は平成22年4月1日から平成27年3月31日までであります。なお、玉名温泉観光旅館協同組合は平成18年9月1日から平成22年3月31日までの管理を行なっています。委員から、これは継続ですけど、何で継続にしたのかとの質疑に対し、執行部からは、継続という形ではありません。新たに公募を行ない、指定管理者の事務手続きを行なって指定したものであります、との答弁でありました。審査を終了し、採決の結果、議第119号については、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次の議第121号指定管理者の指定についてであります。これは横島農産加工研修センター条例第7条第1項玉名市横島農業体験施設条例第6条第1項及び玉名市ふるさとセンターY・BOX条例第7条第1項の規定に基づき、指定管理者の指定をしようと

するときは、地方自治法第244条の2項2第6項の規定による議会の議決を経る必要があるためであります。管理を行なわせる施設は玉名市横島農産加工研修センター、玉名市横島農業体験施設及び玉名市ふるさとセンターY・BOXで指定管理者となる団体は有限会社横島町特産物振興協会。指定の期間は平成22年4月1日から平成26年3月31日までであります。委員からは特に質疑はなく、採決の結果、議第121号につきましては、全員一致で原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（竹下幸治君） 建設委員長 高木重之君。

[建設委員長 高木重之君 登壇]

○建設委員長（高木重之君） おはようございます。今期、建設委員会に付託されました案件は議案11件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第95号平成21年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。4款衛生費1項保健衛生費中8目水道費で簡易水道事業会計繰出金10万8,000円の減、9目浄化槽設置整備費で浄化槽整備事業会計繰出金15万2,000円の減。いずれも人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減、共済費の増によるものであります。8款土木費で2,552万3,000円の減額で、主なものとして都市再生事業整備事業費3,853万5,000円の減、また人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減、共済費の増などによるものであります。まず委員より、公園管理費の修繕料408万5,000円の内訳について質疑があり、執行部より裏川の土戸橋の橋脚及び上部、酢屋橋の桁材の接合等の修繕費用である旨の答弁がありました。また委員より、公園の年間の光熱水費について質疑があり、執行部より光熱水費の全体予算としては303万3,000円を計上しているが、この中で今回6万円補正しているのは、今年の夏に雨が少なかったため、河川敷花壇ほか11カ所の花壇に対する水道代が例年の予算より不足したためとの答弁でした。さらに公園に関し、電気代の節約として太陽光を利用した電灯の取り入れ、またそうしたエコ対策等に対し、国の補助事業はないのかとの質疑に対し、執行部より公園関係の照明に関して、前に設置されているのはほとんど有線の電灯だが、新しい公園に対してはソーラー等の照明を設置しているとの答弁でした。また、国の施策の中にも補助事業のメニューとしてエコに関した部分もあるので、今後新たに設置していく公園に関してはすべてではないが、ソーラー灯への更新も考えているとの答弁でした。また委員から、境川山田線文化財本調査の件での委託料3,921万円の減額の詳細について質疑があり、執行部より、現在計画している都市計画道路のエリアの中に文化財包蔵地がある場合は、試掘調査や本調査の委託料を当初予算に計上している。それで工事をする前に試掘調査を行ない、本調査までしなくていい場合は費用を減額している。それから調査費用は、道路工事の対象面積分の金額を提示していると

の答弁でした。また、委員から道路維持費に関し、道路の陥没が目立ち、あまりにも危険なところがときどき見受けられるが、区長会議等にも道路の陥没があった場合に連絡するような話はされているのかとの質疑があり、執行部より、実際区長会議には言っていないが、区長より自発的に連絡はいただいている。執行部でも週2回パトロールを行なっているが、一般市民・区長の方々から陥没等発見の連絡があった時点で改めて現場を伺い危険性を確認した上で補修を行なっているとの答弁でした。以上、審査を終了し、採決の結果、議第95号中付託分については、人件費の減額に反対があったものの、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第99号平成21年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減、共済費の増で、歳入歳出それぞれ38万7,000円の減額であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第99号については、人件費の減額に反対があったものの、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第100号平成21年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減、共済費の増で、歳入歳出それぞれ10万8,000円の減額であります。委員からは特に質疑もなく、採決の結果、議第100号については、人件費の減額に反対があったものの、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第101号平成21年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減、共済費の増で、歳入歳出それぞれ15万2,000円の減額であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第101号については、人件費の減額に反対があったものの、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第102号平成21年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出で人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減と法定福利費の増及び雑支出の増で45万6,000円の減額。資本的収入で八嘉東地区簡易水道事業の消火栓設置に伴う一般会計からの負担金130万2,000円の追加。資本的支出で国庫補助金の返還分92万2,000円の追加であります。まず委員より、雑支出の追加分42万円の中身について質疑があり、執行部より、これは国庫補助金の返還にかかわる加算金で、内容として以前、簡易水道の国庫補助事業で行なっていた消費税にかかわる分の補助金の返納分であるとの答弁でした。これは「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」という通知文があるが、この中に「消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額が確定したときには速やかに厚生労働大臣に報告し返還する」という消費税に関する定めがある。これは消費税が特定収入の割合

の5%未満か5%以上かという定めであり、それに基づき5%以上の場合に消費税申告をしていた。しかし、5%未満の場合の処理が取扱要領の文言上、非常にわかりにくく明確でなかったため、これに関しては県当局の担当も把握しておらず、特段の処理は行なってこなかった。ところが最近、よその会計検査の事例で「5%未満の部分については、本来返還しなければならない」ということが判明し、県を通じてその情報を受けた。本市は会計検査で指摘を受けたわけではないが、5%未満に該当する年度が17年度と18年度にあったため、行政の立場としての判断から今回、自主的に返還すべく元金の返還分として資本的支出で92万2,000円、返還にかかる加算金として収益的支出で42万円の追加補正を行なったとの答弁でした。また、加算金の考え方については、その当時に申告しなかったことに対する罰則規定であり、故意か故意でないかは別問題だということで、今回は理解している旨の説明がなされました。以上、審査を終了し、採決の結果、議第102号については、人件費の減額に反対があったものの、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第103号平成21年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出で人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減と法定福利費の増で52万5,000円の減額。資本的支出で同じく人事院勧告に伴う期末勤勉手当の減と法定福利費の増で57万7,000円の減額であります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第103号については、人件費の減額に反対があったものの、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第105号玉名市自転車等駐車場条例の制定についてであります。これは地方自治法第244条の2第1項の規定により、玉名市自転車等駐車場の設置及び管理について条例を制定するものであります。内容としまして、市街地における自転車等の駐車秩序を確立するため設置された自転車等駐車場の名称、位置、管理等につきまして、必要な事項を定めるものであります。委員から、今までこういう条例はなかったが今度改めて条例化されるということは、この条例がなかったために不都合な点が出てきたのかとの質疑があり、執行部より、基本的には今までもこの条例に沿ったような対応をしてきた。自転車を保管・処分する中で、仮に盗難自転車があった場合、期間を設けて保管してもそのままわからずに処分したりする恐れもあり、そういう諸問題に対し今後は条例を整備して、しっかり対応する。また今後、新玉名駅前広場にも駐輪場ができてくることを踏まえた今回の条例制定である旨の答弁でした。以上審査を終了し、採決の結果、議第105号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第107号玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは新立石団地汚水処理場の設置に伴い、条例の整備を図るもので

あります。内容について、これまで当該団地の汚水処理施設の管理は、家賃収入により一括管理していたが、家賃の見直しに伴い、他の一般市営団地との整合を図るため、来年度より玉名市農業集落排水処理施設条例の規定により算定した額を新たに徴収するものでございます。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第107号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第108号玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは入居者の資格並びに新立石団地の家賃及び駐車場の管理方法の見直しに伴い、条例の整備を図るものであります。内容として現在、新立石団地について合併前の天水町から単独住宅として引き継ぎ、月額2万5,000円の定額家賃を徴収しているが、他の同等程度の一般市営住宅との公平性を図るため、家賃体系を整備するものであります。また駐車場の管理方法についても、これまで無料となっていた料金を玉名市行政財産使用料条例に基づき、有料とするものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第108号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第109号玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは給水区域の拡張に伴い、条例の整備を図るものであります。内容として、本年度、箱谷、三ッ川の一部を給水区域とする変更認可申請を行なうため、給水区域の規定を改めるものであります。委員から特に質疑もなく、採決の結果、議第109号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第122号市道路線の廃止及び認定についてであります。これは、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の承認を得るものであります。今回廃止する路線は、一本松伊倉線、中北伊倉駅線の2路線で、いずれも市道名称が重複していたことに伴い廃止するものであります。また、認定する路線は、繁根木玉名線、玉名大坊線、高瀬大橋津留線、両迫間玉杵名線、一本松青野原線、築地ナギノ線、中北田端線、両迫間4号線、大坊トンネル西線の9路線であります。委員から、路線の起点・終点や幅員について確認がありましたが、採決の結果、議第122号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、今期、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（竹下幸治君） 文教厚生委員長 内田靖信君。

〔文教厚生委員長 内田靖信君 登壇〕

○文教厚生委員長（内田靖信君） おはようございます。今期、文教厚生委員会に付託されました案件は議案10件と陳情2件でございます。審査の経過と結果について御報告をいたします。

初めに、議第95号平成21年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分につい

てでございます。歳出の主なものには、3款民生費は8,397万9,000円の追加で、介護給付関連等給付事業7,604万9,000円などが計上されております。4款衛生費は6,659万1,000円の追加で、新型インフルエンザ予防接種費補助金2,325万3,000円などが計上をされております。10款教育費は956万円の追加で、岱明B&G海洋センター体育館修繕1,150万円などが計上をされております。この補正予算に計上されております玉名市女性の会支援事業について、市婦人会連絡協議会が解散し、まだ日が浅いようであるが、解散した経緯などについて検証は済んだのか。また、新設された支援事業の内容について質疑があり、執行部より、市婦人会連絡協議会が解散した経緯等については執行部において十分精査をしたところである。今までは団体に補助金を交付し活動の推進に当たっていたが、今回新たに創設した玉名市女性の会支援事業は生涯学習を通じて人づくり及び地域づくりの活動を女性が主体性を持って行なう女性の会に対し、助成金を交付することにより、女性の人材育成を図ることを目的としている。設置にあたっては、小学校区単位で推進することとし、1小学校区当たり1団体の女性の会で会員数は10名以上の女性で構成することとしている。助成金の額は基本額の3万円で構成人員に応じて加算し、女性や青少年の育成に関する事業、あるいは防災・防犯に関する事業、地域福祉や生活環境の保全に関する事業などを推進していただくこととしている。なお、現在も地域で継続的に活動されている女性の会へ、何らかの方策を講じ積極的に支援していく必要があると考え、今回補正をお願いするものであるとの答弁がっております。また委員から、先般、横島町で開催されました教育懇談会の席上で、30人学級の設置について強い要望があったことについて質疑があり、執行部より、教育懇談会は教育振興の基本的な計画を策定するため開催したものである。30人学級の設置については教育委員会でも精査し、他市の状況も参考にしながら鋭意検討を重ねてまいりたいとの答弁がっております。関連して委員から、要望者に対しては願意をくみ取り、文書により回答を示すことも必要ではないかとの意見が出されております。その他、子ども手当の創設、保育園の待機児童、公立保育所の民営化、玉名中央病院事業費、地域子育て創生事業及び緊急雇用創出基金事業関連、各小・中学校における電子黒板の活用、中・高一貫教育、指定文化財の認定などについて質疑や確認がなされました。審議を終了し、採決の結果、議第95号については、全員異議なく可決すべきものと決しております。

次に、議第96号平成21年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ7,876万円を追加し、総額を89億360万3,000円とするものでございます。この件について委員から、昨今の経済不況の影響で国保税滞納者が増えつつあると聞き及んでいますが、減免処置などの対応についてはどうなっているのかとの質疑があり、執行部よ

り、減免制度要綱は整備しているが、これは災害や解雇といった特別な事情の際に適用される。また、病院などで支払う窓口負担の減免制度の取り扱いについては、今後、他市の状況も参考にしながら検討を重ねてまいりたいとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第96号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第97号平成21年度玉名市後期高齢医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ88万4,000円を追加し、総額を7億3,639万9,000円とするもので、主に窓口端末機器購入等によるものでございます。この件について委員から、きめ細やかな相談体制の整備を図るとのことであるが、現在の相談体制はどうなっているのかといった質疑があり、執行部から、現在職員3名で窓口や電話での相談にあたっているが、それぞれの相談が長時間にわたる場合もあり、現在の端末機器数では対応が難しくなっているため、今回機器の増設をお願いするものであるとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第97号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第98号平成21年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ64万2,000円を減額し、総額を61億7,177万6,000円とするものであります。この件について委員から、事業所数及び介護職員数並びに給与体系などの処遇改善について質疑があり、執行部より、処遇改善の動向については市としても興味のある部分ではあるが、県が各事業所に許認可を与え直接指導する立場となっているため、把握できないとの答弁がっております。審査を終了し、採決の結果、議第98号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第112号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございます。内容としましては、下益城郡城南町及び鹿本郡植木町が熊本市に編入することにより、熊本県後期高齢者医療広域連合から平成22年3月22日限りで脱退させるものであります。この件について委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第112号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第114号指定管理者の指定についてであります。管理を行なわせる施設は玉名市福祉センターで、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を指定するものであります。この件について委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第114号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第115号指定管理者の指定についてであります。管理を行なわせる施設は玉名市岱明コミュニティーセンターで、平成22年4月1日から平成25年3月31

日までを指定の期間として、株式会社三勢を指定するものであります。この件について委員から、委託費用や応募があった会社の数について確認がなされました。審査を終了し、採決の結果、議第115号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第116号指定管理者の指定についてであります。管理を行なわせる施設は玉名市岱明ふれあい健康センターで、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を指定するものであります。この件について委員から、指定の期間や社会福祉協議会役員などについて確認がなされました。審査を終了し、採決の結果、議第116号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第117号指定管理者の指定についてであります。管理を行なわせる施設は玉名市立伊倉児童センターで、平成22年4月1日から平成25年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会とするものであります。この件について委員から、委託条件や委託費用などについて、前回と今回の比較を説明すべきではないかといった意見がなされました。審査を終了し、採決の結果、議第117号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第118号指定管理者の指定についてであります。管理を行なわせる施設は玉名市天水老人憩いの家で、平成22年4月1日から平成25年3月31日までを指定の期間として、社会福祉法人玉名市社会福祉協議会を指定するものであります。この件について委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第118号は、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第7号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。この件について委員から、この医療制度を実施して数年で廃止ということになれば、現場の混乱が予想される。今後の国の動向を見極める必要があるなどの意見が出され、採決の結果、陳第7号につきましては、賛成者なしで不採択とすべきものと決しました。

最後に、陳第8号介護保険制度の見直しを求める意見書の提出に関する陳情についてであります。この件については、願意妥当と認め、採決の結果、陳第8号につきましては、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（竹下幸治君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時22分 開議

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（竹下幸治君） ただいままでの各委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

11番議員 前田正治君。

〔11番 前田正治君 登壇〕

○11番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案されております議題の中で、議第95号、議第96号、議第98号、議第99号、議第100号、議第101号、議第102号、議第103号、この一般会計、特別会計、企業会計補正予算については反対をします。以上、言いました議案には市職員の期末勤勉手当を削減することが予算化されています。これは、さきの臨時議会で条例が賛成多数で可決されたものであります。日本経済は破綻した外需依存から真の内需主導への経済へとその転換が強く求められています。中でもGDPの55%を占める個人消費を温めることは特に重要であります。期末勤勉手当の削減は真の日本経済回復に逆効果であり、玉名経済にも与える影響は大きいものと考えます。したがって、私は市職員の期末手当、勤勉手当の削減が予算化されている議案には反対をいたします。また文教厚生委員長報告では、陳第7号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情は、不採択でありました。私は原案について賛成をし、後期高齢者医療制度が廃止されるように政府に意見書をあげることを求めます。2年ごとの保険料改定で来年の4月には保険料の引き上げが心配されます。そもそも病気になりがちな高齢者の医療につきましても、高齢者が今日まで果たしてきた役割や長年の社会貢献を考えるならば、国と企業が十分な財政負担を行ない、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきであります。高齢者を別扱いにして負担増と差別医療を押し付ける世界に類のない恥ずかしいこの制度は1日も早く廃止すること、これは高齢者のみならず多くの市民の願いにも反しないものと確信をいたします。

以上、討論を終わります。

○議長（竹下幸治君） 5番 北本節代さん。

〔5番 北本節代さん 登壇〕

○5番（北本節代さん） 陳第7号後期高齢者医療制度廃止を求める意見書の提出に関する陳情につきまして委員長の報告は不採択でありました。私は陳7号を原案に対し、賛成の立場で討論いたします。この制度が実施され、1年半になります。懸命に反対し

ました75歳以上の高齢者の方たちが1人ずつ亡くなっております。人生80年と言われて長くなりますが、平均寿命も85歳、なぜ75歳以上になってしまったときに新たに後期高齢者医療制度に入らなくてはいけないのか、またその制度を維持しなくてはいけないのか疑問があります。常に長生きしてよかったと思われる制度を構築していくために、後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出については、採択すべきものと思います。賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（竹下幸治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第95号 平成21年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

議第96号 平成21年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第98号 平成21年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第99号 平成21年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議第100号 平成21年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第101号 平成21年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

議第102号 平成21年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）

議第103号 平成21年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）

以上、予算議案8件については、異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第97号 平成21年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上、予算議案1件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第95号 平成21年度玉名市一般会計補正予算（第5号）については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第95号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第95号については、原案のとおり決定いたしました。

議第96号 平成21年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第96号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第96号については、原案のとおり決定いたしました。

議第98号 平成21年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第98号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第98号については、原案のとおり決定いたしました。

議第99号 平成21年度玉名市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第99号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第99号については、原案のとおり決定いたしました。

議第100号 平成21年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第100号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第100号については、原案のとおり決定いたしました。

議第101号 平成21年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第101号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第101号については、原案のとおり決定いたしました。

議第102号 平成21年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第102号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第102号については、原案のとおり決定いたしました。

議第103号 平成21年度玉名市下水道事業会計補正予算（第3号）については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第103号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第103号については、原案のとおり決定いたしました。

議第104号 玉名市長の給与の特例に関する条例の制定について

議第105号 玉名市自転車等駐車場条例の制定について

議第106号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第107号 玉名市地域汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第108号 玉名市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議第109号 玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案6件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第110号 土地改良事業の計画の概要を定めることについて

議第111号 熊本縣市町村総合事業組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議第112号 熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議第113号 指定管理者の指定について

議第114号 指定管理者の指定について

議第115号 指定管理者の指定について

議第116号 指定管理者の指定について

議第117号 指定管理者の指定について

- 議第 1 1 8 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 1 9 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 0 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 1 号 指定管理者の指定について
- 議第 1 2 2 号 市道路線の廃止及び認定について

以上、議案 1 3 件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情について

陳第 5 号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情

陳第 6 号 消費税増税に反対し、住民税をもとに戻し、社会保障の充実を求める意見書の提出に関する陳情

陳第 7 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情 3 件については、後に譲り採決いたします。

陳第 8 号 介護保険制度の見直しを求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情 1 件については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

陳第 5 号 暮らし支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出に関する陳情については、委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、陳第 5 号については継続審査とすることに決定いたしました。

陳第 6 号 消費税増税に反対し、住民税をもとに戻し、社会保障の充実を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、陳第 6 号については継続審査とすることに決定いたしました。

陳第 7 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について

は、委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳第7号については、原案のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（竹下幸治君） 起立少数であります。よって、陳第7号については、不採択と決定いたしました。

日程第3 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員長報告

- 議長（竹下幸治君） 次に、新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、討論ののちに採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員長 永野忠弘君。

[新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員長 永野忠弘君 登壇]

- 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員長（永野忠弘君） 新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員会の御報告を申し上げます。

平成23年の全線開通を目指した九州新幹線鹿児島ルート早期完成、開業の促進及び新玉名駅周辺整備の推進を図るとともに国道208号線の交通混雑の解消や交通安全の確保を目的に事業化され、新玉名駅への主要アクセス道路として位置づけられている玉名バイパスの早期開通の促進を図るため、本市議会として12月4日の議会において本委員会が設置されましたので、即日委員会を開催いたしました。付託されました調査事項につきましては、今後慎重に審査していく必要がございますので、閉会中の継続審議と決定し、今委員会を閉会いたしました。御報告を終わります。

- 議長（竹下幸治君） 以上で新幹線新玉名駅周辺整備・玉名バイパス建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

- 議長（竹下幸治君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続

審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第5 新庁舎建設特別委員長報告

○議長（竹下幸治君） 次に、新庁舎建設特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、討論ののち採決いたします。委員長の報告を求めます。

新庁舎建設特別委員長 吉田喜徳君。

〔新庁舎建設特別委員長 吉田喜徳君 登壇〕

○新庁舎建設特別委員長（吉田喜徳君） 今議会新たに設置された新庁舎建設特別委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。第1回の本委員会は正副委員長の互選の後、付託された調査事項につきましては、今後慎重に審議を期するため、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定いたしました。

以上で、新庁舎建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（竹下幸治君） 以上で、新庁舎建設特別委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑・討論・採決

○議長（竹下幸治君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部及び企

画政策部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民環境部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 2時16分 開議

○議長（竹下幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加についてお諮りいたします。

議第126号 公平委員会委員の選任について

議第127号 監査委員の選任について

議第128号 監査委員の選任について

議第129号 監査委員の選任について

有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙

玉名市農業委員会委員の推薦について

意見書案第3号 介護保険制度の見直しを求める意見書の提出について

意見書案第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

日程表のとおり日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第7 追加議案上程（議第126号から議第128号）

○議長（竹下幸治君） 議第126号公平委員会委員の選任についてから議第128号監査委員の選任についてまでの人事案件3件を議題といたします。お手元に配付してあります決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（竹下幸治君） ただいまの議案について提案理由の説明を求めます。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 提案理由の説明を申し上げます。議第126号の公平委員会委員の選任についてでございますが、前公平委員会委員荒木守氏が平成21年11月30日をもちまして任期満了となりました。つきましては、新たに久多見澄夫氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。議第127号及び議第128号の監査委員の選任についてでございますが、前監査委員高村捷秋氏及び田原邦彦氏が本年11月30日をもちまして任期満了となりました。つきましては、新たに有働利昭氏及び前田敦子氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹下幸治君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第126号公平委員会委員の選任についてから議第128号監査委員の選任についての人事案件3件については、議事の都合により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 異議なしと認めます。よって、議第126号から議第128号についてまでの人事案件3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 質疑・討論・採決

○議長（竹下幸治君） 議第126号から議第128号についてまでの人事案件3件について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第126号 公平委員会委員の選任については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第126号については原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第126号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第127号 監査委員の選任については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第127号については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第127号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第128号 監査委員の選任については、異議がありますので起立により採決いたします。

議第128号については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹下幸治君） 起立多数であります。よって、議第128号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第10 追加議案上程（議第129号）

○議長（竹下幸治君） 次に、議第129号監査委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、横手良弘君の退場を求めます。

[横手良弘君 退場]

○議長（竹下幸治君） お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第11 提案理由の説明

○議長（竹下幸治君） ただいまの議案について提案理由の説明を求めます。

市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 提案理由の説明を申し上げます。議第129号の監査委員の選任についてでございますが、堀本泉議員が本年11月12日をもちまして、任期満了となりました。つきましては、地方自治法196条第1項の規定に基づきまして、議員のうちから選任する監査委員としまして、横手良弘議員を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹下幸治君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第129号監査委員の選任については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第12 質疑・討論・採決

○議長（竹下幸治君） 議第129号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議第129号 監査委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議第129号については、原案に同意することに決定いたしました。

横手良弘君の入場を許します。

〔横手良弘君 入場〕

日程第13 有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙

○議長（竹下幸治君） 次に、有明広域行政事務組合の玉名市選出議員に1人欠員を生じたので、これより有明広域行政事務組合議会議員補欠選挙を行ないます。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに

決定いたしました。

有明広域行政事務組合議会議員に田畑久吉君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました田畑久吉君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田畑久吉君が有明広域行政事務組合議会議員に当選されました。ただいま有明広域行政事務組合議会議員に当選されました田畑久吉君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第14 玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙

- 議長（竹下幸治君） 次に、玉名市選挙管理委員会委員及び補充員選挙を行ないます。本選挙は地方自治法第182条の規定に基づき、有権者の中から各4人を選ぶものでございます。現在の委員は本年12月25日をもって任期満了となります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

玉名市選挙管理委員会委員に川本徳人君、小山勝正君、平川玄悟君、川原守君、補充員に田中武弘君、井上浩介君、立川泰君、前田盛継君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれの4人を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました川本徳人君、小山勝正君、平川玄悟君、川原守君を選挙管理委員に、補充員に田中武弘君、井上浩介君、立川泰君、前田盛継君が補充員に当選されました。なおこの際、補充員の順位についてお諮りいたします。1番田中武弘君、2番井上浩介君、3番立川泰君、4番前田盛継君。以上のとおりとすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第15 玉名市農業委員会委員の推薦について

○議長（竹下幸治君） 次に、玉名市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。市長から農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定に基づく、委員に1人の欠員が生じたので、推薦を求められております。

お諮りいたします。指名の方法については、被推薦人1人を議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

被推薦人に西木美津子さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました西木美津子さんを玉名市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、西木美津子さんを玉名市農業委員会委員に推薦することを決定いたしました。

日程第16 意見書案上程（意見書案第3号から意見書案第4号）

○議長（竹下幸治君） これより意見書案の審議に入ります。

意見書案第3号 介護保険制度の見直しを求める意見書の提出について

意見書案第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

以上、意見書案2件を議題といたします。お手元に配付しております意見書案の朗読はこれを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、議事の都合により提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第17 質疑・討論・採決

○議長（竹下幸治君） 意見書案第3号から意見書案第4号につきましては、意見書案

2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。意見書案第3号 介護保険制度の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

意見書案第4号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹下幸治君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成21年第8回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 竹 下 幸 治

玉名市議会議員 内 田 靖 信

玉名市議会議員 江 田 計 司

玉名市議会会議録
平成21年第8回定例会

発行人 玉名市議会議長 竹下幸治

編集人 玉名市議会事務局長 田中等

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155